

長崎県北部海区漁場計画

漁業権に関する事項 別表

(令和5年9月1日切替関係)

令和5年12月26日変更

令和6年5月31日変更

令和7年5月30日変更

- ・区画漁業において、傍線を付した部分を加える。(北区計第3520号及び第3521号)
- ・区画漁業において、取消線を付した部分を削除する。(北区計第2066号)
- ・区画漁業において、傍線を付した部分のように改める。(北区計第2067号)

共 同 漁 業

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 3号	長崎県 北松浦郡 佐々川下流 地先	次の1、2、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結ぶ直線及び5から4、1から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町と同市小佐々町小坂との最高高潮時海岸線における境界 （北緯33度12分4秒, 東経129度38分19秒） 2 同市光町埋立地北西端 （北緯33度12分24秒, 東経129度38分50秒） 3 同市小佐々町と北松浦郡佐々町との最高高潮時海岸線における境界 （北緯33度13分52秒, 東経129度38分19秒） 4 北松浦郡佐々町芳の浦佐々川東岸標識A号（3から90度の直線と対岸との交差点） （北緯33度13分52秒, 東経129度38分25秒） 5 同郡同町羽恵崎突端 （北緯33度12分26秒, 東経129度38分41秒）		第1種 第1種 第2種	あさり はまぐり 雑魚底刺網	1/1～12/31 " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 4号	長崎県 佐世保市 小佐々町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、チ、 リ、ヌ、16の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域 ただし、19、20の点を結 ぶ直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域 を除く	1 佐世保市浅子町と同市小佐々町小坂との 最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度12分16秒, 東経129度37分27秒) 2 同市浅子町網屋の鼻 (北緯33度12分16秒, 東経129度37分13秒) 3 同市小佐々町小坂樋の浦北口突端 (北緯33度12分21秒, 東経129度37分13秒) 4 同市浅子町上小高島北東端 (北緯33度11分52秒, 東経129度36分40秒) 5 同市小佐々町臼ノ浦高崎 (北緯33度12分11秒, 東経129度36分50秒) 6 同市相浦町トコイ島北端 (北緯33度11分59秒, 東経129度36分0秒) 7 同市小佐々町西川内永ノ島南西端 (北緯33度12分5秒, 東経129度35分51秒) 8 同市高島町高島北西端 (北緯33度11分34秒, 東経129度34分53秒) 9 同市小佐々町楠泊笹島南端 (北緯33度11分42秒, 東経129度34分43秒) 10 同市同町楠泊神崎島北端 (北緯33度13分3秒, 東経129度33分10秒) 11 同市同町矢岳下島北西端 (北緯33度13分55秒, 東経129度32分42秒) 12 同市鹿町町長串褥崎割石鼻 (北緯33度14分29秒, 東経129度33分22秒) 13 同市小佐々町矢岳丸島北端 (北緯33度14分12秒, 東経129度33分21秒) 14 同市鹿町町長串褥崎水場 (北緯33度14分24秒, 東経129度33分44秒) 15 同市小佐々町矢岳前島北東端 (北緯33度13分58秒, 東経129度33分43秒) 16 同市小佐々町と同市鹿町町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯33度14分34秒, 東経129度34分4秒) 17 同市黒島町伊島北端 (北緯33度10分26秒, 東経129度31分12秒) 18 平戸市木ヶ津町赤松鼻 (北緯33度15分34秒, 東経129度30分5秒) 19 佐世保市小佐々町臼ノ浦小臼ノ浦南鼻 北端 (北緯33度12分28秒, 東経129度37分3秒) 20 同市同町小坂平田鼻 (北緯33度12分32秒, 東経129度37分12秒)	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度12分19秒, 東経129度37分13秒) ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度12分2秒, 東経129度36分45秒) ハ 6と7を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度12分2秒, 東経129度35分56秒) ニ 8と9を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度11分38秒, 東経129度34分48秒) ホ 9と17を結ぶ直線上9から1,000メート ルのところ (北緯33度11分29秒, 東経129度34分7秒) ヘ 10と17を結ぶ直線上10から1,750メー トルのところ (北緯33度12分15秒, 東経129度32分34秒) ト 11から270度1,000メートルのところ (北緯33度13分55秒, 東経129度32分3秒) チ 11と18を結ぶ直線上11から1,000メー トルのところ (北緯33度14分15秒, 東経129度32分11秒) リ 12と13を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度14分20秒, 東経129度33分22秒) ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度14分11秒, 東経129度33分43秒)	第1種 おごのり 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 5号	長崎県 佐世保市 鹿町町 地先	次の2、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、チ、 リ、ヌ、14の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域	1 佐世保市小佐々町矢岳下島北西端 (北緯33度13分55秒, 東経129度32分42秒)	イ 3と4を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度14分11秒, 東経129度33分43秒)	第1種 ひじき	1/1～12/31	令和5年9月1日	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
			2 同市小佐々町と同市鹿町町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯33度14分34秒, 東経129度34分4秒)	ロ 5と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度14分20秒, 東経129度33分22秒)	第1種 ひとえぐさ	"	から					
			3 同市小佐々町矢岳前島北東端 (北緯33度13分58秒, 東経129度33分43秒)	ハ 1と16を結ぶ直線上1から1,000メートル のところ (北緯33度14分15秒, 東経129度32分11秒)	第1種 もずく	"	令和15年8月31日					
			4 同市鹿町町長串褥崎水場 (北緯33度14分24秒, 東経129度33分44秒)	ニ 7と16を結ぶ直線上7から1,300メートル のところ (北緯33度15分34秒, 東経129度32分7秒)	第1種 わかめ	"	まで					
			5 同市小佐々町矢岳丸島北端 (北緯33度14分12秒, 東経129度33分21秒)	ホ 8と18を結ぶ直線上8から1,000メートル のところ (北緯33度17分47秒, 東経129度33分31秒)	第1種 あさり	"						
			6 同市鹿町町長串褥崎割石鼻 (北緯33度14分29秒, 東経129度33分22秒)	ヘ 9と17を結ぶ直線上9から2,000メートル のところ (北緯33度17分57秒, 東経129度34分15秒)	第1種 あわび	"						
			7 同市同町九十九島下忠六島南端 (北緯33度15分34秒, 東経129度32分57秒)	ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度17分58秒, 東経129度35分24秒)	第1種 かき	"						
			8 同市同町九十九島瀬尻島北端 (北緯33度17分28秒, 東経129度34分0秒)	チ 11と12を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度18分35秒, 東経129度36分3秒)	第1種 さざえ	"						
			9 平戸市田平町深月免蛭子崎南端 (北緯33度18分14秒, 東経129度35分30秒)	リ 13と19を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度18分45秒, 東経129度36分19秒)	第1種 いせえび	"						
			10 佐世保市鹿町町口の里黒崎標識A号 (北緯33度17分41秒, 東経129度35分18秒)	ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度18分48秒, 東経129度36分29秒)	第1種 うに	"						
			11 平戸市田平町深月免干場網上鼻 (北緯33度18分40秒, 東経129度35分58秒)		第1種 たこ	"						
			12 佐世保市鹿町町口の里関里波止標識A 号 (北緯33度18分29秒, 東経129度36分7秒)		第1種 なまこ	"						
			13 平戸市田平町深月免海岸標識B号(11 から北東方向に450メートルのところ) (北緯33度18分49秒, 東経129度36分16秒)		第2種 雑魚磯刺網	"						
			14 佐世保市鹿町町口の里餅が崎 (北緯33度18分43秒, 東経129度36分27秒)		第2種 雑魚小型定置	"						
			15 同市江迎町末橋と平戸市田平町深月免 との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度18分54秒, 東経129度36分30秒)		第2種 きびな固定式刺網	"						
			16 平戸市木ヶ津町赤松鼻 (北緯33度15分34秒, 東経129度30分5秒)		第2種 雑魚かご	"						
			17 同市木場町野島北端 (北緯33度17分9秒, 東経129度30分43秒)									
			18 同市水垂町曲り京崎鼻 (北緯33度18分50秒, 東経129度31分55秒)									
			19 佐世保市鹿町町口の里海岸標識C号 (12から北東方向に450メートルのところ) (北緯33度18分41秒, 東経129度36分22秒)									

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 7号	長崎県 松浦市 御厨町 星鹿町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、チ、 リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、 カ、ヨ、13の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域	1 松浦市御厨町坂瀬川河口東岸標識 (北緯33度21分44秒, 東経129度38分1秒)	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度21分58秒, 東経129度37分38秒)	第1種 あおのり	1/1～12/31	令和5年9月1日	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	
			2 平戸市田平町福岡免一六の波止の元 (北緯33度21分55秒, 東経129度37分27秒)	ロ 4から45度700メートルのところ (北緯33度22分51秒, 東経129度37分26秒)	第1種 あまのり	"	から					
			3 松浦市御厨町波津崎新波止の元 (北緯33度22分0秒, 東経129度37分49秒)	ハ 5と14を結ぶ直線上5から1,500メートル のところ (北緯33度23分0秒, 東経129度38分54秒)	第1種 かじめ	"	令和15年8月31日					
			4 平戸市田平町福岡免長戸鼻突端標識 (北緯33度22分35秒, 東経129度37分6秒)	ニ 6から270度2,000メートルのところ (北緯33度23分58秒, 東経129度39分3秒)	第1種 てんぐさ	"	まで					
			5 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識 (北緯33度22分16秒, 東経129度39分19秒)	ホ 7から270度1,000メートルのところ (北緯33度25分21秒, 東経129度40分17秒)	第1種 ひじき	"						
			6 同市星鹿町岳崎免津崎鼻標識 (北緯33度23分58秒, 東経129度40分20秒)	ヘ 8から0度750メートルのところ (北緯33度26分10秒, 東経129度41分28秒)	第1種 ひとえぐさ	"						
			7 同市同町青島免青島北西端 (北緯33度25分21秒, 東経129度40分56秒)	ト 9から0度750メートルのところ (北緯33度25分55秒, 東経129度42分30秒)	第1種 ふのり	"						
			8 同市同町同免伊豆島西端 (北緯33度25分46秒, 東経129度41分28秒)	チ 9から90度750メートルのところ (北緯33度25分30秒, 東経129度42分59秒)	第1種 もずく	"						
			9 同市同町同免魚固島北端 (北緯33度25分30秒, 東経129度42分30秒)	リ 10と15を結ぶ直線上10から500メートル のところ (北緯33度24分57秒, 東経129度42分49秒)	第1種 わかめ	"						
			10 同市鷹島町船唐津免雷崎標識 (北緯33度24分52秒, 東経129度43分7秒)	ヌ 11から180度500メートルのところ (北緯33度24分12秒, 東経129度41分38秒)	第1種 あわび	"						
			11 同市星鹿町青島免羽島頂上 (北緯33度24分28秒, 東経129度41分38秒)	ル 12から90度1,000メートルのところ (北緯33度23分7秒, 東経129度41分46秒)	第1種 さざえ	"						
			12 同市同町岳崎免大網代標識 (北緯33度23分7秒, 東経129度41分7秒)	ヲ 13から56度7分1,514メートルのところ (北緯33度22分10秒, 東経129度41分16秒)	第1種 ばい	"						
			13 同市御厨町北平免小浜鼻標識 (北緯33度21分42秒, 東経129度40分28秒)	ワ 13から51度27分1,352メートルのところ (北緯33度22分10秒, 東経129度41分9秒)	第1種 うに	"						
			14 平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識 (北緯33度29分44秒, 東経129度35分1秒)	カ 13から86度47分1,066メートルのところ (北緯33度21分44秒, 東経129度41分9秒)	第1種 えむし	"						
			15 松浦市星鹿町青島免青島北東端 (北緯33度25分22秒, 東経129度41分17秒)	ヨ 13から91度24分1,052メートルのところ (北緯33度21分41秒, 東経129度41分8秒)	第1種 たこ	"						
					第1種 なまこ	"						
					第2種 雑魚磯刺網	"						
					第2種 雑魚小型定置	"						
					第2種 雑魚かご	"						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 9号	長崎県 松浦市 志佐町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、4の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域 ただし、2、3の点を結ぶ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域、 ト、チ、リ、ヌ、ル、 ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ の各点を順次結んでトに 至る各直線によって囲ま れた区域及びソ、ツ、 ネ、ナ、ラ、ム、ウ、 ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域を除 く	1 松浦市志佐町白浜免字岸浜2086番2標識 (北緯33度21分13秒, 東経129度41分52秒) 2 同市同町西蛭子崎北端 (北緯33度21分7秒, 東経129度42分5秒) 3 同市同町柏崎北端 (北緯33度20分58秒, 東経129度42分45秒) 4 同市今福町松崎標識 (北緯33度21分55秒, 東経129度44分27秒) 5 同市鷹島町船唐津免辻の三本松 (北緯33度24分36秒, 東経129度43分38秒) 6 調川港北防波堤灯台 (北緯33度21分27秒, 東経129度43分37秒)	イ 1から0度450メートルのところ (北緯33度21分28秒, 東経129度41分52秒) ロ 1から357度451メートルのところ (北緯33度21分28秒, 東経129度41分51秒) ハ 1から358度9分835メートルのところ (北緯33度21分40秒, 東経129度41分51秒) ニ 1から346度50分856メートルのところ (北緯33度21分40秒, 東経129度41分44秒) ホ 1から352度41分1,582メートルのところ (北緯33度22分4秒, 東経129度41分44秒) ヘ 4と5を結ぶ直線上4から1,000メートル のところ (北緯33度22分27秒, 東経129度44分17秒) ト 6から313度285メートルのところ (北緯33度21分34秒, 東経129度43分29秒) チ 6から313.5度310メートルのところ (北緯33度21分34秒, 東経129度43分28秒) リ 6から340.5度350メートルのところ (北緯33度21分38秒, 東経129度43分32秒) ヌ 6から352.5度412メートルのところ (北緯33度21分41秒, 東経129度43分35秒) ル 6から357度443メートルのところ (北緯33度21分42秒, 東経129度43分36秒) ヲ 6から11度581メートルのところ (北緯33度21分46秒, 東経129度43分41秒) ワ 6から20度747メートルのところ (北緯33度21分50秒, 東経129度43分47秒) カ 6から24.5度720メートルのところ (北緯33度21分49秒, 東経129度43分49秒) ヨ 6から17.5度544メートルのところ (北緯33度21分44秒, 東経129度43分43秒) タ 6から4度395メートルのところ (北緯33度21分40秒, 東経129度43分38秒) レ 6から351度336メートルのところ (北緯33度21分38秒, 東経129度43分35秒) ソ 6から118度126メートルのところ (北緯33度21分25秒, 東経129度43分41秒) ツ 6から58.5度126メートルのところ (北緯33度21分29秒, 東経129度43分41秒) ネ 6から46度153メートルのところ (北緯33度21分31秒, 東経129度43分41秒) ナ 6から45.5度300メートルのところ (北緯33度21分34秒, 東経129度43分45秒) ラ 6から46.5度366メートルのところ (北緯33度21分35秒, 東経129度43分47秒) ム 6から46度462メートルのところ (北緯33度21分38秒, 東経129度43分50秒) ウ 6から45.5度558メートルのところ (北緯33度21分40秒, 東経129度43分52秒) ヰ 6から35.5度561メートルのところ (北緯33度21分42秒, 東経129度43分50秒) ノ 6から36度603メートルのところ (北緯33度21分43秒, 東経129度43分51秒) オ 6から47度588メートルのところ (北緯33度21分40秒, 東経129度43分54秒) ク 6から61.5度612メートルのところ (北緯33度21分37秒, 東経129度43分58秒) ヤ 6から85.5度756メートルのところ (北緯33度21分29秒, 東経129度44分6秒)	第2種 第2種 第2種 第2種	1/1～12/31 " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町 志佐町 調川町 今福町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 10号	長崎県 松浦市 今福町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、7の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 松浦市今福町松崎標識 (北緯33度21分55秒, 東経129度44分27秒)	イ 1と8を結ぶ直線上1から1,000メートル のところ (北緯33度22分27秒, 東経129度44分17秒)	第1種 ひじき	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	松浦市 今福町 志佐町 調川町		継続	
			2 同市鷹島町三里免二島東端 (北緯33度23分39秒, 東経129度45分28秒)	ロ 2と9を結ぶ直線上2から1,000メートル のところ (北緯33度23分18秒, 東経129度45分57秒)	第1種 もずく	"						
			3 同市今福町飛鳥免大飛鳥北西端 (北緯33度24分4秒, 東経129度46分28秒)	ハ 3と10を結ぶ直線上3から600メートルの ところ (北緯33度23分57秒, 東経129度46分7秒)	第1種 わかめ	"						
			4 同市鷹島町三里免山島南東端 (北緯33度24分24秒, 東経129度46分23秒)	ニ 4と5を結ぶ直線上4から1,200メートル のところ (北緯33度24分39秒, 東経129度47分6秒)	第1種 あさり	"						
			5 同市福島町鍋串免初崎鼻北西端 (北緯33度24分53秒, 東経129度47分48秒)	ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度24分21秒, 東経129度47分27秒)	第1種 あわび	"						
			6 同市今福町飛鳥免大飛鳥東端 (北緯33度23分50秒, 東経129度47分6秒)	ヘ 7から佐賀県伊万里市骨蓬岳頂上見通線 上7から1,500メートルのところ (北緯33度20分25秒, 東経129度48分25秒)	第1種 さざえ	"						
			7 同市と佐賀県伊万里市山代町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯33度20分25秒, 東経129度47分27秒)		第1種 うに	"						
			8 松浦市鷹島町船唐津免辻の三本松 (北緯33度24分36秒, 東経129度43分38秒)		第1種 たこ	"						
			9 同市今福町北免中岩鼻標識 (北緯33度22分18秒, 東経129度47分19秒)		第1種 なまこ	"						
			10 同市鷹島町三里免二島北端 (北緯33度23分42秒, 東経129度45分24秒)		第2種 雑魚磯刺網	"						
					第2種 雑魚小型定置	"						
					第2種 雑魚かご	"						
					第2種 いかかご	"						
					第3種 ぼら飼付	"						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 12号	長崎県 松浦市 鷹島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ、リ、 ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、 14、15、ヨの各点を順次 結んでイに至る各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 松浦市鷹島町神崎免干上鼻東端 (北緯33度25分49秒, 東経129度47分36秒)	イ 2と1を結ぶ直線上2から500メートルの ところ (北緯33度25分9秒, 東経129度47分44秒)	第1種 あまのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町		継続	
			2 同市福島町鍋串免初崎鼻北端 (北緯33度24分53秒, 東経129度47分48秒)	ロ 1と3を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度25分51秒, 東経129度47分58秒)	第1種 かじめ	"						
			3 佐賀県唐津市肥前町入野牛島南端 (北緯33度25分53秒, 東経129度48分20秒)	ハ 4と17を結ぶ直線上4から375メートルの ところ (北緯33度26分20秒, 東経129度47分18秒)	第1種 てんぐさ	"						
			4 同県同市同町大ヶ崎西端 (北緯33度26分31秒, 東経129度47分23秒)	ニ 5と18を結ぶ直線上5から1,000メートル のところ (北緯33度26分54秒, 東経129度46分44秒)	第1種 ひじき	"						
			5 松浦市鷹島町神崎免丸尾鼻北東端 (北緯33度26分36秒, 東経129度46分13秒)	ホ 6と19を結ぶ直線上6から1,000メートル のところ (北緯33度28分3秒, 東経129度46分47秒)	第1種 ひとえぐさ	"						
			6 同市同町阿翁浦免字釜蓋うげやの鼻 (北緯33度27分43秒, 東経129度46分17秒)	ヘ 7から0度1,000メートルのところ (北緯33度28分46秒, 東経129度45分20秒)	第1種 ふのり	"						
			7 同市同町同免阿翁崎阿翁鼻北端 (北緯33度28分14秒, 東経129度45分19秒)	ト 9から0度1,500メートルのところ (北緯33度28分27秒, 東経129度42分50秒)	第1種 もずく	"						
			8 同市同町黒島免船下シノ鼻北端 (北緯33度27分50秒, 東経129度43分8秒)	チ 8から270度1,500メートルのところ (北緯33度27分50秒, 東経129度42分10秒)	第1種 わかめ	"						
			9 同市同町同免子々鼻西端 (北緯33度27分38秒, 東経129度42分50秒)	リ 9と20を結ぶ直線上9から2,000メートル のところ (北緯33度26分33秒, 東経129度42分58秒)	第1種 あさり	"						
			10 同市星鹿町青島免魚固島北端 (北緯33度25分30秒, 東経129度42分30秒)	ヌ 10から90度750メートルのところ (北緯33度25分30秒, 東経129度42分59秒)	第1種 あわび	"						
			11 同市鷹島町船唐津免雷崎南西端 (北緯33度24分52秒, 東経129度43分7秒)	ル 11と21を結ぶ直線上11から500メートル のところ (北緯33度24分57秒, 東経129度42分49秒)	第1種 かき	"						
			12 同市同町三里免犬崎南端 (北緯33度24分21秒, 東経129度43分60秒)	ヲ 12と22を結ぶ直線上12から1,000メー トルのところ (北緯33度24分17秒, 東経129度43分21秒)	第1種 さざえ	"						
			13 同市同町同免俵石ノ鼻標識 (北緯33度24分25秒, 東経129度44分40秒)	ワ 12から187度1,000メートルのところ (北緯33度23分48秒, 東経129度43分55秒)	第1種 にな	"						
			14 同市同町同免二島北側沖の瀬北端 (北緯33度23分51秒, 東経129度45分15秒)	カ 13から180度1,600メートルのところ (北緯33度23分33秒, 東経129度44分40秒)	第1種 ばい	"						
			15 同市同町同免山島北端 (北緯33度24分27秒, 東経129度46分17秒)	ヨ 16から50度1,200メートルのところ (北緯33度24分49秒, 東経129度46分59秒)	第1種 いせえび	"						
			16 同市同町同免山島東端 (北緯33度24分24秒, 東経129度46分23秒)		第1種 うに	"						
			17 同市同町神崎免真立鼻北端 (北緯33度26分3秒, 東経129度47分10秒)		第1種 たこ	"						
			18 佐賀県唐津市肥前町星賀八幡宮鼻西端 (北緯33度27分3秒, 東経129度47分0秒)		第1種 なまこ	"						
			19 同県同市同町大崎鼻北端 (北緯33度29分8秒, 東経129度48分23秒)		第2種 雑魚磯刺網	"						
			20 松浦市鷹島町船唐津免女瀬鼻標識 (北緯33度25分8秒, 東経129度43分8秒)		第2種 雑魚小型定置	"						
			21 同市星鹿町青島免青島北東端 (北緯33度25分22秒, 東経129度41分17秒)		第2種 雑魚かご	"						
			22 同市同町岳崎免津崎鼻北端 (北緯33度23分58秒, 東経129度40分20秒)		第2種 いかかご	"						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 13号	長崎県 松浦市 鷹島町 地先	次のイ、2、3、ロ、ハ、 ニ、ホの各点を順次結ん でイに至る各直線及び最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 松浦市鷹島町三里免山島南東端 (北緯33度24分24秒, 東経129度46分23秒) 2 同市同町同免山島北端 (北緯33度24分27秒, 東経129度46分17秒) 3 同市同町同免二島北側沖の瀬北端 (北緯33度23分51秒, 東経129度45分15秒) 4 同市同町同免俵石ノ鼻標識 (北緯33度24分25秒, 東経129度44分40秒) 5 同市同町同免二島東端 (北緯33度23分39秒, 東経129度45分28秒) 6 同市今福町飛島免大飛島北西端 (北緯33度24分4秒, 東経129度46分28秒) 7 同市鷹島町三里免二島北端 (北緯33度23分42秒, 東経129度45分24秒) 8 同市今福町北免中岩鼻 (北緯33度22分18秒, 東経129度47分19秒) 9 同市福島町鍋串免初崎鼻 (北緯33度24分53秒, 東経129度47分48秒)	イ 1から50度1,200メートルのところ (北緯33度24分49秒, 東経129度46分59秒) ロ 4から180度1,600メートルのところ (北緯33度23分33秒, 東経129度44分40秒) ハ 5と8を結ぶ直線上5から1,000メートル のところ (北緯33度23分18秒, 東経129度45分57秒) ニ 6と7を結ぶ直線上6から600メートルの ところ (北緯33度23分57秒, 東経129度46分7秒) ホ 1と9を結ぶ直線上1から1,200メートル のところ (北緯33度24分39秒, 東経129度47分6秒)	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 福島町 松浦市 志佐町 調川町 今福町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 14号	長崎県 平戸市 大島村 大根坂 大二神島 小二神島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チの各点を 順次結んでイに至る各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市大島村大根坂大二神島北端 (北緯33度36分38秒, 東経129度33分18秒) 2 同市同村大根坂大二神島北東端 (北緯33度36分34秒, 東経129度33分30秒) 3 同市同村大根坂大二神島南東端 (北緯33度36分22秒, 東経129度33分30秒) 4 同市同村大根坂大二神島南端 (北緯33度36分13秒, 東経129度33分9秒) 5 同市同村大根坂小二神島西端 (北緯33度36分56秒, 東経129度31分2秒) 6 同市同村大根坂小二神島カヲト礁頂上 (北緯33度37分13秒, 東経129度31分46秒)	イ 1から0度500メートルのところ (北緯33度36分54秒, 東経129度33分18秒) ロ 2から90度500メートルのところ (北緯33度36分34秒, 東経129度33分50秒) ハ 3から135度500メートルのところ (北緯33度36分11秒, 東経129度33分44秒) ニ 4から180度500メートルのところ (北緯33度35分57秒, 東経129度33分9秒) ホ 5から180度500メートルのところ (北緯33度36分39秒, 東経129度31分2秒) ヘ 5から270度500メートルのところ (北緯33度36分56秒, 東経129度30分43秒) ト 5から0度500メートルのところ (北緯33度37分12秒, 東経129度31分2秒) チ 6から0度500メートルのところ (北緯33度37分29秒, 東経129度31分46秒)	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 15号	長崎県 平戸市 大島村 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ、リの各 点を順次結んでイに至る 各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域 ただし、9、ヌ、10の各 点を順次結んだ各直線、 11、12の点を結んだ直線 及び各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域を 除く	1 平戸市大島村大根坂長崎鼻北端 (北緯33度30分38秒, 東経129度33分24秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯33度31分11秒, 東経129度33分24秒)	第1種 あまのり	1/1～12/31	令和5年9月1日	団体	平戸市 大島村		継続	
			2 同市同村西宇戸字大賀鼻 (北緯33度29分44秒, 東経129度35分1秒)	ロ 2から45度1,000メートルのところ (北緯33度30分7秒, 東経129度35分28秒)	第1種 かじめ	"	から					
			3 同市同村前平白崎鼻 (北緯33度28分53秒, 東経129度34分32秒)	ハ 3から90度1,000メートルのところ (北緯33度28分53秒, 東経129度35分11秒)	第1種 てんぐさ	"	令和15年8月31日					
			4 同市同村前平水ノ浦鼻 (北緯33度28分10秒, 東経129度33分13秒)	ニ 4から180度1,000メートルのところ (北緯33度27分37秒, 東経129度33分13秒)	第1種 ひじき	"	まで					
			5 同市同村前平高崎の鼻 (北緯33度28分32秒, 東経129度32分2秒)	ホ 5から180度1,000メートルのところ (北緯33度27分60秒, 東経129度32分2秒)	第1種 ひとえぐさ	"						
			6 同市同村戸田曲り鼻 (北緯33度28分17秒, 東経129度31分16秒)	ヘ 6から180度1,000メートルのところ (北緯33度27分45秒, 東経129度31分16秒)	第1種 ふのり	"						
			7 同市同村戸田馬ノ頭鼻 (北緯33度28分18秒, 東経129度29分48秒)	ト 7から180度1,000メートルのところ (北緯33度27分46秒, 東経129度29分48秒)	第1種 わかめ	"						
			8 同市同村的山川内シワエ (北緯33度30分13秒, 東経129度31分59秒)	チ 7から270度1,000メートルのところ (北緯33度28分18秒, 東経129度29分10秒)	第1種 あわび	"						
			9 同市同村神の浦港西岸標識 (北緯33度28分29秒, 東経129度33分19秒)	リ 8から315度2,000メートルのところ (北緯33度30分59秒, 東経129度31分4秒)	第1種 さざえ	"						
			10 同市同村神の浦港東防波堤付根 (北緯33度28分27秒, 東経129度33分26秒)	ヌ 9から175度180メートルのところ (北緯33度28分23秒, 東経129度33分20秒)	第1種 いせえび	"						
			11 同市同村的山港東防波堤南側標識 (北緯33度29分2秒, 東経129度31分44秒)		第1種 うに	"						
			12 同市同村的山港西防波堤西側標識 (北緯33度29分4秒, 東経129度31分40秒)		第1種 えむし	"						
					第1種 たこ	"						
					第1種 なまこ	"						
					第2種 雑魚磯刺網	"						
					第2種 雑魚小型定置	"						
					第2種 雑魚かご	"						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 17号	長崎県 平戸市 大野町 明川内町 岩の上町 崎方町 浦の町 宮の町 田助町 大久保町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、チ、 リ、ヌ、14の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域 ただし、10と16の点を結 んだ直線と最高高潮時海 岸線によって囲まれた区 域を除く	1 平戸市大久保町鼻ヅラ標識 (北緯33度24分24秒, 東経129度31分27秒)	イ 1から335度700メートルのところ (北緯33度24分45秒, 東経129度31分16秒)	第1種 あまのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 新町 職人町 大久保町 (小川、 大久保、 中の原、 幸の浦、 田助在、 油水、 田の浦、 曲り (薄香湾をのぞむ 地区を除く)) 大野町 明川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮の町 魚の棚町 紺屋町 木引田町 築地町 鏡川町 (西の久保) 岩の上町		継続	
			2 同市同町さんしょう瀬頂上 (北緯33度24分30秒, 東経129度32分32秒)	ロ 2と3を結ぶ直線上2から500メートルの ところ (北緯33度24分45秒, 東経129度32分24秒)	第1種 かじめ	"						
			3 同市度島町横島南端 (北緯33度25分16秒, 東経129度32分6秒)	ハ 4から45度1,500メートルのところ (北緯33度25分8秒, 東経129度33分59秒)	第1種 てんぐさ	"						
			4 同市大久保町つば崎突端 (北緯33度24分33秒, 東経129度33分18秒)	ニ 7と5を結ぶ直線上7から275メートルの ところ (北緯33度22分46秒, 東経129度34分3秒)	第1種 とさかのり	"						
			5 同市同町田助灯台 (北緯33度23分25秒, 東経129度33分37秒)	ホ 7と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度22分44秒, 東経129度33分56秒)	第1種 ひじき	"						
			6 同市同町焼場下標識 (北緯33度22分50秒, 東経129度33分44秒)	ヘ 9と8を結ぶ直線の中央に所 (北緯33度22分21秒, 東経129度33分57秒)	第1種 ひとえぐさ	"						
			7 同市田平町野田免牛ヶ首突端 (北緯33度22分38秒, 東経129度34分8秒)	ト 9と10を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度22分15秒, 東経129度33分48秒)	第1種 ふのり	"						
			8 同市大久保町黒子島北東端 (北緯33度22分27秒, 東経129度33分48秒)	チ 11と13を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度21分42秒, 東経129度34分21秒)	第1種 もずく	"						
			9 同市田平町野田免はえ崎西端 (北緯33度22分15秒, 東経129度34分6秒)	リ 12と13を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度21分30秒, 東経129度34分23秒)	第1種 わかめ	"						
			10 同市岩の上町叶崎東端 (北緯33度22分14秒, 東経129度33分31秒)	ヌ 14と15を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度20分10秒, 東経129度33分25秒)	第1種 あさり	"						
			11 同市田平町野田免餅ヶ崎南西端 (北緯33度21分51秒, 東経129度34分29秒)		第1種 あわび	"						
			12 同市同町小手田免浮津送電線下標識 (北緯33度21分27秒, 東経129度34分33秒)		第1種 かき	"						
			13 同市岩の上町南竜崎北東端 (北緯33度21分33秒, 東経129度34分14秒)		第1種 さざえ	"						
			14 同市大野町と同市大山町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯33度20分9秒, 東経129度32分29秒)		第1種 とこぶし	"						
			15 同市田平町下寺免瀬戸浦 (北緯33度20分11秒, 東経129度34分21秒)		第1種 にな	"						
			16 同市平戸港北岸常灯の鼻東端 (北緯33度22分21秒, 東経129度33分27秒)		第1種 いせえび	"						
					第1種 うに	"						
					第1種 えむし	"						
					第1種 たこ	"						
					第1種 なまこ	"						
					第2種 雑魚磯刺網	"						
					第2種 雑魚小型定置	"						
					第2種 雑魚かご	"						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 21号	長崎県 平戸市 船木町 神ノ川町 前津吉町 神上町 東中山町 西中山町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市大川原町と同市船木町との最高高潮時海岸線における境界 （北緯33度14分6秒, 東経129度28分43秒） 2 同市船木町待鹿鼻南端 （北緯33度12分48秒, 東経129度27分44秒） 3 同市西中山町と同市小田町との最高高潮時海岸線における境界 （北緯33度11分14秒, 東経129度25分20秒）	イ 1から134度1,500メートルのところ （北緯33度13分32秒, 東経129度29分25秒） ロ 2から135度1,500メートルのところ （北緯33度12分14秒, 東経129度28分25秒） ハ 3から150度1,500メートルのところ （北緯33度10分31秒, 東経129度25分50秒）	第1種	あおのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	継続	
					第1種	あまのり	〃					
					第1種	かじめ	〃					
					第1種	てんぐさ	〃					
					第1種	とさかのり	〃					
					第1種	ひじき	〃					
					第1種	ひとえぐさ	〃					
					第1種	ふのり	〃					
					第1種	もずく	〃					
					第1種	わかめ	〃					
					第1種	あさり	〃					
					第1種	あわび	〃					
					第1種	かき	〃					
					第1種	さざえ	〃					
					第1種	とこぶし	〃					
					第1種	にな	〃					
					第1種	ばい	〃					
					第1種	いせえび	〃					
					第1種	うに	〃					
					第1種	えむし	〃					
					第1種	たこ	〃					
					第1種	なまこ	〃					
					第2種	雑魚磯刺網	〃					
					第2種	雑魚小型定置	〃					

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
北共計第 23号	長崎県 平戸市 前津吉町 地先	次のイを中心とする半径 500メートルの円周に よって囲まれた区域	1 平戸市前津吉町坊山岬南東標識 （北緯33度12分24秒, 東経129度27分10秒） 2 同市同町下枯木島灯台 （北緯33度12分12秒, 東経129度30分13秒）	イ 1から133度の直線と2から215度の直線 とが交わる場所 （北緯33度10分52秒, 東経129度29分7秒）	第1種	あまのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町		継続	
					第1種	かじめ	〃						
					第1種	てんぐさ	〃						
					第1種	ひじき	〃						
					第1種	ひとえぐさ	〃						
					第1種	ふのり	〃						
					第1種	もずく	〃						
					第1種	わかめ	〃						
					第1種	あわび	〃						
					第1種	さざえ	〃						
					第1種	とこぶし	〃						
					第1種	にな	〃						
					第1種	いせえび	〃						
					第1種	たこ	〃						
					第2種	雑魚磯刺網	〃						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
北共計第 28号	長崎県 平戸市 堤町 猪渡谷町 下中津良町 地先	次の1からイに至る若宮 浦における中央線、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、9 の各点を順次結んだ各直 線及び最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 平戸市神船町と同市下中津良町との最高 高潮時海岸線における境界 (北緯33度14分9秒, 東経129度26分5秒) 2 同市猪渡谷町野崎鼻突端 (北緯33度14分28秒, 東経129度25分23秒) 3 同市神船町神船崎突端 (北緯33度14分23秒, 東経129度25分15秒) 4 同市堤町真立島南端 (北緯33度14分46秒, 東経129度24分25秒) 5 同市大佐志町黒崎鼻北端 (北緯33度14分24秒, 東経129度24分29秒) 6 同市堤町真立島北端 (北緯33度14分55秒, 東経129度24分19秒) 7 同市同町長江鼻 (北緯33度15分55秒, 東経129度24分13秒) 8 同市同町大崎鼻 (北緯33度16分43秒, 東経129度24分21秒) 9 同市同町と同市飯良町との最高高潮時海 岸線における境界 (北緯33度16分34秒, 東経129度24分51秒)	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度14分25秒, 東経129度25分19秒) ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度14分35秒, 東経129度24分27秒) ハ 6から280度1,650メートルのところ (北緯33度15分4秒, 東経129度23分17秒) ニ 7から270度1,000メートルのところ (北緯33度15分55秒, 東経129度23分35秒) ホ 8から270度1,000メートルのところ (北緯33度16分43秒, 東経129度23分42秒) ヘ 9から322度1,500メートルのところ (北緯33度17分13秒, 東経129度24分15秒)	第1種	あおのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 堤町 猪渡谷町 上中津良町 下中津良町		継続	
					第1種	あまのり	〃						
					第1種	おごのり	〃						
					第1種	かじめ	〃						
					第1種	てんぐさ	〃						
					第1種	とさかのり	〃						
					第1種	ひじき	〃						
					第1種	ひとえぐさ	〃						
					第1種	ふのり	〃						
					第1種	まつのり	〃						
					第1種	みりん	〃						
					第1種	もずく	〃						
					第1種	わかめ	〃						
					第1種	あさり	〃						
					第1種	あわび	〃						
					第1種	かき	〃						
					第1種	さざえ	〃						
					第1種	たいらぎ	〃						
					第1種	とこぶし	〃						
					第1種	にな	〃						
					第1種	ばい	〃						
					第1種	はまぐり	〃						
					第1種	いせえび	〃						
					第1種	うに	〃						
					第1種	えむし	〃						
					第1種	たこ	〃						
					第1種	なまこ	〃						
					第2種	雑魚磯刺網	〃						
					第2種	雑魚小型定置	〃						
					第2種	雑魚かご	〃						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 29号	長崎県 平戸市 春日町 高越町 獅子町 大石脇町 根獅子町 飯良町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市堤町と同市飯良町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯33度16分34秒, 東経129度24分51秒) 2 同市春日町磯浦上の鼻西端 (北緯33度20分49秒, 東経129度26分14秒) 3 同市主師町呼崎北端 (北緯33度21分8秒, 東経129度26分30秒) 4 同市生月町南免潮見鼻東端 (北緯33度21分18秒, 東経129度26分6秒)	イ 1から322度1,500メートルのところ (北緯33度17分13秒, 東経129度24分15秒) ロ 2から270度500メートルのところ (北緯33度20分49秒, 東経129度25分55秒) ハ 3と4を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度21分13秒, 東経129度26分18秒)	第1種	あおのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 春日町 高越町 獅子町 飯良町 根獅子町 大石脇町	継続	
					第1種	あまのり	〃					
					第1種	かじめ	〃					
					第1種	てんぐさ	〃					
					第1種	とさかのり	〃					
					第1種	ひじき	〃					
					第1種	ひとえぐさ	〃					
					第1種	ふのり	〃					
					第1種	わかめ	〃					
					第1種	あさり	〃					
					第1種	あわび	〃					
					第1種	かき	〃					
					第1種	さざえ	〃					
					第1種	とこぶし	〃					
					第1種	にな	〃					
					第1種	ばい	〃					
					第1種	いせえび	〃					
					第1種	うに	〃					
					第1種	たこ	〃					
					第1種	なまこ	〃					
					第2種	雑魚磯刺網	〃					
					第2種	雑魚小型定置	〃					
					第2種	雑魚建干網	〃					
					第2種	雑魚かご	〃					

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 30号	長崎県 平戸市 獅子町 地先	次のイを中心とする半径 500メートルの円周に よって囲まれた区域	1 平戸市獅子町立羽崎西端 (北緯33度18分52秒, 東経129度25分57秒)	イ 1から261度3,300メートルのところ (北緯33度18分35秒, 東経129度23分51秒)	第1種 第1種 第1種 第2種	あわび さざえ いせえび 雑魚磯刺網	1/1～12/31 " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 春日町 高越町 獅子町 飯良町 根獅子町 大石脇町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 25号	長崎県 平戸市 神上町 帆上岩 地先	1を中心とする半径500 メートルの円周によって 囲まれた区域	1 平戸市神上町帆上岩頂上 (北緯33度7分25秒, 東経129度24分60秒)		第1種	てんぐさ	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体		継続	
					第1種	ひじき	〃					
					第1種	ひとえぐさ	〃					
					第1種	ふのり	〃					
					第1種	わかめ	〃					
					第1種	あわび	〃					
					第1種	さざえ	〃					
					第1種	いせえび	〃					
					第1種	うに	〃					
					第1種	たこ	〃					
					第2種	雑魚磯刺網	〃					
									平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町 佐世保市 黒島町			

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 18号	長崎県 平戸市 大山町 川内町 中野大久保町 水垂町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市大野町と同市大山町との最高高潮 時海岸線における境界 （北緯33度20分9秒, 東経129度32分29秒） 2 同市田平町小手田免瀬戸浦 （北緯33度20分11秒, 東経129度34分21秒） 3 同市大山町大崎鼻東端 （北緯33度19分52秒, 東経129度32分41秒） 4 同市田平町下寺免青砂崎北西端 （北緯33度19分59秒, 東経129度33分47秒） 5 同市水垂町と同市宝亀町との最高高潮時 海岸線における境界 （北緯33度18分41秒, 東経129度31分55秒）	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度20分10秒, 東経129度33分25秒） ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度19分55秒, 東経129度33分14秒） ハ 5から90度1,500メートルのところ （北緯33度18分41秒, 東経129度32分53秒）	第1種 かじめ 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第32号	長崎県 平戸市 古江町 下中野町 主師町 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町南免潮見鼻東端 （北緯33度21分18秒, 東経129度26分6秒） 2 同市主師町呼崎北端 （北緯33度21分8秒, 東経129度26分30秒） 3 同市主師町平瀬頂上 （北緯33度22分41秒, 東経129度27分50秒） 4 同市大久保町長崎鼻西端 （北緯33度23分24秒, 東経129度30分51秒） 5 同市古江町裸瀬頂上 （北緯33度22分54秒, 東経129度31分0秒） 6 同市同町早毛崎 （北緯33度22分33秒, 東経129度31分19秒） 7 同市同町と同市木引町との最高高潮時海岸線における境界 （北緯33度21分14秒, 東経129度31分12秒）	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度21分13秒, 東経129度26分18秒） ロ 3から0度200メートルのところ （北緯33度22分48秒, 東経129度27分50秒） ハ 4から253度2,000メートルのところ （北緯33度23分5秒, 東経129度29分37秒） ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度23分9秒, 東経129度30分55秒） ホ 5から45度273メートルのところ （北緯33度23分0秒, 東経129度31分8秒） ヘ 6から90度182メートルのところ （北緯33度22分33秒, 東経129度31分27秒）	第2種 第2種 第2種 第2種	雑魚磯刺網 雑魚小型定置 いせえび刺網 雑魚かご	1/1～12/31 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 下中野町 主師町 川内町 坊方町	1. 平戸市生月町山田、館浦に住所を有する館浦漁業協同組合員の入漁を拒んではない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 19号	長崎県 平戸市 宝亀町 木場町 迎紐差町 紐差町 木ヶ津町 大川原町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市水垂町と同市宝亀町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯33度18分41秒, 東経129度31分55秒) 2 同市木ヶ津町白戸鼻北東端 (北緯33度16分17秒, 東経129度30分16秒) 3 同市大川原町と同市船木町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯33度14分6秒, 東経129度28分43秒)	イ 1から90度1,500メートルのところ (北緯33度18分41秒, 東経129度32分53秒) ロ 2から90度1,500メートルのところ (北緯33度16分17秒, 東経129度31分14秒) ハ 3から134度1,500メートルのところ (北緯33度13分32秒, 東経129度29分25秒)	第1種	かじめ	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 迎紐差町	継続	
					第1種	ひじき	〃					
					第1種	ひとえぐさ	〃					
					第1種	ふのり	〃					
					第1種	わかめ	〃					
					第1種	あわび	〃					
					第1種	かき	〃					
					第1種	さざえ	〃					
					第1種	いせえび	〃					
					第1種	うに	〃					
					第1種	えむし	〃					
					第1種	たこ	〃					
					第1種	なまこ	〃					
					第2種	雑魚磯刺網	〃					
					第2種	雑魚小型定置	〃					
					第2種	きびな固定式刺網	7/1～9/30					
					第2種	しらうお四手網	2/1～4/30					
					第2種	雑魚かご	1/1～12/31					

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 20号	長崎県 平戸市 大川原町 上枯木島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ の各点を順次結んでイに 至る各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた 区域	1 平戸市大川原町上枯木島北端 （北緯33度12分55秒, 東経129度30分45秒） 2 同市前津吉町下枯木島北端 （北緯33度12分30秒, 東経129度30分20秒）	イ 1から90度500メートルのところ （北緯33度12分55秒, 東経129度31分4秒）	第1種	ひとえぐさ	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 迎紐差町	継続	
				ロ 1から0度500メートルのところ （北緯33度13分12秒, 東経129度30分45秒）	第1種	ふのり	〃					
				ハ 1から270度500メートルのところ （北緯33度12分55秒, 東経129度30分26秒）	第1種	わかめ	〃					
				ニ 2から0度500メートルのところ （北緯33度12分46秒, 東経129度30分20秒）	第1種	あわび	〃					
				ホ 2から110度550メートルのところ （北緯33度12分24秒, 東経129度30分40秒）	第1種	さざえ	〃					
					第1種	いせえび	〃					
					第1種	うに	〃					
					第1種	たこ	〃					
					第1種	なまこ	〃					
					第2種	雑魚磯刺網	〃					
					第2種	きびな固定式刺網	7/1～9/30					

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 24号	長崎県 平戸市 小田町 野子町 志々伎町 大志々伎町 早福町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、6の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 平戸市西中山町と平戸市小田町との最高 高潮時海岸線における境界 （北緯33度11分14秒, 東経129度25分20秒） 2 同市野子町志々伎崎南端 （北緯33度10分7秒, 東経129度22分31秒） 3 同市同町尾上島頂上 （北緯33度10分44秒, 東経129度19分56秒） 4 同市同町頭島西端 （北緯33度12分40秒, 東経129度20分54秒） 5 同市早福町初崎突端 （北緯33度13分40秒, 東経129度22分57秒） 6 同市大佐志町高岩 （北緯33度13分60秒, 東経129度23分28秒）	イ 1から150度1,500メートルのところ （北緯33度10分31秒, 東経129度25分50秒） ロ 2から180度1,000メートルのところ （北緯33度9分35秒, 東経129度22分31秒） ハ 3から180度500メートルのところ （北緯33度10分28秒, 東経129度19分56秒） ニ 3から270度500メートルのところ （北緯33度10分44秒, 東経129度19分37秒） ホ 4から270度500メートルのところ （北緯33度12分40秒, 東経129度20分34秒） ヘ 5から315度1,500メートルのところ （北緯33度14分14秒, 東経129度22分16秒） ト 6から315度1,000メートルのところ （北緯33度14分23秒, 東経129度23分0秒）	第1種 第2種 第2種	あまのり おごのり かじめ てんぐさ ひじき ひとえぐさ ふのり みりん もずく わかめ あさり あわび かき さざえ とこぶし にな いせえび うに えむし たこ なまこ 雑魚磯刺網 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 26号	長崎県 平戸市 早福町 阿値賀島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、トの各点を順次 結んでイに至る各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 平戸市早福町上阿値賀島北端 （北緯33度15分9秒, 東経129度20分28秒） 2 同市同町同島山の下鼻北西端 （北緯33度15分6秒, 東経129度20分17秒） 3 同市同町同島西端 （北緯33度14分58秒, 東経129度20分8秒） 4 同市同町下阿値賀島西端 （北緯33度14分21秒, 東経129度20分18秒） 5 同市同町同島南東端 （北緯33度14分15秒, 東経129度20分34秒）	イ 1から0度500メートルのところ （北緯33度15分25秒, 東経129度20分28秒） ロ 2から330度500メートルのところ （北緯33度15分20秒, 東経129度20分7秒） ハ 3から270度500メートルのところ （北緯33度14分58秒, 東経129度19分48秒） ニ 4から270度500メートルのところ （北緯33度14分21秒, 東経129度19分58秒） ホ 5から180度500メートルのところ （北緯33度13分59秒, 東経129度20分34秒） ヘ 5から90度500メートルのところ （北緯33度14分15秒, 東経129度20分54秒） ト 1から90度500メートルのところ （北緯33度15分9秒, 東経129度20分48秒）	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	平戸市 早福町 大志々伎町 志々伎町 小田町 野子町 石堂町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 35号	長崎県 佐世保市 宇久町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ、8、 リ、ヌの各点を順次結ん でイに至る各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市宇久町平長崎鼻東端 (北緯33度16分19秒, 東経129度9分25秒)	イ 11から1を見通す直線の延長線上1から 1,000メートルのところ	第1種 あおのり	1/1～12/31	令和5年9月1日	団体	佐世保市 宇久町		継続	
			2 同市同町平沖の瀬頂上 (北緯33度18分20秒, 東経129度10分43秒)	(北緯33度15分51秒, 東経129度9分43秒)	第1種 あまのり	"	から					
			3 同市同町野方大坂地先沖対馬瀬北端 (北緯33度18分19秒, 東経129度7分34秒)	ロ 2から90度500メートルのところ (北緯33度18分20秒, 東経129度11分2秒)	第1種 かじめ	"	令和15年8月31日					
			4 同市同町本飯良鴨瀬北東端 (北緯33度16分28秒, 東経129度4分5秒)	ハ 2から0度500メートルのところ (北緯33度18分37秒, 東経129度10分42秒)	第1種 てんぐさ	"	まで					
			5 同市同町寺島ノリ瀬北西端 (北緯33度15分33秒, 東経129度3分28秒)	ニ 3から0度1,000メートルのところ (北緯33度18分52秒, 東経129度7分34秒)	第1種 ひじき	"						
			6 同市同町寺島移瀬西端 (北緯33度15分1秒, 東経129度3分33秒)	ホ 12から4を見通す直線の延長線上4から 1,000メートルのところ	第1種 ふのり	"						
			7 同市同町寺島割畑外鼻南端 (北緯33度14分40秒, 東経129度4分15秒)	(北緯33度16分59秒, 東経129度3分54秒)	第1種 わかめ	"						
			8 同市同町神浦地先相の瀬南端 (北緯33度14分4秒, 東経129度5分39秒)	ヘ 5から270度1,000メートルのところ (北緯33度15分33秒, 東経129度2分49秒)	第1種 あわび	"						
			9 同市同町神浦永手崎南端 (北緯33度14分42秒, 東経129度6分36秒)	ト 6から北松浦郡小値賀町馬渡島目崎北端 見通し線上6から1,000メートルのところ (北緯33度14分33秒, 東経129度3分15秒)	第1種 さざえ	"						
			10 同市同町小浜と同市同町平との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯33度15分9秒, 東経129度7分58秒)	チ 7から180度900メートルのところ (北緯33度14分11秒, 東経129度4分15秒)	第1種 とこぶし	"						
			11 同市同町平倉ノ鼻東端 (北緯33度17分44秒, 東経129度8分31秒)	リ 9から180度1,300メートルのところ (北緯33度13分60秒, 東経129度6分37秒)	第1種 いせえび	"						
			12 同市同町本飯良厄神鼻西端 (北緯33度15分35秒, 東経129度4分23秒)	ヌ 10から153度20分1,300メートルのとこ ろ (北緯33度14分32秒, 東経129度8分21秒)	第1種 うに	"						
					第1種 たこ	"						
					第1種 なまこ	"						
					第2種 雑魚磯刺網	"						
					第2種 雑魚小型定置	"						
					第2種 雑魚かご	"						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 36号	長崎県 佐世保市 宇久町 黒母瀬 地先	次の1を中心とする半径 800メートルの円周に よって囲まれた区域	1 佐世保市宇久町平黒母瀬灯台 (北緯33度14分29秒, 東経129度11分9秒)		第1種	かじめ	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	佐世保市 宇久町		
					第1種	てんぐさ	〃					
					第1種	わかめ	〃					
					第1種	あわび	〃					
					第1種	さざえ	〃					
					第1種	うに	〃					
					第2種	雑魚磯刺網	〃					
					第2種	雑魚かご	〃					

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 37号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、の各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町前方郷柴木ねぼ島鼻突端 (北緯33度11分10秒，東経129度5分20秒)	イ 1から180度1,000メートルのところ (北緯33度10分37秒，東経129度5分20秒)	第1種 あまのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	
			2 同郡同町大島郷地先黒瀬南端 (北緯33度9分15秒，東経129度0分25秒)	ロ 2から180度300メートルのところ (北緯33度9分6秒，東経129度0分25秒)	第1種 かじめ	〃						
			3 同郡同町いけ島(ホケ島)南端 (北緯33度9分54秒，東経128度59分35秒)	ハ 3から180度330メートルのところ (北緯33度9分43秒，東経128度59分35秒)	第1種 てんぐさ	〃						
			4 同郡同町赤島郷赤島万瀬頂上 (北緯33度11分11秒，東経128度58分44秒)	ニ 4から180度1,000メートルのところ (北緯33度10分38秒，東経128度58分44秒)	第1種 とさかのり	〃						
			5 同郡同町倉島郷倉島南東端 (北緯33度11分26秒，東経128度55分48秒)	ホ 5から180度300メートルのところ (北緯33度11分16秒，東経128度55分48秒)	第1種 ひじき	〃						
			6 同郡同町平島郷平島東端 (北緯33度9分14秒，東経128度54分14秒)	ヘ 6から180度500メートルのところ (北緯33度8分58秒，東経128度54分14秒)	第1種 ひとえぐさ	〃						
			7 同郡同町同郷同島西端 (北緯33度9分13秒，東経128度53分44秒)	ト 7から180度1,000メートルのところ (北緯33度8分41秒，東経128度53分44秒)	第1種 ふのり	〃						
			8 同郡同町同郷同島沖黒瀬頂上 (北緯33度8分56秒，東経128度53分19秒)	チ 8から270度500メートルのところ (北緯33度8分55秒，東経128度52分60秒)	第1種 もずく	〃						
			9 同郡同町同郷美良島北西端 (北緯33度10分26秒，東経128度54分1秒)	リ 9から270度500メートルのところ (北緯33度10分26秒，東経128度53分41秒)	第1種 わかめ	〃						
			10 同郡同町笛吹郷シャクシ瀬頂上 (北緯33度12分32秒，東経128度55分47秒)	ヌ 10から0度300メートルのところ (北緯33度12分42秒，東経128度55分47秒)	第1種 あわび	〃						
			11 同郡同町赤島郷赤島北端 (北緯33度11分38秒，東経128度59分12秒)	ル 11から0度1,000メートルのところ (北緯33度12分10秒，東経128度59分12秒)	第1種 さざえ	〃						
			12 同郡同町斑島郷斑島ト子リノ鼻北端 (北緯33度12分47秒，東経129度0分52秒)	ヲ 12から315度1,000メートルのところ (北緯33度13分10秒，東経129度0分24秒)	第1種 とこぶし	〃						
			13 同郡同町納島郷ハダカ瀬頂上 (北緯33度13分43秒，東経129度4分4秒)	ワ 13から0度600メートルのところ (北緯33度14分2秒，東経129度4分4秒)	第1種 ばい	〃						
			14 同郡同町六島郷烏帽子瀬頂上 (北緯33度13分34秒，東経129度7分47秒)	カ 14と13を結ぶ直線上14から1,500メートルのところ (北緯33度13分36秒，東経129度6分49秒)	第1種 いせえび	〃						
			15 同郡同町同郷六島東端 (北緯33度13分24秒，東経129度8分27秒)	コ 14から0度1,000メートルのところ (北緯33度14分6秒，東経129度7分47秒)	第1種 うに	〃						
			16 同郡同町野崎郷野崎島北ノ崎 (北緯33度11分40秒，東経129度8分32秒)	タ 15と21を結ぶ直線上15から1,000メートルのところ (北緯33度13分55秒，東経129度8分37秒)	第1種 えむし	〃						
			17 同郡同町同郷同島一つ瀬頂上 (北緯33度9分30秒，東経129度7分58秒)	テ 15から90度1,000メートルのところ (北緯33度13分24秒，東経129度9分5秒)	第1種 たこ	〃						
			18 同郡同町同郷同島べん石 (北緯33度9分46秒，東経129度7分27秒)	ト 16から90度1,500メートルのところ (北緯33度11分40秒，東経129度9分30秒)	第1種 なまこ	〃						
			19 南松浦郡新上五島町津和崎北東端 (北緯33度9分40秒，東経129度7分5秒)	ツ 17から90度1,500メートルのところ (北緯33度9分30秒，東経129度8分56秒)	第1種 雑魚磯刺網	〃						
			20 同郡同町津和崎北端 (北緯33度9分51秒，東経129度6分46秒)	ネ 17から180度1,000メートルのところ (北緯33度8分57秒，東経129度7分58秒)	第2種 雑魚小型定置	〃						
			21 佐世保市宇久町平長崎鼻 (北緯33度16分19秒，東経129度9分25秒)	ナ 18と19を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度9分43秒，東経129度7分16秒)								
		ラ 20から0度1,000メートルのところ (北緯33度10分24秒，東経129度6分46秒)										

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 38号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 広曾根 地先	次のイを中心とする半径 500メートルの円周に よって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町いけ島（ホゲ島）南端 （北緯33度9分54秒, 東経128度59分35秒）	イ 1から188度30分4,700メートルのところ （北緯33度7分23秒, 東経128度59分10秒）	第1種 第2種	あわび 雑魚磯刺網	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 39号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 平島 地先	次のイを中心とする半径 1,000メートルの円弧と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町平島西端 (北緯33度9分13秒, 東経128度53分44秒)	イ 1から180度1,000メートルのところ (北緯33度8分41秒, 東経128度53分44秒)	第2種 第3種	雑魚磯刺網 ぶり飼付	1/1～12/31 9/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 40号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 白瀬 地先	次の1を中心とする半径 1,000メートルの円周に よって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町白瀬灯台 (北緯33度10分59秒, 東経128度48分13秒)		第1種 第2種 第3種	あわび 雑魚磯刺網 ぶり飼付	1/1～12/31 " 9/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 41号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 片曾根 地先	次のイを中心とする半径 500メートルの円周に よって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町平島郷平島頂上 （北緯33度9分15秒, 東経128度54分7秒） 2 同郡同町同郷美良島南東端 （北緯33度9分60秒, 東経128度54分15秒）	イ 1から2を見通した延長線上2から7,350 メートルのところ （北緯33度13分55秒, 東経128度54分59秒）	第1種 第2種	あわび 雑魚磯刺網	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 42号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 中瀬 地先	次のイを中心とする半径 500メートルの円周に よって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町いけ島（ホゲ島）北端 （北緯33度10分1秒, 東経128度59分36秒） 2 同郡同町六島郷六島南端 （北緯33度13分11秒, 東経129度8分2秒） 3 同郡同町赤島西端 （北緯33度11分11秒, 東経128度58分44秒）	イ 平戸市野子町志々伎山頂から2を見通す 線と1から3を見通す線の延長線が交わると ころ （北緯33度15分34秒, 東経128度55分27秒）	第2種	雑魚磯刺網	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 56号	長崎県 壱岐市 七里ヶ曽根 下の瀬 地先	次のイを中心とする半径 500メートルの円周に よって囲まれた区域		イ 北緯33度56分12秒東経129度29分4秒の ところ (北緯33度56分12秒, 東経129度29分4秒)	第3種	ぶり飼付	9/1～11/30	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 勝本町 郷ノ浦町 芦辺町 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 45号	長崎県 壱岐市 芦辺町 箱崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、7の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 壱岐市勝本町と同市芦辺町との最高高潮 時海岸線における境界（烏帽子岩頂上） （北緯33度51分1秒, 東経129度43分30秒） 2 同市芦辺町箱崎諸津触赤瀬鼻中央突端 （北緯33度50分48秒, 東経129度46分5秒） 3 同市同町箱崎諸津触魚釣崎東端 （北緯33度50分32秒, 東経129度46分23秒） 4 同市同町瀬戸浦竜神崎突端 （北緯33度48分45秒, 東経129度45分54秒） 5 同市同町瀬戸浦東鼻突端 （北緯33度48分36秒, 東経129度45分41秒） 6 同市同町芦辺浦東鼻突端 （北緯33度48分16秒, 東経129度45分42秒） 7 同市同町箱崎中山触埋立地フェリー岸壁 南東角 （北緯33度48分33秒, 東経129度45分15秒） 8 同市同町諸吉大石触字東側472-12かねや 別館前内防波堤北東端 （北緯33度48分23秒, 東経129度45分16秒）	イ 1から0度1,500メートルのところ （北緯33度51分49秒, 東経129度43分30秒） ロ 2から0度1,500メートルのところ （北緯33度51分36秒, 東経129度46分5秒） ハ 3から90度1,500メートルのところ （北緯33度50分32秒, 東経129度47分21秒） ニ 4から110度1,500メートルのところ （北緯33度48分29秒, 東経129度46分48秒） ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度48分26秒, 東経129度45分42秒） ヘ 7と8を結ぶ直線上7から140メートルの ところ （北緯33度48分29秒, 東経129度45分15秒）	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	1. 郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及 び壱岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水 漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 44号	長崎県 壱岐市 芦辺町 火棚曾根 地先	次のイを中心とする半径 600メートルの円周に よって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町箱崎諸津触魚釣崎東端 (北緯33度50分32秒, 東経129度46分23秒)	イ 1から353度55分6.790メートルのところ (北緯33度54分12秒, 東経129度45分54秒)	第3種	つきいそ	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 勝本町 芦辺町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 46号	長崎県 壱岐市 芦辺町 田河 及び 八幡浦 地先	次の2、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、9の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町箱崎中山触埋立地フェリー 岸壁南東角 （北緯33度48分33秒, 東経129度45分15秒） 2 同市同町諸吉大石触字東側472-12かねや 別館前内防波堤北東端 （北緯33度48分23秒, 東経129度45分16秒） 3 同市同町瀬戸浦東鼻先端 （北緯33度48分36秒, 東経129度45分41秒） 4 同市同町芦辺浦東鼻先端 （北緯33度48分16秒, 東経129度45分42秒） 5 同市同町瀬戸浦竜神崎先端 （北緯33度48分45秒, 東経129度45分54秒） 6 同市同町八幡浦左京鼻先端 （北緯33度47分18秒, 東経129度47分58秒） 7 同市同町諸吉本村触長者原崎先端 （北緯33度46分46秒, 東経129度47分46秒） 8 同市同町諸吉二亦触前小島南東端 （北緯33度46分48秒, 東経129度45分53秒） 9 同市芦辺町と同市石田町との最高高潮時 海岸線における境界 （北緯33度46分2秒, 東経129度45分56秒） 10 同市石田町山崎触伊佐島北西端 （北緯33度46分27秒, 東経129度46分18秒）	イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルの ところ （北緯33度48分29秒, 東経129度45分15秒） ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度48分26秒, 東経129度45分42秒） ハ 5から110度1,500メートルのところ （北緯33度48分29秒, 東経129度46分48秒） ニ 6から0度1,250メートルのところ （北緯33度47分59秒, 東経129度47分58秒） ホ 6から90度1,500メートルのところ （北緯33度47分18秒, 東経129度48分56秒） ヘ 7から123度1,440メートルのところ （北緯33度46分21秒, 東経129度48分33秒） ト 8と10を結ぶ直線の中央のところ （北緯33度46分38秒, 東経129度46分6秒）	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 （瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除 く）	1. 郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員の 潜水漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではならな い	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 54号	長崎県 壱岐市 芦辺町 名島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各 点を順次結んでイに至る 各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町名島三ッ瀬北端 （北緯33度44分36秒, 東経129度52分14秒） 2 同市同町平瀬頂上 （北緯33度44分6秒, 東経129度51分5秒）	イ 1から48度40分1,900メートルのところ （北緯33度45分17秒, 東経129度53分9秒） ロ 1から145度30分3,060メートルのところ （北緯33度43分14秒, 東経129度53分21秒） ハ 2から214度2,500メートルのところ （北緯33度42分59秒, 東経129度50分11秒） ニ 2から314度30分2,420メートルのところ （北緯33度45分1秒, 東経129度49分58秒）	第2種	雑魚磯刺網	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 （瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く） 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 55号	長崎県 杵岐市 芦辺町 イズミ岩 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、 ホ、への各点を順次結ん でイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 杵岐市芦辺町下イズミ岩頂上 （北緯33度43分54秒, 東経129度54分21秒） 2 同市同町上イズミ岩頂上 （北緯33度43分57秒, 東経129度55分6秒） 3 同市同町カブ瀬頂上 （北緯33度43分2秒, 東経129度54分48秒）	イ 1から0度1,450メートルのところ （北緯33度44分41秒, 東経129度54分21秒） ロ 2から90度500メートルのところ （北緯33度43分57秒, 東経129度55分26秒） ハ 3から90度500メートルのところ （北緯33度43分2秒, 東経129度55分7秒） ニ 3から180度500メートルのところ （北緯33度42分45秒, 東経129度54分48秒） ホ 3から270度500メートルのところ （北緯33度43分2秒, 東経129度54分28秒） へ 1から270度500メートルのところ （北緯33度43分54秒, 東経129度54分2秒）	第1種 あまのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1～12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	杵岐市 芦辺町 （瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除 く） 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 47号	長崎県 壱岐市 石田町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、9の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域 ただし、11と12を結ぶ直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域を除 く	1 壱岐市芦辺町と同市石田町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯33度46分2秒, 東経129度45分56秒) 2 同市石田町山崎触伊佐島北西端 (北緯33度46分27秒, 東経129度46分18秒) 3 同市芦辺町諸吉二亦触前小島南東端 (北緯33度46分48秒, 東経129度45分53秒) 4 同市同町諸吉本村触長者原崎突端 (北緯33度46分46秒, 東経129度47分46秒) 5 同市石田町筒城仲触筒城崎北岬東端 (北緯33度45分18秒, 東経129度47分53秒) 6 同市同町筒城東触乙島東端 (北緯33度44分29秒, 東経129度47分22秒) 7 同市同町筒城東触乙島西端 (北緯33度44分26秒, 東経129度47分15秒) 8 同市同町妻ヶ島南端 (北緯33度43分47秒, 東経129度45分28秒) 9 同市同町久喜触と同市同町池田仲触との 境界 (北緯33度44分19秒, 東経129度44分12秒) 10 同市同町久喜港外防波堤標識(防波堤 平瀬付根から北方防波堤沿いに15.8メー トルのところ) (北緯33度44分13秒, 東経129度44分19秒) 11 同市同町印通寺港東防波堤付根 (北緯33度44分24秒, 東経129度45分38秒) 12 同市同町印通寺港西防波堤付根 (北緯33度44分23秒, 東経129度45分15秒)	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度46分38秒, 東経129度46分6秒) ロ 4から123度1,440メートルのところ (北緯33度46分21秒, 東経129度48分33秒) ハ 5から90度1,000メートルのところ (北緯33度45分18秒, 東経129度48分32秒) ニ 6から90度1,500メートルのところ (北緯33度44分28秒, 東経129度48分20秒) ホ 7から180度1,500メートルのところ (北緯33度43分38秒, 東経129度47分15秒) ヘ 8から180度800メートルのところ (北緯33度43分21秒, 東経129度45分28秒) ト 9から10を通って135度2,700メー トルの ところ (北緯33度43分16秒, 東経129度45分26秒)	第1種 あまのり 第1種 おごのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 はまぐり 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 石田町	1. 郷ノ浦町漁業協同組合渡良小崎地区組合員及 び壱岐東部漁業協同組合八幡浦地区組合員の潜水 漁業者のあわび漁業の入漁を拒んではない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北共計第 49号	長崎県 壱岐市 石田町 久喜触 及び 郷ノ浦町 志原南触 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 壱岐市石田町久喜触と同市同町池田仲触 との境界 （北緯33度44分19秒, 東経129度44分12秒） 2 同市郷ノ浦町志原南触と同市同町若松触 との最高高潮時海岸線における境界 （北緯33度43分26秒, 東経129度43分40秒） 3 同市同町久喜港外防波堤標識（防波堤平 瀬付根から北方防波堤沿いに15.8メートル のところ） （北緯33度44分13秒, 東経129度44分19秒）	イ 1から3を通して135度2,700メートルの ところ （北緯33度43分16秒, 東経129度45分26秒） ロ 2から135度1,500メートルのところ （北緯33度42分54秒, 東経129度44分19秒）	第2種 第2種 雑魚磯刺網 雑魚小型定置	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 51号	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 横瀬 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 壱岐市郷ノ浦町大島頂上 （北緯33度44分18秒, 東経129度38分1秒） 2 同市同町長島灯台 （北緯33度43分23秒, 東経129度37分48秒）	イ 1から258度の直線と2から266度30分の 直線とが交わる場所 （北緯33度43分0秒, 東経129度30分43秒）	第3種	ぶり飼付	9/1～11/30	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 （志原南触を除く）		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
北共計第 52号	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 でき曾根 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 壱岐市郷ノ浦町大島頂上 （北緯33度44分18秒, 東経129度38分1秒） 2 同市同町長島灯台 （北緯33度43分23秒, 東経129度37分48秒）	イ 1から248度の直線と2から257度40分の 直線とが交わる場所 （北緯33度42分21秒, 東経129度32分14秒）	第3種	ぶり飼付	9/1～11/30	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 （志原南触を除 く）		継続	

定 置 漁 業

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 1号	長崎県 平戸市 度島町 大戸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 平戸市度島町大戸海岸護岸標識A （北緯33度26分25秒, 東経129度31分15秒） 2 同市同町大戸海岸標識B（1から北東方 海岸沿いに300メートルのところ） （北緯33度26分31秒, 東経129度31分24秒）	イ 1から308度15分550メートルのところ （北緯33度26分36秒, 東経129度30分58秒） ロ 2から332度30分620メートルのところ （北緯33度26分49秒, 東経129度31分13秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	（地元地区） 平戸市 度島町
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 2号	長崎県 平戸市 生月町 御崎 字多奈田 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町御崎字多奈田元浦防波堤付 根（北緯33度25分37秒, 東経129度25分48秒）	イ 1から78度44分900メートルのところ （北緯33度25分43秒, 東経129度26分22秒） ロ 1から122度14分750メートルのところ （北緯33度25分24秒, 東経129度26分12秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	（地元地区） 平戸市 生月町

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 3号	長崎県 平戸市 生月町 沓部 加勢川 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 平戸市生月町沓部加勢川波止南端 （北緯33度24分4秒, 東経129度26分8秒） 2 同市同町沓部加勢川防波堤標識（1から 防波堤沿いに北方275メートルの階段部） （北緯33度24分9秒, 東経129度26分7秒）	イ 1から105度450メートルのところ （北緯33度24分0秒, 東経129度26分25秒） ロ 2から70度450メートルのところ （北緯33度24分18秒, 東経129度26分24秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	（地元地区） 平戸市 生月町
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 4号	長崎県 平戸市 生月町 沓部浦 正前 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んで1に至る各 直線によって囲まれた区 域	1 平戸市生月町沓部浦正前沖防波堤標識A （同防波堤南端から北方65メートル接合 部） （北緯33度23分19秒, 東経129度26分10秒） 2 同市同町沓部浦正前沖防波堤標識B（1 から防波堤沿いに北方250メートルのとこ ろ） （北緯33度23分21秒, 東経129度26分10秒）	イ 1から120度350メートルのところ （北緯33度23分15秒, 東経129度26分21秒） ロ 2から75度450メートルのところ （北緯33度23分30秒, 東経129度26分26秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	（地元地区） 平戸市 生月町

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 5号	長崎県 平戸市 生月町 里免 字妙見 地先	次のイ、ロ、ハの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町里免字妙見護岸標識 (北緯33度22分47秒, 東経129度25分49秒)	イ 1から99度14分40メートルのところ (北緯33度22分47秒, 東経129度25分50秒) ロ 1から57度1,080メートルのところ (北緯33度23分6秒, 東経129度26分24秒) ハ 1から113度960メートルのところ (北緯33度22分35秒, 東経129度26分23秒)	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	(地元地区) 平戸市 生月町
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 6号	長崎県 平戸市 生月町 山田免 日草鼻 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町山田免日草鼻突端標識 (北緯33度21分57秒, 東経129度26分14秒)	イ 1から80度460メートルのところ (北緯33度21分60秒, 東経129度26分32秒) ロ 1から132度460メートルのところ (北緯33度21分47秒, 東経129度26分27秒)	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	(地元地区) 平戸市 生月町

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 8号	長崎県 壱岐市 芦辺町 箱崎諸津触 竹ノ浦 地先	次の1、イ、ロ、ハの各 点を順次結んで1に至る 各直線によって囲まれた 区域	1 壱岐市芦辺町箱崎諸津触前諸津地のダン ゴ岩突端 （北緯33度49分50秒, 東経129度46分4秒） 2 同市同町瀬戸浦字竹ノ浦長瀬鼻東端標識 （北緯33度49分37秒, 東経129度45分58秒）	イ 1から92度1400メートルのところ （北緯33度49分48秒, 東経129度46分58秒） ロ 2から117度1,500メートルのところ （北緯33度49分14秒, 東経129度46分49秒） ハ 2から117度130メートルのところ （北緯33度49分35秒, 東経129度46分2秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		継続	（地元地区） 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北定計第 9号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 浜崎鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハの各 点を順次結んで1に至る 各直線によって囲まれた 区域	1 北松浦郡小値賀町浜津郷浜崎鼻標識 （北緯33度12分40秒, 東経129度2分19秒）	イ 1から316度984メートルのところ （北緯33度13分3秒, 東経129度1分52秒） ロ 1から359度1,072メートルのところ （北緯33度13分15秒, 東経129度2分18秒） ハ 1から54度482メートルのところ （北緯33度12分49秒, 東経129度2分34秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年3月29日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	新規	（地元地区） 北松浦郡 小値賀町

区画漁業

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 500号	長崎県 佐世保市 船越町 桂島 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町桂島北西鼻標識 (北緯33度9分7秒,東経129度39分50秒) 2 同市同町桂島北端 (北緯33度9分10秒,東経129度39分56秒)	イ 1から342度50メートルのところ (北緯33度9分8秒,東経129度39分50秒) ロ 1から342度120メートルのところ (北緯33度9分11秒,東経129度39分49秒) ハ 2から342度70メートルのところ (北緯33度9分12秒,東経129度39分56秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湯町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 501号	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市日野町元ノ島南標識A (北緯33度9分41秒,東経129度40分18秒) 2 同市同町元ノ島南標識B (北緯33度9分42秒,東経129度40分18秒)	イ 1から103度60メートルのところ (北緯33度9分41秒,東経129度40分20秒) ロ 1から103度75メートルのところ (北緯33度9分41秒,東経129度40分21秒) ハ 2から103度102メートルのところ (北緯33度9分41秒,東経129度40分21秒) ニ 2から103度87メートルのところ (北緯33度9分42秒,東経129度40分21秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湯町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 502号	長崎県 佐世保市 大湊町 大崎 蛇島南島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町大崎蛇島南島北端標識 (北緯33度10分4秒,東経129度38分42秒)	イ 1から27度165メートルのところ (北緯33度10分9秒,東経129度38分45秒) ロ 1から50度230メートルのところ (北緯33度10分9秒,東経129度38分49秒) ハ 1から106度183メートルのところ (北緯33度10分2秒,東経129度38分49秒) ニ 1から125度93メートルのところ (北緯33度10分2秒,東経129度38分45秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 503号	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上小高島南東岸標識A (北緯33度11分23秒,東経129度36分46秒) 2 同市同町上小高島南東岸標識B(1から北 方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯33度11分24秒,東経129度36分46秒)	イ 1から106度30メートルのところ (北緯33度11分23秒,東経129度36分47秒) ロ 1から106度50メートルのところ (北緯33度11分23秒,東経129度36分47秒) ハ 2から106度50メートルのところ (北緯33度11分24秒,東経129度36分48秒) ニ 2から106度30メートルのところ (北緯33度11分24秒,東経129度36分47秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 504号	長崎県 佐世保市 浅子町 下小高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町下小高島北西岸標識A (北緯33度11分18秒,東経129度36分50秒) 2 同市同町下小高島北西岸標識B (北緯33度11分19秒,東経129度36分49秒)	イ 1から21度30メートルのところ (北緯33度11分19秒,東経129度36分50秒) ロ 1から21度60メートルのところ (北緯33度11分20秒,東経129度36分51秒) ハ 2から21度60メートルのところ (北緯33度11分20秒,東経129度36分50秒) ニ 2から21度30メートルのところ (北緯33度11分19秒,東経129度36分49秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 505号	長崎県 佐世保市 高島町 馬込西 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町馬込西標識A (北緯33度11分13秒,東経129度35分35秒) 2 同市同町馬込西標識B (北緯33度11分13秒,東経129度35分35秒)	イ 1から292度30メートルのところ (北緯33度11分14秒,東経129度35分34秒) ロ 1から292度50メートルのところ (北緯33度11分14秒,東経129度35分33秒) ハ 2から292度50メートルのところ (北緯33度11分13秒,東経129度35分33秒) ニ 2から292度30メートルのところ (北緯33度11分13秒,東経129度35分34秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 506号	長崎県 佐世保市 高島町 ハマグリ 地先	次の1と4を結んだ直線と2 と3を結んだ直線及び1から 2、3から4に至る各最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 佐世保市高島町ハマグリ南標識A (北緯33度10分36秒,東経129度35分35秒) 2 同市同町ハマグリ南標識B (北緯33度10分37秒,東経129度35分33秒) 3 同市同町ハマグリ北標識B (北緯33度10分40秒,東経129度35分32秒) 4 同市同町ハマグリ北標識A (北緯33度10分41秒,東経129度35分33秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1000号	長崎県 佐世保市 下船越町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町護岸標識 (北緯33度8分30秒,東経129度41分46秒) 2 同市同町物揚場中央標識 (北緯33度8分30秒,東経129度41分41秒)	イ 1から180度280メートルのところ (北緯33度8分20秒,東経129度41分46秒) ロ 1から180度360メートルのところ (北緯33度8分18秒,東経129度41分46秒) ハ 2から180度370メートルのところ (北緯33度8分18秒,東経129度41分41秒) ニ 2から180度290メートルのところ (北緯33度8分21秒,東経129度41分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1001号	長崎県 佐世保市 下船越町 名切 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町はまぐり入江護岸階段横 標識 (北緯33度8分12秒,東経129度41分10秒) 2 同市同町名切北鼻東岸標識 (北緯33度8分21秒,東経129度41分5秒)	イ 1から33度230メートルのところ (北緯33度8分18秒,東経129度41分15秒) ロ 1から33度330メートルのところ (北緯33度8分21秒,東経129度41分17秒) ハ 2から33度170メートルのところ (北緯33度8分26秒,東経129度41分9秒) ニ 2から33度70メートルのところ (北緯33度8分23秒,東経129度41分6秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1002号	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町松浦島北東鼻北端標識 (北緯33度8分33秒,東経129度40分49秒) 2 同市同町松浦島四ツ石鼻東端標識 (北緯33度8分29秒,東経129度40分51秒) 3 同市船越町小ウサギ島南東端 (北緯33度8分42秒,東経129度40分54秒) 4 同市同町油ヶ浦北鼻突端 (北緯33度8分39秒,東経129度41分10秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から35メートルのところ (北緯33度8分34秒,東経129度40分50秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から118メートルのとこ ろ (北緯33度8分36秒,東経129度40分51秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から105メートルのとこ ろ (北緯33度8分31秒,東経129度40分55秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度8分30秒,東経129度40分52秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1003号	長崎県 佐世保市 船越町 牧島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町牧島魔ノ浦南鼻東端 (北緯33度9分1秒,東経129度40分27秒) 2 同市同町牧島魔ノ浦東岸標識 (北緯33度9分5秒,東経129度40分23秒) 3 同市同町牧島魔ノ浦中鼻標識 (北緯33度9分12秒,東経129度40分28秒) 4 同市同町牧島魔ノ浦東鼻標識 (北緯33度9分13秒,東経129度40分33秒) 5 同市同町牧島東離れ島南西岸標識 (北緯33度9分11秒,東経129度40分34秒) 6 同市同町淡島神社下の北鼻西端 (北緯33度9分4秒,東経129度40分40秒) 7 同市同町深白島北端標識 (北緯33度8分48秒,東経129度40分29秒)	イ 1と6を結ぶ直線と3と7を結ぶ直線との交点 (北緯33度9分1秒,東経129度40分28秒) ロ 2と5を結ぶ直線と3と7を結ぶ直線との交点 (北緯33度9分8秒,東経129度40分28秒) ハ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点 (北緯33度9分10秒,東経129度40分33秒) ニ 1と6を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点 (北緯33度9分2秒,東経129度40分31秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1004号	長崎県 佐世保市 船越町 牧島はなれ島 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と4と5を結ん だ直線及び1から5、3から4 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町牧島黒石頂上 (北緯33度9分17秒,東経129度40分25秒) 2 同市日野町元ノ島南鼻東端 (北緯33度9分29秒,東経129度40分31秒) 3 同市船越町牧島はなれ島西端 (北緯33度9分18秒,東経129度40分32秒) 4 同市同町牧島はなれ島東端 (北緯33度9分18秒,東経129度40分32秒) 5 同市同町牧島東鼻東端 (北緯33度9分15秒,東経129度40分35秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から155メートルのところ (北緯33度9分22秒,東経129度40分27秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1005号	長崎県 佐世保市 鹿子前町 小島 地先	次のイ、1、2、ロの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿子前町小島浦護岸標識(階段南 端から南方海岸沿いに42メートルのところ) (北緯33度9分25秒,東経129度40分43秒) 2 同市同町小島西端標識 (北緯33度9分31秒,東経129度40分42秒) 3 同市同町元ノ島南東端 (北緯33度9分27秒,東経129度40分29秒) 4 同市同町牧島北端 (北緯33度9分27秒,東経129度40分7秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から160メートルのところ (北緯33度9分25秒,東経129度40分37秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から134メートルのとこ ろ (北緯33度9分29秒,東経129度40分37秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1006号	長崎県 佐世保市 船越町 牧島北岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 3の各点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 佐世保市船越町牧島北端 (北緯33度9分27秒,東経129度40分7秒) 2 同市同町牧島北鼻標識A (北緯33度9分23秒,東経129度40分13秒) 3 同市同町牧島北鼻標識B (北緯33度9分22秒,東経129度40分14秒) 4 同市同町牧島石垣角標識 (北緯33度9分16秒,東経129度40分18秒) 5 同市同町牧島黒ノ石頂上 (北緯33度9分17秒,東経129度40分25秒) 6 同市日野町元ノ島南端標識 (北緯33度9分27秒,東経129度40分24秒)	イ 1から45度70メートルのところ (北緯33度9分28秒,東経129度40分9秒) ロ 2から45度90メートルのところ (北緯33度9分25秒,東経129度40分16秒) ハ 2から45度45メートルのところ (北緯33度9分24秒,東経129度40分15秒) ニ 4と6を結ぶ直線上4から150メートルのとこ ろ (北緯33度9分20秒,東経129度40分21秒) ホ 4と6を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 (北緯33度9分19秒,東経129度40分20秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1007号	長崎県 佐世保市 船越町 ネタギ島北 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市船越町ネタギ島西端 (北緯33度8分47秒,東経129度39分51秒) 2 同市同町ネタギ島東端標識 (北緯33度8分49秒,東経129度40分3秒)	イ 1から340度160メートルのところ (北緯33度8分53秒,東経129度39分49秒) ロ 2から0度100メートルのところ (北緯33度8分52秒,東経129度40分3秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1008号	長崎県 佐世保市 船越町 テンモク島北 岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町長南風島東岸標識 (北緯33度8分38秒,東経129度39分41秒) 2 同市同町チリクイ標識 (北緯33度8分58秒,東経129度39分40秒) 3 同市同町諸島標識(北端から東方海岸沿い に47メートルのところ) (北緯33度8分29秒,東経129度39分49秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から310メートルのところ (北緯33度8分49秒,東経129度39分41秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から410メートルのどこ ろ (北緯33度8分52秒,東経129度39分41秒) ハ 3から0度670メートルのところ (北緯33度8分51秒,東経129度39分49秒) ニ 3から0度570メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度39分49秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1009号	長崎県 佐世保市 船越町 テンモク島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町テンモク島北東端標識 (北緯33度8分48秒,東経129度39分47秒) 2 同市同町テンモク島南東端標識 (北緯33度8分45秒,東経129度39分47秒)	イ 1から79度30分20メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度39分47秒) ロ 1から79度30分100メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度39分50秒) ハ 2から112度100メートルのところ (北緯33度8分44秒,東経129度39分50秒) ニ 2から151度55メートルのところ (北緯33度8分44秒,東経129度39分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1010号	長崎県 佐世保市 船越町 ネタギ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、トの各点を順次結んで イに至る各直線によって囲 まれた区域	1 佐世保市船越町ネタギ島南西端標識 (北緯33度8分45秒,東経129度39分52秒) 2 同市同町ネタギ島西標識(1から東方海岸沿 いに40メートルのところ) (北緯33度8分44秒,東経129度39分54秒) 3 同市同町ネタギ島南端標柱 (北緯33度8分44秒,東経129度39分59秒) 4 同市同町長南風島南東端 (北緯33度8分28秒,東経129度39分37秒) 5 同市同町丈ヶ島北西端 (北緯33度8分37秒,東経129度39分49秒) 6 同市同町斧落東端 (北緯33度8分37秒,東経129度39分56秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から35メートルのところ (北緯33度8分44秒,東経129度39分51秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのとこ ろ (北緯33度8分42秒,東経129度39分49秒) ハ 2と5を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯33度8分41秒,東経129度39分52秒) ニ 3と6を結ぶ直線上3から110メートルのとこ ろ (北緯33度8分41秒,東経129度39分57秒) ホ 3と6を結ぶ直線上3から10メートルのところ (北緯33度8分44秒,東経129度39分58秒) ヘ 2と5を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度8分44秒,東経129度39分53秒) ト 2と5を結ぶ直線上2から35メートルのところ (北緯33度8分43秒,東経129度39分53秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1011号	長崎県 佐世保市 船越町 丈ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市船越町長南風島東岸標識A (北緯33度8分31秒,東経129度39分40秒) 2 同市同町長南風島東岸標識B (北緯33度8分35秒,東経129度39分40秒) 3 同市同町長南風島東岸標識C (北緯33度8分37秒,東経129度39分43秒) 4 同市同町丈ヶ島北西標識 (北緯33度8分37秒,東経129度39分49秒) 5 同市同町丈ヶ島南西岸標識 (北緯33度8分33秒,東経129度39分53秒) 6 同市同町丈ヶ島南側飛瀬標識 (北緯33度8分29秒,東経129度39分54秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から125メートルのところ (北緯33度8分30秒,東経129度39分45秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から100メートルのとこ ろ (北緯33度8分37秒,東経129度39分47秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から10メートルのところ (北緯33度8分37秒,東経129度39分49秒) ニ 2と5を結ぶ直線上5から110メートルのとこ ろ (北緯33度8分33秒,東経129度39分49秒) ホ 2と5を結ぶ直線上5から30メートルのところ (北緯33度8分33秒,東経129度39分52秒) ヘ 1と6を結ぶ直線上6から90メートルのところ (北緯33度8分30秒,東経129度39分51秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1012号	長崎県 佐世保市 船越町 オジカ瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町オジカ瀬東側標柱 (北緯33度8分45秒,東経129度39分3秒) 2 同市同町テンモク島南端 (北緯33度8分45秒,東経129度39分47秒) 3 同市同町帆瀬南端 (北緯33度9分18秒,東経129度39分16秒) 4 同市日野町島ノ巣島西端 (北緯33度9分40秒,東経129度39分49秒) 5 同市船越町長南風島南端 (北緯33度8分26秒,東経129度39分35秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から290メートルのところ (北緯33度8分40秒,東経129度39分12秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から375メートルのとこ ろ (北緯33度8分45秒,東経129度39分17秒) ハ 1と4を結ぶ直線上1から300メートルのとこ ろ (北緯33度8分53秒,東経129度39分9秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのとこ ろ (北緯33度8分48秒,東経129度39分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1013号	長崎県 佐世保市 大湊町 浮瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町浮瀬東端コンクリート標柱 (北緯33度8分47秒,東経129度37分21秒)	イ 1から67度30分490メートルのところ (北緯33度8分53秒,東経129度37分38秒) ロ 1から82度650メートルのところ (北緯33度8分50秒,東経129度37分45秒) ハ 1から115度450メートルのところ (北緯33度8分41秒,東経129度37分36秒) ニ 1から115度250メートルのところ (北緯33度8分44秒,東経129度37分29秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1014号	長崎県 佐世保市 大湊町 浮瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市大湊町浮瀬北西端標識 (北緯33度8分50秒,東経129度37分14秒) 2 同市同町浮瀬東端コンクリート標柱 (北緯33度8分47秒,東経129度37分21秒)	イ 1から15度240メートルのところ (北緯33度8分58秒,東経129度37分16秒) ロ 1から20度300メートルのところ (北緯33度8分59秒,東経129度37分18秒) ハ 1から3度30分340メートルのところ (北緯33度9分1秒,東経129度37分15秒) ニ 1から25度905メートルのところ (北緯33度9分17秒,東経129度37分29秒) ホ 2から42度30分940メートルのところ (北緯33度9分9秒,東経129度37分45秒) ヘ 2から48度280メートルのところ (北緯33度8分53秒,東経129度37分29秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設 置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1015号	長崎県 佐世保市 大潟町 金重島南岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大潟町金重島半土ヶ浦鼻南端標 識 (北緯33度9分31秒,東経129度38分25秒) 2 同市同町金重島南西端離れ瀬標識 (北緯33度9分27秒,東経129度38分13秒)	イ 1から122度300メートルのところ (北緯33度9分26秒,東経129度38分35秒) ロ 1から122度620メートルのところ (北緯33度9分20秒,東経129度38分45秒) ハ 2から132度30分640メートルのところ (北緯33度9分13秒,東経129度38分32秒) ニ 2から132度30分330メートルのところ (北緯33度9分20秒,東経129度38分23秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1016号	長崎県 佐世保市 大潟町 金重島東岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順結んでイに至る直線に よって囲まれた区域	1 佐世保市大潟町大崎旧防波堤新防波堤切 れ目標識 (北緯33度10分1秒,東経129度38分29秒) 2 同市同町金重小島南端標識 (北緯33度9分36秒,東経129度38分27秒)	イ 1から235度260メートルのところ (北緯33度9分56秒,東経129度38分20秒) ロ 1から235度520メートルのところ (北緯33度9分52秒,東経129度38分12秒) ハ 2から55度90メートルのところ (北緯33度9分38秒,東経129度38分30秒) ニ 2から55度350メートルのところ (北緯33度9分43秒,東経129度38分38秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1017号	長崎県 佐世保市 大湊町 大崎蛇島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町大崎蛇島北東端標識 (北緯33度10分10秒,東経129度38分39秒) 2 同市同町世島南端 (北緯33度10分10秒,東経129度38分57秒)	イ 1から0度110メートルのところ (北緯33度10分14秒,東経129度38分39秒) ロ 1から39度160メートルのところ (北緯33度10分14秒,東経129度38分43秒) ハ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのとこ ろ (北緯33度10分10秒,東経129度38分45秒) ニ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯33度10分10秒,東経129度38分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1018号	長崎県 佐世保市 大湊町 大崎蛇島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町大崎蛇島北東端標識 (北緯33度10分10秒,東経129度38分39秒) 2 同市同町大崎蛇島北西鼻北西端標識 (北緯33度10分9秒,東経129度38分36秒)	イ 1から0度60メートルのところ (北緯33度10分12秒,東経129度38分39秒) ロ 1から0度110メートルのところ (北緯33度10分14秒,東経129度38分39秒) ハ 2から0度110メートルのところ (北緯33度10分13秒,東経129度38分36秒) ニ 2から0度60メートルのところ (北緯33度10分11秒,東経129度38分36秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1019号	長崎県 佐世保市 大潟町 三年ヶ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線及び1か ら2に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大潟町三年ヶ浦中鼻西岸標識 (北緯33度10分31秒,東経129度38分34秒) 2 同市同町三年ヶ浦中鼻標識(1から95メー トルのところ) (北緯33度10分34秒,東経129度38分34秒) 3 同市同町三年ヶ浦唐人崎東岸標識 (北緯33度10分31秒,東経129度38分30秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯33度10分31秒,東経129度38分32秒) ロ 2から270度45メートルのところ (北緯33度10分34秒,東経129度38分32秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1020号	長崎県 佐世保市 浅子町 柳浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3、2の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市浅子町柳鼻北端標識 (北緯33度12分1秒,東経129度37分9秒) 2 同市同町柳浦南岸標識 (北緯33度11分59秒,東経129度37分12秒) 3 同市同町柳浦南中鼻北西端標識 (北緯33度11分59秒,東経129度37分15秒) 4 同市同町柳浦護岸角標識(排水口のところ) (北緯33度12分3秒,東経129度37分15秒) 5 同市同町柳浦標識 (北緯33度12分4秒,東経129度37分14秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度12分2秒,東経129度37分11秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯33度12分1秒,東経129度37分13秒) ハ 3から0度40メートルのところ (北緯33度12分0秒,東経129度37分15秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1021号	長崎県 佐世保市 浅子町 黒島北岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町黒島北ノ瀬標識 (北緯33度11分56秒,東経129度36分47秒) 2 同市同町黒島北端標識 (北緯33度11分56秒,東経129度36分59秒)	イ 1から343度180メートルのところ (北緯33度12分1秒,東経129度36分45秒) ロ 2から22度250メートルのところ (北緯33度12分4秒,東経129度37分3秒) ハ 2から22度55メートルのところ (北緯33度11分57秒,東経129度36分60秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1022号	長崎県 佐世保市 浅子町 長島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町長島北端標識 (北緯33度12分1秒,東経129度36分31秒) 2 同市同町長島南端標識 (北緯33度11分58秒,東経129度36分30秒)	イ 1から90度30メートルのところ (北緯33度12分1秒,東経129度36分32秒) ロ 1から90度156メートルのところ (北緯33度12分1秒,東経129度36分37秒) ハ 2から100度30分170メートルのところ (北緯33度11分57秒,東経129度36分37秒) ニ 2から127度30分50メートルのところ (北緯33度11分57秒,東経129度36分32秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1023号	長崎県 佐世保市 浅子町 長島西側 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町長島北端標識 (北緯33度12分1秒,東経129度36分31秒) 2 同市同町トコイ島東岸標識 (北緯33度11分56秒,東経129度36分2秒) 3 同市同町黒島北端 (北緯33度11分58秒,東経129度36分30秒)	イ 1から270度180メートルのところ (北緯33度12分1秒,東経129度36分24秒) ロ 1から270度600メートルのところ (北緯33度12分1秒,東経129度36分8秒) ハ 2から93度150メートルのところ (北緯33度11分56秒,東経129度36分8秒) ニ 3から247度172メートルのところ (北緯33度11分56秒,東経129度36分24秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1024号	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トコイ島北標識 (北緯33度11分59秒,東経129度35分59秒) 2 同市同町トコイ島北西端 (北緯33度11分51秒,東経129度35分47秒)	イ 1から0度107メートルのところ (北緯33度12分2秒,東経129度35分59秒) ロ 2から300度30分188メートルのところ (北緯33度11分55秒,東経129度35分41秒) ハ 2から284度173メートルのところ (北緯33度11分53秒,東経129度35分41秒) ニ 2から0度110メートルのところ (北緯33度11分55秒,東経129度35分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1025号	長崎県 佐世保市 高島町 内手鯨浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホの 各点を順次結んで1に至る 各直線によって囲まれた区 域	1 佐世保市高島町小ハマグリ北岸標識 (北緯33度10分54秒,東経129度35分21秒) 2 同市同町小鯨ヶ浦突端標柱 (北緯33度10分51秒,東経129度35分18秒) 3 同市同町カエジ鼻標柱 (北緯33度10分52秒,東経129度35分14秒) 4 同市同町内出の鼻東岸標識 (北緯33度10分59秒,東経129度35分16秒)	イ 4から127度200メートルのところ (北緯33度10分55秒,東経129度35分22秒) ロ 4から127度120メートルのところ (北緯33度10分57秒,東経129度35分20秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯33度10分52秒,東経129度35分16秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度10分51秒,東経129度35分17秒) ホ 1から307度50メートルのところ (北緯33度10分55秒,東経129度35分20秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2000号	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 白馬鼻 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市俵ヶ浦町焼山鼻突端 (北緯33度7分39秒,東経129度39分54秒) 2 同市同町白馬鼻北端 (北緯33度7分34秒,東経129度39分56秒) 3 同市同町焼山内鼻突端 (北緯33度7分31秒,東経129度39分53秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度7分37秒,東経129度39分55秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2001号	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 白馬鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町白馬鼻北端 (北緯33度7分34秒,東経129度39分56秒) 2 同市同町営山の鼻突端標識 (北緯33度7分43秒,東経129度39分51秒) 3 同市同町ほどけ鼻北端 (北緯33度7分41秒,東経129度40分7秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から130メートルのところ (北緯33度7分37秒,東経129度39分60秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯33度7分42秒,東経129度39分55秒) ハ 3から306度210メートルのところ (北緯33度7分45秒,東経129度39分59秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から270メートルのとこ ろ (北緯33度7分39秒,東経129度40分4秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2002号	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 黒小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町黒小島南岸標識A (北緯33度7分55秒,東経129度39分50秒) 2 同市同町黒小島南岸標識B (北緯33度8分4秒,東経129度39分59秒)	イ 1から152度230メートルのところ (北緯33度7分48秒,東経129度39分54秒) ロ 1から152度330メートルのところ (北緯33度7分46秒,東経129度39分56秒) ハ 2から152度480メートルのところ (北緯33度7分51秒,東経129度40分8秒) ニ 2から152度380メートルのところ (北緯33度7分53秒,東経129度40分6秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2003号	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 黒小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町黒小島標識A (北緯33度7分58秒,東経129度39分55秒) 2 同市同町黒小島標識B (北緯33度8分3秒,東経129度39分54秒)	イ 1から84度150メートルのところ (北緯33度7分58秒,東経129度40分1秒) ロ 1から84度250メートルのところ (北緯33度7分58秒,東経129度40分5秒) ハ 2から84度250メートルのところ (北緯33度8分3秒,東経129度40分4秒) ニ 2から84度150メートルのところ (北緯33度8分3秒,東経129度40分0秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2004号	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町伝田鼻突端 (北緯33度7分38秒,東経129度40分16秒) 2 同市同町柳ノ浦標識 (北緯33度7分40秒,東経129度40分25秒)	イ 1から339度150メートルのところ (北緯33度7分43秒,東経129度40分14秒) ロ 1から339度400メートルのところ (北緯33度7分50秒,東経129度40分11秒) ハ 2から339度430メートルのところ (北緯33度7分53秒,東経129度40分19秒) ニ 2から339度180メートルのところ (北緯33度7分45秒,東経129度40分22秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2005号	長崎県 佐世保市 下船越町 トシャク島 地先	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高大潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町宮山の鼻突端 (北緯33度7分57秒,東経129度40分44秒) 2 同市下船越町トシャク島南西端 (北緯33度7分60秒,東経129度40分43秒) 3 同市同町トシャク島北西端 (北緯33度8分0秒,東経129度40分43秒) 4 同市俵ヶ浦町安ヶ島北東端 (北緯33度8分4秒,東経129度40分37秒) 5 同市同町安ヶ島南東端 (北緯33度8分1秒,東経129度40分35秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯33度7分58秒,東経129度40分42秒) ロ 1と5を結ぶ直線上1から65メートルのところ (北緯33度7分58秒,東経129度40分41秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から40メートルのところ (北緯33度8分1秒,東経129度40分42秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2006号	長崎県 佐世保市 下船越町 名切 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町名切標識A (北緯33度8分12秒,東経129度40分57秒) 2 同市同町名切標識B (北緯33度8分7秒,東経129度40分56秒)	イ 1から293度20メートルのところ (北緯33度8分12秒,東経129度40分57秒) ロ 1から293度70メートルのところ (北緯33度8分13秒,東経129度40分55秒) ハ 2から293度90メートルのところ (北緯33度8分8秒,東経129度40分53秒) ニ 2から293度40メートルのところ (北緯33度8分8秒,東経129度40分55秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2007号	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島東岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町松浦島東岸標識A (北緯33度8分22秒,東経129度40分51秒) 2 同市同町松浦島東岸標識B (北緯33度8分17秒,東経129度40分47秒)	イ 1から90度80メートルのところ (北緯33度8分22秒,東経129度40分54秒) ロ 1から90度130メートルのところ (北緯33度8分22秒,東経129度40分56秒) ハ 2から90度220メートルのところ (北緯33度8分17秒,東経129度40分55秒) ニ 2から90度170メートルのところ (北緯33度8分17秒,東経129度40分54秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2008号	長崎県 佐世保市 下船越町 名切 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町名切鼻北端 (北緯33度8分13秒,東経129度41分26秒) 2 同市同町盆ヶ浦鼻北西端標識 (北緯33度8分14秒,東経129度41分33秒)	イ 1から0度60メートルのところ (北緯33度8分15秒,東経129度41分26秒) ロ 1から0度100メートルのところ (北緯33度8分16秒,東経129度41分26秒) ハ 2から0度100メートルのところ (北緯33度8分18秒,東経129度41分33秒) ニ 2から0度60メートルのところ (北緯33度8分16秒,東経129度41分33秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2009号	長崎県 佐世保市 船越町 魚見崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町物揚場東側標識 (北緯33度8分29秒,東経129度41分44秒) 2 同市同町物揚場中央標識 (北緯33度8分30秒,東経129度41分41秒)	イ 1から180度180メートルのところ (北緯33度8分23秒,東経129度41分44秒) ロ 1から180度230メートルのところ (北緯33度8分22秒,東経129度41分44秒) ハ 2から180度250メートルのところ (北緯33度8分22秒,東経129度41分41秒) ニ 2から180度200メートルのところ (北緯33度8分24秒,東経129度41分41秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2010号	長崎県 佐世保市 船越町 芳ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町芳ノ浦アカツバゲ標識 (北緯33度8分29秒,東経129度41分22秒) 2 同市同町芳ノ浦鼻標識 (北緯33度8分29秒,東経129度41分24秒)	イ 1から205度30分53メートルのところ (北緯33度8分28秒,東経129度41分21秒) ロ 1から205度30分105メートルのところ (北緯33度8分26秒,東経129度41分20秒) ハ 2から205度30分135メートルのところ (北緯33度8分25秒,東経129度41分22秒) ニ 2から205度30分83メートルのところ (北緯33度8分26秒,東経129度41分23秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2011号	長崎県 佐世保市 船越町 いくつ崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町いくつ崎西標識 (北緯33度8分35秒,東経129度41分12秒) 2 同市同町いくつ崎南標識 (北緯33度8分33秒,東経129度41分14秒)	イ 1から212度30分100メートルのところ (北緯33度8分32秒,東経129度41分9秒) ロ 1から212度30分120メートルのところ (北緯33度8分32秒,東経129度41分9秒) ハ 2から212度30分100メートルのところ (北緯33度8分30秒,東経129度41分12秒) ニ 2から212度30分80メートルのところ (北緯33度8分31秒,東経129度41分12秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2012号	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町松浦島にろんた鼻北西 端 (北緯33度8分34秒,東経129度40分37秒) 2 同市同町松浦島北東鼻北端 (北緯33度8分33秒,東経129度40分49秒)	イ 1から19度150メートルのところ (北緯33度8分38秒,東経129度40分39秒) ロ 1から19度210メートルのところ (北緯33度8分40秒,東経129度40分39秒) ハ 2から10度30分80メートルのところ (北緯33度8分35秒,東経129度40分50秒) ニ 2から10度30分20メートルのところ (北緯33度8分33秒,東経129度40分49秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2013号	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市下船越町松浦島ハケ崎北端標識 (北緯33度8分40秒,東経129度40分30秒) 2 同市同町松浦島ハケ崎東内鼻北東端標識 (北緯33度8分35秒,東経129度40分32秒) 3 同市同町松浦島にろんた北東鼻北端 (北緯33度8分36秒,東経129度40分43秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から45メートルのところ (北緯33度8分39秒,東経129度40分32秒) ロ 1から3を結ぶ直線上1から100メートルのと ころ (北緯33度8分39秒,東経129度40分34秒) ハ 2から107度30分70メートルのところ (北緯33度8分34秒,東経129度40分34秒) ニ 2から107度30分15メートルのところ (北緯33度8分35秒,東経129度40分32秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2014号	長崎県 佐世保市 船越町 ネタギ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町ネタギ島東端 (北緯33度8分49秒,東経129度40分3秒) 2 同市同町ネタギ島南端標識 (北緯33度8分45秒,東経129度39分60秒) 3 同市同町島の巢島南端 (北緯33度8分41秒,東経129度40分22秒) 4 同市同町松浦島西端 (北緯33度8分26秒,東経129度40分14秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から85メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度40分6秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのとこ ろ (北緯33度8分47秒,東経129度40分7秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯33度8分42秒,東経129度40分2秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から85メートルのところ (北緯33度8分43秒,東経129度40分1秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2015号	長崎県 佐世保市 船越町 横島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市船越町横島北端標識 (北緯33度9分26秒,東経129度39分54秒) 2 同市同町横島南端標識 (北緯33度9分21秒,東経129度39分56秒)	イ 1から90度110メートルのところ (北緯33度9分26秒,東経129度39分58秒) ロ 2から90度85メートルのところ (北緯33度9分21秒,東経129度39分59秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2016号	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	次の2、1、イ、3の各点を順 次結んだ各直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 佐世保市日野町元ノ島タツ岩突端標識 (北緯33度9分38秒,東経129度40分29秒) 2 同市同町元ノ島東内鼻東端突端 (北緯33度9分44秒,東経129度40分29秒) 3 同市同町元ノ島東鼻東端標識 (北緯33度9分46秒,東経129度40分30秒) 4 同市鹿子前町長尾鼻南西端 (北緯33度9分42秒,東経129度40分33秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度9分39秒,東経129度40分30秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2017号	長崎県 佐世保市 鹿子前町 長尾鼻 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市鹿子前町長尾鼻南西標識 (北緯33度9分43秒,東経129度40分33秒) 2 同市同町長尾鼻西端 (北緯33度9分51秒,東経129度40分31秒)	イ 2から270度20メートルのところ (北緯33度9分51秒,東経129度40分30秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2018号	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市日野町元ノ島南西浦北岸南西端 標識 (北緯33度9分43秒,東経129度40分11秒) 2 同市同町元ノ島南西浦北岸標識 (北緯33度9分43秒,東経129度40分14秒) 3 同市同町元ノ島南西浦南岸標識 (北緯33度9分39秒,東経129度40分14秒)	イ 1から180度20メートルのところ (北緯33度9分42秒,東経129度40分11秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度9分42秒,東経129度40分14秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯33度9分41秒,東経129度40分14秒) ニ 1から180度60メートルのところ (北緯33度9分41秒,東経129度40分11秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2019号	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と3、4、 5の各点を順次結んだ各直 線及び1から3、2から5に至 る各最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 佐世保市日野町元ノ島西鼻南西端標識 (北緯33度9分57秒,東経129度40分11秒) 2 同市同町元ノ島西内鼻西端標識 (北緯33度9分51秒,東経129度40分11秒) 3 同市同町元ノ島西鼻南岸標識 (北緯33度9分56秒,東経129度40分12秒) 4 同市同町元ノ島離れ小島西端 (北緯33度9分53秒,東経129度40分13秒) 5 同市同町元ノ島西内鼻北端標識 (北緯33度9分51秒,東経129度40分12秒) 6 同市同町畑尻標識A (北緯33度9分56秒,東経129度40分8秒) 7 同市同町畑尻標識B (北緯33度9分51秒,東経129度40分8秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯33度9分56秒,東経129度40分10秒) ロ 2と7を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度9分51秒,東経129度40分11秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2020号	長崎県 佐世保市 大潟町 三年ヶ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大潟町三年ヶ浦唐人崎標識 (北緯33度10分29秒,東経129度38分29秒)	イ 1から40度50メートルのところ (北緯33度10分31秒,東経129度38分31秒) ロ 1から48度57メートルのところ (北緯33度10分31秒,東経129度38分31秒) ハ 1から94度40メートルのところ (北緯33度10分29秒,東経129度38分31秒) ニ 1から94度30メートルのところ (北緯33度10分29秒,東経129度38分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2021号	長崎県 佐世保市 大湊町 銭亀浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町銭亀浦標識A (北緯33度10分52秒,東経129度38分48秒) 2 同市同町銭亀浦標識B (北緯33度10分48秒,東経129度38分47秒)	イ 1から90度35メートルのところ (北緯33度10分52秒,東経129度38分49秒) ロ 1から90度65メートルのところ (北緯33度10分52秒,東経129度38分50秒) ハ 2から90度74メートルのところ (北緯33度10分48秒,東経129度38分50秒) ニ 2から90度44メートルのところ (北緯33度10分48秒,東経129度38分49秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2022号	長崎県 佐世保市 大湊町 銭亀浦 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線及び1、2の 各点を結んだ直線と2から3 に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町銭亀浦標柱 (北緯33度10分48秒,東経129度38分52秒) 2 同市同町銭亀浦護岸重油タンク下標識 (北緯33度10分49秒,東経129度38分56秒) 3 同市同町銭亀浦標識C (北緯33度10分53秒,東経129度38分56秒)	イ 3から270度100メートルのところ (北緯33度10分53秒,東経129度38分52秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2023号	長崎県 佐世保市 大湊町 銭亀浦 地先	次の1、2、3、イの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町銭亀浦標識C (北緯33度10分53秒,東経129度38分56秒) 2 同市同町銭亀浦標識D (北緯33度10分53秒,東経129度39分1秒) 3 同市同町銭亀浦丸子島南端標識 (北緯33度10分56秒,東経129度38分59秒)	イ 1から0度100メートルのところ (北緯33度10分56秒,東経129度38分56秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2024号	長崎県 佐世保市 大湊町 梅木鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市大湊町さばくさらし標識 (北緯33度11分3秒,東経129度39分4秒) 2 同市同町きんらん出べそ標識 (北緯33度10分60秒,東経129度39分8秒)	イ 1から227度30分20メートルのところ (北緯33度11分2秒,東経129度39分4秒) ロ 1から227度30分70メートルのところ (北緯33度11分1秒,東経129度39分2秒) ハ 2から227度30分55メートルのところ (北緯33度10分58秒,東経129度39分6秒) ニ 2から227度30分5メートルのところ (北緯33度10分59秒,東経129度39分8秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2025号	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トノコ島北側海岸標識 (北緯33度11分38秒,東経129度36分53秒) 2 同市同町トノコ島北端西側標識 (北緯33度11分37秒,東経129度36分52秒)	イ 1から299度120メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度36分49秒) ロ 1から298度165メートルのところ (北緯33度11分41秒,東経129度36分47秒) ハ 2から302度165メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度36分47秒) ニ 2から302度120メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度36分49秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2026号	長崎県 佐世保市 浅子町 長島西側 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町長島北端標識 (北緯33度12分2秒,東経129度36分31秒) 2 同市同町長島西海岸標識 (北緯33度11分59秒,東経129度36分29秒)	イ 1から270度58メートルのところ (北緯33度12分2秒,東経129度36分29秒) ロ 1から270度118メートルのところ (北緯33度12分2秒,東経129度36分27秒) ハ 2から270度70メートルのところ (北緯33度11分59秒,東経129度36分27秒) ニ 2から270度10メートルのところ (北緯33度11分59秒,東経129度36分29秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2027号	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	次のイ、ロ、3、ハの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島鯨浦カンバン谷の鼻 標識 （北緯33度11分18秒,東経129度35分26秒） 2 同市同町高島鯨浦東奥鼻南側標識 （北緯33度11分17秒,東経129度35分31秒） 3 同市同町高島鯨浦東浦底標識 （北緯33度11分13秒,東経129度35分29秒）	イ 1から200度50メートルのところ （北緯33度11分16秒,東経129度35分26秒） ロ 1から200度130メートルのところ （北緯33度11分14秒,東経129度35分25秒） ハ 2と3を結ぶ直線上3から80メートルのところ （北緯33度11分15秒,東経129度35分30秒）	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2028号	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島鯨浦東中鼻標識 （北緯33度11分12秒,東経129度35分25秒） 2 同市同町高島鯨浦中鼻標識 （北緯33度11分10秒,東経129度35分23秒） 3 同市同町高島鯨浦中の曽根付根標識 （北緯33度11分12秒,東経129度35分13秒） 4 同市同町高島鯨浦沖ノ瀬標識 （北緯33度11分15秒,東経129度35分19秒）	イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ （北緯33度11分13秒,東経129度35分23秒） ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ （北緯33度11分10秒,東経129度35分21秒）	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2029号	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島鯨浦中鼻標識 (北緯33度11分10秒,東経129度35分23秒) 2 同市同町高島鯨浦浦口小島対岸標識 (北緯33度11分3秒,東経129度35分25秒) 3 同市同町高島鯨浦中の曾根付根標識 (北緯33度11分12秒,東経129度35分13秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度11分10秒,東経129度35分21秒) ロ 2から259度30分120メートルのところ (北緯33度11分2秒,東経129度35分21秒) ハ 2から259度30分60メートルのところ (北緯33度11分2秒,東経129度35分23秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2030号	長崎県 佐世保市 高島町 鯨浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島鯨浦浦口小島北標柱 (北緯33度11分2秒,東経129度35分24秒) 2 同市同町高島鯨浦浦口小島南標識 (北緯33度10分59秒,東経129度35分26秒)	イ 1から260度20メートルのところ (北緯33度11分1秒,東経129度35分24秒) ロ 1から260度80メートルのところ (北緯33度11分1秒,東経129度35分21秒) ハ 2から260度90メートルのところ (北緯33度10分58秒,東経129度35分23秒) ニ 2から260度30メートルのところ (北緯33度10分58秒,東経129度35分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2032号	長崎県 佐世保市 高島町 エビネ泊 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町カエジ鼻標柱 (北緯33度10分52秒,東経129度35分14秒)	イ 1から15度60メートルのところ (北緯33度10分54秒,東経129度35分15秒) ロ 1から15度100メートルのところ (北緯33度10分55秒,東経129度35分15秒) ハ 1から325度155メートルのところ (北緯33度10分56秒,東経129度35分10秒) ニ 1から309度30分130メートルのところ (北緯33度10分54秒,東経129度35分10秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2033号	長崎県 佐世保市 高島町 鯨浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島内手北標識 (北緯33度11分12秒,東経129度35分15秒) 2 同市同町高島内手南標識(1から南方海岸 沿いに301メートルのところ) (北緯33度11分3秒,東経129度35分11秒)	イ 1から100度105メートルのところ (北緯33度11分12秒,東経129度35分19秒) ロ 1から100度145メートルのところ (北緯33度11分11秒,東経129度35分20秒) ハ 2から100度195メートルのところ (北緯33度11分2秒,東経129度35分18秒) ニ 2から100度155メートルのところ (北緯33度11分2秒,東経129度35分17秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2034号	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島鯨浦奥西側標識 (北緯33度11分22秒,東経129度35分25秒) 2 同市同町高島鯨浦奥東側標識 (北緯33度11分21秒,東経129度35分27秒)	イ 1から200度110メートルのところ (北緯33度11分18秒,東経129度35分23秒) ロ 1から200度310メートルのところ (北緯33度11分12秒,東経129度35分21秒) ハ 2から200度310メートルのところ (北緯33度11分12秒,東経129度35分23秒) ニ 2から200度110メートルのところ (北緯33度11分18秒,東経129度35分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 800号	長崎県 佐世保市 船越町 丈ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町丈ヶ島北端標識 (北緯33度8分34秒,東経129度39分53秒) 2 同市同町丈ヶ島南東端標識 (北緯33度8分31秒,東経129度39分55秒)	イ 1から90度170メートルのところ (北緯33度8分34秒,東経129度39分60秒) ロ 1から90度320メートルのところ (北緯33度8分34秒,東経129度40分6秒) ハ 2から90度260メートルのところ (北緯33度8分31秒,東経129度40分5秒) ニ 2から90度110メートルのところ (北緯33度8分31秒,東経129度39分60秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 801号	長崎県 佐世保市 大湊町 銭亀浦 地先	次の1、イを結ぶ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市大湊町銭亀浦標識E (北緯33度10分51秒,東経129度38分59秒) 2 同市同町銭亀浦標識D (北緯33度10分53秒,東経129度39分1秒)	イ 1と2を結んだ直線上2から18メートルのと ころ (北緯33度10分52秒,東経129度39分1秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2500号	長崎県 佐世保市 船越町 白馬浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市船越町白馬北東標識 (北緯33度8分51秒,東経129度40分60秒) 2 同市同町白馬南西標識 (北緯33度8分47秒,東経129度40分55秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大湊町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3000号	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 安ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町字柳木田北端石垣角標 識 (北緯33度7分41秒,東経129度40分30秒) 2 同市同町安ヶ島西側中央標識 (北緯33度8分3秒,東経129度40分33秒) 3 同市同町安ヶ島北端 (北緯33度8分6秒,東経129度40分32秒) 4 同市下船越町松浦島南西突端標識 (北緯33度8分16秒,東経129度40分27秒) 5 同市同町松浦島西端 (北緯33度8分26秒,東経129度40分15秒) 6 同市同町諸島北東端 (北緯33度8分29秒,東経129度39分50秒) 7 同市俵ヶ浦町下受島頂上 (北緯33度8分10秒,東経129度40分6秒) 8 同市同町ほげと鼻北端 (北緯33度7分41秒,東経129度40分7秒)	イ 1と4を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点 (北緯33度8分4秒,東経129度40分28秒) ロ 1と4を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点 (北緯33度8分8秒,東経129度40分28秒) ハ 5と8を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点 (北緯33度8分16秒,東経129度40分13秒) ニ 5と8を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点 (北緯33度8分9秒,東経129度40分12秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3001号	長崎県 佐世保市 船越町 兎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町兎島西端標識 (北緯33度8分45秒,東経129度40分49秒)	イ 1から337度153メートルのところ (北緯33度8分49秒,東経129度40分47秒) ロ 1から335度185メートルのところ (北緯33度8分50秒,東経129度40分46秒) ハ 1から325度189メートルのところ (北緯33度8分50秒,東経129度40分45秒) ニ 1から318度159メートルのところ (北緯33度8分49秒,東経129度40分45秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3002号	長崎県 佐世保市 船越町 前島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市船越町前島浜口作業場北側標識 A号 (北緯33度9分2秒,東経129度40分48秒) 2 同市同町前島南端 (北緯33度8分59秒,東経129度40分47秒)	イ 1から135度30メートルのところ (北緯33度9分1秒,東経129度40分49秒) ロ 2から135度40メートルのところ (北緯33度8分58秒,東経129度40分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3003号	長崎県 佐世保市 船越町 割島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町割島南岸標識 (北緯33度8分56秒,東経129度40分35秒)	イ 1から112度220メートルのところ (北緯33度8分53秒,東経129度40分43秒) ロ 1から125度282メートルのところ (北緯33度8分51秒,東経129度40分44秒) ハ 1から145度235メートルのところ (北緯33度8分50秒,東経129度40分41秒) ニ 1から140度173メートルのところ (北緯33度8分52秒,東経129度40分40秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3004号	長崎県 佐世保市 船越町 前島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市船越町前島南端 (北緯33度8分59秒,東経129度40分47秒) 2 同市同町前島西鼻西端 (北緯33度9分0秒,東経129度40分44秒) 3 同市同町前島北西端 (北緯33度9分4秒,東経129度40分40秒) 4 同市同町割島東端 (北緯33度8分58秒,東経129度40分36秒)	イ 1から220度50メートルのところ (北緯33度8分57秒,東経129度40分46秒) ロ 2から220度60メートルのところ (北緯33度8分59秒,東経129度40分42秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯33度9分3秒,東経129度40分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3005号	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最最高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市下船越町松浦島北西岸標識A号 (北緯33度8分29秒,東経129度40分18秒) 2 同市同町松浦島ハヶ崎北端 (北緯33度8分39秒,東経129度40分29秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯33度8分30秒,東経129度40分18秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3006号	長崎県 佐世保市 船越町 島の巣島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各 点を順次結んで1に至る各 直線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町島の巣島南端 (北緯33度8分42秒,東経129度40分21秒) 2 同市同町ネタギ島南岸中鼻突端標識 (北緯33度8分45秒,東経129度39分59秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ (北緯33度8分43秒,東経129度40分10秒) ロ 1から230度410メートルのところ (北緯33度8分33秒,東経129度40分9秒) ハ 1から217度350メートルのところ (北緯33度8分33秒,東経129度40分13秒) ニ 1から180度200メートルのところ (北緯33度8分35秒,東経129度40分21秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3007号	長崎県 佐世保市 船越町 丈ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市船越町丈ヶ島中小島北東端標識 (北緯33度8分28秒,東経129度39分54秒) 2 同市同町丈ヶ島東岸標識 (北緯33度8分31秒,東経129度39分55秒)	イ 1から49度50メートルのところ (北緯33度8分29秒,東経129度39分56秒) ロ 1から49度95メートルのところ (北緯33度8分30秒,東経129度39分57秒) ハ 2から49度16メートルのところ (北緯33度8分32秒,東経129度39分56秒) ニ 2から49度51メートルのところ (北緯33度8分32秒,東経129度39分57秒) ホ 1から103度215メートルのところ (北緯33度8分27秒,東経129度40分3秒) ヘ 1から125度178メートルのところ (北緯33度8分25秒,東経129度40分0秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3008号	長崎県 佐世保市 船越町 小深白島 地先	次の2、へ、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線及び2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町小深白島西端 (北緯33度8分48秒,東経129度40分16秒) 2 同市同町小深白島北端 (北緯33度8分49秒,東経129度40分18秒) 3 同市同町小深白島北西岸標識 (北緯33度8分49秒,東経129度40分20秒) 4 同市同町桂島南岸東鼻標識 (北緯33度9分2秒,東経129度39分59秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から10メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度40分16秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度8分49秒,東経129度40分15秒) ハ 2から0度60メートルのところ (北緯33度8分51秒,東経129度40分18秒) ニ 2から39度80メートルのところ (北緯33度8分51秒,東経129度40分20秒) ホ 3から85度10メートルのところ (北緯33度8分49秒,東経129度40分20秒) へ 2から0度10メートルのところ (北緯33度8分50秒,東経129度40分18秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3009号	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上小高島南端 (北緯33度11分22秒,東経129度36分47秒) 2 同市同町池の谷南防波堤付根 (北緯33度11分35秒,東経129度37分21秒) 3 同市同町上小高島東側標識(1から北方海岸沿いに240メートルのところ) (北緯33度11分30秒,東経129度36分48秒) 4 同市同町トノコ島南端 (北緯33度11分30秒,東経129度36分54秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯33度11分25秒,東経129度36分55秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から290メートルのところ (北緯33度11分26秒,東経129度36分57秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から110メートルのところ (北緯33度11分30秒,東経129度36分52秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から60メートルのところ (北緯33度11分30秒,東経129度36分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3010号	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トノコ島東鼻北東端 (北緯33度11分39秒,東経129度36分55秒) 2 同市同町トノコ島東岸標識(1から南方海岸 沿いに200メートルのところ) (北緯33度11分33秒,東経129度36分54秒)	イ 1から90度60メートルのところ (北緯33度11分39秒,東経129度36分57秒) ロ 1から90度130メートルのところ (北緯33度11分39秒,東経129度36分60秒) ハ 2から90度160メートルのところ (北緯33度11分33秒,東経129度37分0秒) ニ 2から90度90メートルのところ (北緯33度11分33秒,東経129度36分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3011号	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トノコ島東鼻北端標識 (北緯33度11分38秒,東経129度36分52秒) 2 同市同町トノコ島東鼻西岸標識 (北緯33度11分35秒,東経129度36分53秒) 3 同市同町トノコ島西鼻東岸標識 (北緯33度11分35秒,東経129度36分51秒)	イ 1から274度20メートルのところ (北緯33度11分38秒,東経129度36分52秒) ロ 1から274度125メートルのところ (北緯33度11分39秒,東経129度36分48秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯33度11分35秒,東経129度36分51秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度11分35秒,東経129度36分52秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3012号	長崎県 佐世保市 浅子町 今釜漁港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町今釜漁港護岸A標識(今釜 漁港南防波堤付根から北方護岸沿いに42メー トルのところ) (北緯33度11分46秒,東経129度37分7秒) 2 同市同町今釜漁港護岸B標識(1から北方 護岸沿いに47メートルのところ) (北緯33度11分47秒,東経129度37分8秒)	イ 1から302度10メートルのところ (北緯33度11分46秒,東経129度37分6秒) ロ 1から302度50メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度37分5秒) ハ 2から302度50メートルのところ (北緯33度11分48秒,東経129度37分6秒) ニ 2から302度10メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度37分7秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3013号	長崎県 佐世保市 浅子町 黒島 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町黒島南鼻標識(黒島南西端 から北方海岸沿いに18メートルのところ) (北緯33度11分48秒,東経129度36分57秒) 2 同市同町黒島北西鼻標識(黒島北西鼻北西 端から南方海岸沿いに15メートルのところ) (北緯33度11分54秒,東経129度36分54秒)	イ 1から222度85メートルのところ (北緯33度11分46秒,東経129度36分55秒) ロ 2から222度110メートルのところ (北緯33度11分51秒,東経129度36分51秒) ハ 2から222度45メートルのところ (北緯33度11分53秒,東経129度36分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3014号	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上小高島東岸標識A (北緯33度11分43秒,東経129度36分39秒) 2 同市同町上小高島東岸標識B (北緯33度11分39秒,東経129度36分42秒)	イ 1から82度50メートルのところ (北緯33度11分43秒,東経129度36分41秒) ロ 1から82度110メートルのところ (北緯33度11分43秒,東経129度36分44秒) ハ 2から82度65メートルのところ (北緯33度11分39秒,東経129度36分44秒) ニ 2から82度5メートルのところ (北緯33度11分39秒,東経129度36分42秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3015号	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上小高島東岸標識A (北緯33度11分48秒,東経129度36分38秒) 2 同市同町上小高島東岸標識B(1から南方 海岸沿いに130メートルのところ) (北緯33度11分43秒,東経129度36分39秒)	イ 1から82度35メートルのところ (北緯33度11分48秒,東経129度36分39秒) ロ 1から82度135メートルのところ (北緯33度11分48秒,東経129度36分43秒) ハ 2から82度125メートルのところ (北緯33度11分43秒,東経129度36分44秒) ニ 2から82度25メートルのところ (北緯33度11分43秒,東経129度36分40秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3016号	長崎県 佐世保市 浅子町 上榎木島 東岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上榎木島北標識(上榎木島 北端から南東方海岸沿いに10メートルのとこ ろ) (北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒) 2 同市同町上榎木島東端 (北緯33度11分51秒,東経129度36分20秒) 3 同市同町丸小島北端 (北緯33度11分55秒,東経129度36分28秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から15メートルのところ (北緯33度11分53秒,東経129度36分19秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から55メートルのところ (北緯33度11分53秒,東経129度36分20秒) ハ 2から92度60メートルのところ (北緯33度11分51秒,東経129度36分22秒) ニ 2から112度25メートルのところ (北緯33度11分50秒,東経129度36分21秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3017号	長崎県 佐世保市 浅子町 上榎木島 南岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上榎木島東端 (北緯33度11分51秒,東経129度36分20秒) 2 同市同町上榎木島南端 (北緯33度11分49秒,東経129度36分17秒)	イ 1から150度30メートルのところ (北緯33度11分50秒,東経129度36分21秒) ロ 1から150度70メートルのところ (北緯33度11分49秒,東経129度36分21秒) ハ 2から160度50メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度36分18秒) ニ 2から160度10メートルのところ (北緯33度11分48秒,東経129度36分18秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3018号	長崎県 佐世保市 浅子町 上樫木島 西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上樫木島南端 (北緯33度11分49秒,東経129度36分17秒) 2 同市同町上樫木島北端 (北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒)	イ 1から270度40メートルのところ (北緯33度11分49秒,東経129度36分16秒) ロ 1から270度90メートルのところ (北緯33度11分49秒,東経129度36分14秒) ハ 2から270度90メートルのところ (北緯33度11分53秒,東経129度36分15秒) ニ 2から270度40メートルのところ (北緯33度11分53秒,東経129度36分17秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3020号	長崎県 佐世保市 浅子町 下樫木島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町下樫木島西鼻南端 (北緯33度11分38秒,東経129度36分17秒) 2 同市同町下樫木島西鼻南西端 (北緯33度11分42秒,東経129度36分13秒) 3 同市同町下樫木島北西端 (北緯33度11分45秒,東経129度36分13秒) 4 同市同町下樫木島北東端 (北緯33度11分44秒,東経129度36分15秒)	イ 1から176度70メートルのところ (北緯33度11分36秒,東経129度36分17秒) ロ 2から225度100メートルのところ (北緯33度11分39秒,東経129度36分10秒) ハ 3から315度110メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度36分10秒) ニ 4から45度110メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度36分18秒) ホ 1から90度50メートルのところ (北緯33度11分38秒,東経129度36分18秒) ヘ 1から90度10メートルのところ (北緯33度11分38秒,東経129度36分17秒) ト 4から45度70メートルのところ (北緯33度11分46秒,東経129度36分17秒) チ 3から315度70メートルのところ (北緯33度11分46秒,東経129度36分11秒) リ 2から225度60メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度36分11秒) ヌ 1から176度30メートルのところ (北緯33度11分37秒,東経129度36分17秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3021号	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 ねのじが浦 地先	次の2、1、イ、ロ、3の各点 を順次結んだ各直線と2か ら3に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上小高島ねのじが浦西側 鼻石垣東端 (北緯33度11分25秒,東経129度36分34秒) 2 同市同町上小高島ねのじが浦東側鼻標識A 号 (北緯33度11分25秒,東経129度36分36秒) 3 同市同町上小高島ねのじが浦東側鼻南西 端 (北緯33度11分22秒,東経129度36分37秒) 4 同市同町下小高島北西鼻突端 (北緯33度11分16秒,東経129度36分36秒) 5 同市同町下小高島西端 (北緯33度11分14秒,東経129度36分34秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯33度11分19秒,東経129度36分34秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から90メートルのところ (北緯33度11分19秒,東経129度36分37秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3022号	長崎県 佐世保市 浅子町 皆島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 5、6の各点を順次結んだ 各直線と1から6に至る最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市浅子町上皆島西端 (北緯33度11分20秒,東経129度36分2秒) 2 同市同町トコイ島オオドコイの浦鼻東端 (北緯33度11分38秒,東経129度36分2秒) 3 同市小佐々町臼の浦長崎鼻南端 (北緯33度12分13秒,東経129度36分15秒) 4 同市浅子町上小高島南西端 (北緯33度11分25秒,東経129度36分31秒) 5 同市同町下皆島北端 (北緯33度11分20秒,東経129度36分16秒) 6 同市同町上皆島東端 (北緯33度11分17秒,東経129度36分8秒) 7 同市同町上皆島北端 (北緯33度11分21秒,東経129度36分4秒)	イ ホと3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 (北緯33度11分20秒,東経129度35分60秒) ロ 7から32度450メートルのところ (北緯33度11分36秒,東経129度36分6秒) ハ 7から32度200メートルのところ (北緯33度11分33秒,東経129度36分13秒) ニ 5から12度110メートルのところ (北緯33度11分26秒,東経129度36分8秒) ホ 1から282度50メートルのところ (北緯33度11分23秒,東経129度36分17秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3023号	長崎県 佐世保市 浅子町 皆島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上皆島北端 (北緯33度11分21秒,東経129度36分4秒) 2 同市同町下皆島北端 (北緯33度11分20秒,東経129度36分16秒) 3 同市同町下榎木島南西端 (北緯33度11分42秒,東経129度36分13秒)	イ 1から32度200メートルのところ (北緯33度11分26秒,東経129度36分8秒) ロ 1から32度410メートルのところ (北緯33度11分32秒,東経129度36分12秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から370メートルのとこ ろ (北緯33度11分32秒,東経129度36分14秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのとこ ろ (北緯33度11分25秒,東経129度36分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3024号	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市浅子町トコイ島深浦北東端標識 (北緯33度11分36秒,東経129度36分1秒) 2 同市同町トコイ島南東端 (北緯33度11分22秒,東経129度35分55秒)	イ 1から57度110メートルのところ (北緯33度11分37秒,東経129度36分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3025号	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トコイ島北端標識 (北緯33度11分59秒,東経129度36分0秒) 2 同市同町トコイ島東岸中鼻東端標識 (北緯33度11分44秒,東経129度36分3秒) 3 同市同町トコイ島深浦北東端標識 (北緯33度11分36秒,東経129度36分1秒)	イ 1から90度80メートルのところ (北緯33度11分59秒,東経129度36分3秒) ロ 2から90度50メートルのところ (北緯33度11分44秒,東経129度36分5秒) ハ 3から57度110メートルのところ (北緯33度11分37秒,東経129度36分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
北区計第 3026号	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トコイ島西深浦上の鼻突端 標識 (北緯33度11分51秒,東経129度35分47秒) 2 同市同町トコイ島西岸中鼻突端標識 (北緯33度11分40秒,東経129度35分44秒) 3 同市同町トコイ島南鼻標識B号 (北緯33度11分24秒,東経129度35分51秒)	イ 1から0度110メートルのところ (北緯33度11分55秒,東経129度35分47秒) ロ 1から276度220メートルのところ (北緯33度11分52秒,東経129度35分39秒) ハ 2から270度150メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度35分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3027号	長崎県 佐世保市 高島町 高島 山の地下 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市高島町高島山の下水水谷 (北緯33度10分44秒,東経129度35分33秒) 2 同市同町高島高鼻大岩 (北緯33度10分33秒,東経129度35分36秒) 3 同市同町高島高鼻標識(2から南方海岸線 沿い)に210メートルのところ) (北緯33度10分27秒,東経129度35分33秒)	イ 1から70度60メートルのところ (北緯33度10分45秒,東経129度35分35秒) ロ 1から70度225メートルのところ (北緯33度10分46秒,東経129度35分41秒) ハ 2から103度245メートルのところ (北緯33度10分31秒,東経129度35分46秒) ニ 3から103度295メートルのところ (北緯33度10分25秒,東経129度35分44秒) ホ 3から103度110メートルのところ (北緯33度10分26秒,東経129度35分37秒) ヘ 2から103度60メートルのところ (北緯33度10分32秒,東経129度35分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3028号	長崎県 佐世保市 高島町 高島 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐保市高島町高島北平転石 (北緯33度11分34秒,東経129度35分3秒) 2 同市同町高島長南風浦標識 (北緯33度11分32秒,東経129度35分9秒)	イ 1から356度120メートルのところ (北緯33度11分38秒,東経129度35分3秒) ロ 2から356度260メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度35分8秒) ハ 2から356度140メートルのところ (北緯33度11分36秒,東経129度35分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3029号	長崎県 佐世保市 高島町 高島 北平 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島ゴトウ瀬ニツ石 (北緯33度11分29秒,東経129度34分51秒) 2 同市同町高島ゴトウ瀬標識(1から南方海岸 沿いに100メートルのところ) (北緯33度11分26秒,東経129度34分52秒)	イ 1から282度60メートルのところ (北緯33度11分30秒,東経129度34分49秒) ロ 1から282度150メートルのところ (北緯33度11分30秒,東経129度34分45秒) ハ 2から282度210メートルのところ (北緯33度11分27秒,東経129度34分44秒) ニ 2から282度120メートルのところ (北緯33度11分27秒,東経129度34分47秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3030号	長崎県 佐世保市 高島町 高島 京泊 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市高島町高島京泊浦北海岸標識A (北緯33度11分13秒,東経129度34分46秒) 2 同市同町高島京泊浦南海岸標識B (北緯33度11分9秒,東経129度34分52秒)	イ 1から167度30分20メートルのところ (北緯33度11分13秒,東経129度34分46秒) ロ 1から167度30分50メートルのところ (北緯33度11分12秒,東経129度34分47秒) ハ 2から347度30分70メートルのところ (北緯33度11分12秒,東経129度34分51秒) ニ 2から347度30分160メートルのところ (北緯33度11分14秒,東経129度34分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3500号	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トノコ島北端標識 (北緯33度11分39秒,東経129度36分55秒)	イ 1から320度110メートルのところ (北緯33度11分41秒,東経129度36分52秒) ロ 1から320度240メートルのところ (北緯33度11分45秒,東経129度36分49秒) ハ 1から335度230メートルのところ (北緯33度11分45秒,東経129度36分51秒) ニ 1から354度105メートルのところ (北緯33度11分42秒,東経129度36分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3501号	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町トノコ島北端標識 (北緯33度11分39秒,東経129度36分55秒)	イ 1から320度280メートルのところ (北緯33度11分46秒,東経129度36分48秒) ロ 1から320度440メートルのところ (北緯33度11分50秒,東経129度36分44秒) ハ 1から327度443メートルのところ (北緯33度11分51秒,東経129度36分45秒) ニ 1から332度286メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度36分49秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3502号	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島北西 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町上小高島北西標識 (北緯33度11分50秒,東経129度36分35秒)	イ 1から219度27メートルのところ (北緯33度11分50秒,東経129度36分33秒) ロ 1から256度70メートルのところ (北緯33度11分49秒,東経129度36分35秒) ハ 1から215度188メートルのところ (北緯33度11分45秒,東経129度36分33秒) ニ 1から203度168メートルのところ (北緯33度11分45秒,東経129度36分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4500号	長崎県 佐世保市 船越町 白馬浦 地先	次の2、イ、5の各点を順次 結んだ各直線、1と6を結ん だ直線及び1から2、5から6 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市船越町ちかん根鼻 (北緯33度8分57秒,東経129度40分50秒) 2 同市同町白馬鼻護岸東角標識 (北緯33度8分55秒,東経129度40分54秒) 3 同市同町白馬浦奥鼻 (北緯33度8分51秒,東経129度40分60秒) 4 同市同町白馬浦標識A (北緯33度8分46秒,東経129度40分59秒) 5 同市同町兎島東端 (北緯33度8分46秒,東経129度40分52秒) 6 同市同町兎島西端 (北緯33度8分45秒,東経129度40分49秒)	イ 2と4を結ぶ直線と3と5結ぶ直線との交点 (北緯33度8分49秒,東経129度40分57秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4501号	長崎県 佐世保市 船越町 割島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市船越町割島北端 (北緯33度8分58秒,東経129度40分35秒) 2 同市同町割島南岸標識 (北緯33度8分56秒,東経129度40分36秒)	イ 1から38度120メートルのところ (北緯33度9分1秒,東経129度40分38秒) ロ 1から8度160メートルのところ (北緯33度9分3秒,東経129度40分36秒) ハ 1から334度140メートルのところ (北緯33度9分2秒,東経129度40分33秒) ニ 1から280度130メートルのところ (北緯33度8分58秒,東経129度40分30秒) ホ 2から270度150メートルのところ (北緯33度8分56秒,東経129度40分30秒) ヘ 2から200度30分150メートルのところ (北緯33度8分51秒,東経129度40分33秒) ト 2から170度150メートルのところ (北緯33度8分51秒,東経129度40分37秒) チ 2から127度30分160メートルのところ (北緯33度8分52秒,東経129度40分40秒) リ 2から98度30分60メートルのところ (北緯33度8分55秒,東経129度40分38秒) ヌ 2から200度30分25メートルのところ (北緯33度8分55秒,東経129度40分35秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 507号	長崎県 佐世保市 黒島町 幸ノ小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市黒島町幸ノ小島南岸標識A(幸 ノ小島東端から南岸西方海岸沿いに50メー トルのところ) (北緯33度10分7秒,東経129度32分17秒) 2 同市同町幸ノ小島南岸標識B(1から南岸 西方海岸沿いに20メートルのところ) (北緯33度10分6秒,東経129度32分16秒)	イ 1から158度25メートルのところ (北緯33度10分6秒,東経129度32分17秒) ロ 1から158度95メートルのところ (北緯33度10分4秒,東経129度32分18秒) ハ 2から158度95メートルのところ (北緯33度10分3秒,東経129度32分18秒) ニ 2から158度25メートルのところ (北緯33度10分6秒,東経129度32分17秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 508号	長崎県 佐世保市 黒島町 浜辺の浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市黒島町浜辺の鼻標識B (北緯33度8分57秒,東経129度32分7秒) 2 同市同町びょうぶ鼻標識 (北緯33度8分56秒,東経129度31分56秒)	イ 1から359度50メートルのところ (北緯33度8分60秒,東経129度32分7秒) ロ 2から4度50メートルのところ (北緯33度8分58秒,東経129度31分56秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1026号	長崎県 佐世保市 黒島町 里ヶ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市黒島町里ヶ浦標識(古里棧橋根元 から南方海岸沿いに65メートルのところ) (北緯33度8分56秒,東経129度32分49秒) 2 同市同町里ヶ浦松江鼻標識 (北緯33度8分49秒,東経129度32分55秒)	イ 1から55度30メートルのところ (北緯33度8分57秒,東経129度32分50秒) ロ 1から55度180メートルのところ (北緯33度8分60秒,東経129度32分54秒) ハ 2から55度150メートルのところ (北緯33度8分52秒,東経129度33分0秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1027号	長崎県 佐世保市 黒島町 東堂平 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市黒島町東堂平浜辺標識 (北緯33度8分56秒,東経129度32分5秒) 2 同市同町東堂平浜辺標識A (北緯33度8分57秒,東経129度32分16秒)	イ 1から0度205メートルのところ (北緯33度9分3秒,東経129度32分5秒) ロ 2から0度160メートルのところ (北緯33度9分3秒,東経129度32分16秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1300号	長崎県 佐世保市 黒島町 東堂平 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市黒島町東堂平浜辺標識A (北緯33度8分57秒,東経129度32分16秒) 2 同市同町東堂平漁港東大石標識 (北緯33度8分57秒,東経129度32分27秒)	イ 1から0度40メートルのところ (北緯33度8分59秒,東経129度32分16秒) ロ 1から0度160メートルのところ (北緯33度9分3秒,東経129度32分16秒) ハ 2から0度210メートルのところ (北緯33度9分3秒,東経129度32分27秒) ニ 2から0度80メートルのところ (北緯33度8分59秒,東経129度32分27秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、30メートル×30メートルの 方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経 営上必要な場合は、生簀の総面積が3,600平方メー トルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数 を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 1,378尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1301号	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ゲノハエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市黒島町串ノ浜大石標識 (北緯33度8分25秒,東経129度30分54秒) 2 同市同町うぜの鼻標識 (北緯33度8分43秒,東経129度31分21秒)	イ 1から330度440メートルのところ (北緯33度8分39秒,東経129度30分45秒) ロ 1から330度685メートルのところ (北緯33度8分46秒,東経129度30分40秒) ハ 3から330度440メートルのところ (北緯33度8分56秒,東経129度31分12秒) ニ 3から330度180メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度31分18秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、50メートル×45メートルの 方形生簀9台、30メートル×30メートルの方形生簀3台 の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場 合は、生簀の総面積が22,950平方メートルを超えない 範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更すること は差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 8,705尾を超えてはならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1302号	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ゲノハエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市黒島町串ノ浜岩脈標識 (北緯33度8分26秒,東経129度30分50秒) 2 同市同町串ノ浜大石標識 (北緯33度8分25秒,東経129度30分54秒)	イ 1から330度70メートルのところ (北緯33度8分28秒,東経129度30分49秒) ロ 1から330度470メートルのところ (北緯33度8分39秒,東経129度30分41秒) ハ 2から330度535メートルのところ (北緯33度8分40秒,東経129度30分44秒) ニ 2から330度140メートルのところ (北緯33度8分29秒,東経129度30分52秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,500平方 メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該 区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含 め、天然種苗を活け込んではならない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1500号	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ゲノハエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市黒島町串ノ浜大石標識 (北緯33度8分25秒,東経129度30分54秒) 2 同市同町瀬ゲノハエ大石標識 (北緯33度8分34秒,東経129度31分7秒) 3 同市同町うぜの鼻標識 (北緯33度8分43秒,東経129度31分21秒)	イ 1から330度290メートルのところ (北緯33度8分34秒,東経129度30分49秒) ロ 1から330度440メートルのところ (北緯33度8分38秒,東経129度30分45秒) ハ 3から330度180メートルのところ (北緯33度8分48秒,東経129度31分18秒) ニ 3から330度140メートルのところ (北緯33度8分47秒,東経129度31分18秒) ホ 2から330度290メートルのところ (北緯33度8分42秒,東経129度31分1秒) ヘ 2から330度190メートルのところ (北緯33度8分39秒,東経129度31分3秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 黒島町		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4000号	長崎県 佐世保市 浅子町 丸小島 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市浅子町丸小島西端 (北緯33度11分54秒,東経129度36分28秒) 2 同市同町上樫木島北端 (北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒) 3 同市同町下樫木島南東端 (北緯33度11分40秒,東経129度36分16秒) 4 同市同町下皆島東端 (北緯33度11分18秒,東経129度36分18秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯33度11分54秒,東経129度36分25秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのとこ ろ (北緯33度11分49秒,東経129度36分24秒) ハ 1と4を結ぶ直線上1から170メートルのとこ ろ (北緯33度11分48秒,東経129度36分27秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4502号	長崎県 佐世保市 高島町 高島北 地先	次のイ、ロ、ハ、1、2、3の 各点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた区 域	1 佐世保市高島町高島北東標識 (北緯33度11分33秒,東経129度35分36秒) 2 同市同町高島長南風東標識 (北緯33度11分38秒,東経129度35分27秒) 3 同市同町高島長南風中標識 (北緯33度11分37秒,東経129度35分19秒) 4 同市同町高島長南風浦標識 (北緯33度11分32秒,東経129度35分8秒)	イ 4から356度120メートルのところ (北緯33度11分36秒,東経129度35分8秒) ロ 4から356度260メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度35分8秒) ハ 1から334度30分240メートルのところ (北緯33度11分40秒,東経129度35分32秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4503号	長崎県 佐世保市 高島町 高島北平 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市高島町高島北平標識 (北緯33度11分34秒,東経129度34分60秒) 2 同市同町高島北西端標識 (北緯33度11分33秒,東経129度34分53秒) 3 同市同町高島ゴトウ瀬ニツ石 (北緯33度11分30秒,東経129度34分51秒) 4 同市小佐々町楠泊世島東端 (北緯33度11分47秒,東経129度34分50秒) 5 同市同町楠泊餓鬼島南東端 (北緯33度11分50秒,東経129度35分6秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯33度11分35秒,東経129度35分0秒) ロ 1と5を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯33度11分36秒,東経129度35分1秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯33度11分36秒,東経129度34分52秒) ニ 3から282度110メートルのところ (北緯33度11分30秒,東経129度34分47秒) ホ 3から282度60メートルのところ (北緯33度11分30秒,東経129度34分49秒) ヘ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度11分34秒,東経129度34分53秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1028号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 焼島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市小佐々町西川内焼島杉谷浦西鼻 標識 (北緯33度12分27秒,東経129度35分2秒) 2 同市同町西川内焼島標識 (北緯33度12分14秒,東経129度35分20秒) 3 同市同町西川内焼島東石垣標識 (北緯33度12分15秒,東経129度35分34秒)	イ 1から32度50メートルのところ (北緯33度12分29秒,東経129度35分3秒) ロ 1から32度160メートルのところ (北緯33度12分32秒,東経129度35分5秒) ハ 2から0度200メートルのところ (北緯33度12分21秒,東経129度35分20秒) ニ 3から0度140メートルのところ (北緯33度12分20秒,東経129度35分34秒) ホ 3から0度30メートルのところ (北緯33度12分16秒,東経129度35分34秒) ヘ 2から0度100メートルのところ (北緯33度12分18秒,東経129度35分20秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1029号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 イッサン小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内イッサン小島西岸 標識 (北緯33度12分33秒,東経129度35分33秒)	イ 1から276度30分60メートルのところ (北緯33度12分33秒,東経129度35分31秒) ロ 1から276度30分130メートルのところ (北緯33度12分33秒,東経129度35分28秒) ハ 1から259度150メートルのところ (北緯33度12分32秒,東経129度35分27秒) ニ 1から242度30分90メートルのところ (北緯33度12分32秒,東経129度35分30秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1030号	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 畑崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市小佐々町楠泊畑崎南端標識 (北緯33度12分38秒,東経129度35分8秒) 2 同市同町楠泊畑崎北端標識 (北緯33度12分43秒,東経129度35分11秒) 3 同市同町楠泊畑崎新埋立地護岸標識(屈折 部から北方護岸治いに50メートルのところ) (北緯33度12分45秒,東経129度35分26秒) 4 同市同町川内永の島西岸標識 (北緯33度12分21秒,東経129度35分47秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から180メートルのところ (北緯33度12分36秒,東経129度35分14秒) ロ 2から116度180メートルのところ (北緯33度12分40秒,東経129度35分18秒) ハ 2から116度320メートルのところ (北緯33度12分38秒,東経129度35分23秒) ニ 3から116度20メートルのところ (北緯33度12分45秒,東経129度35分26秒) ホ 3から116度140メートルのところ (北緯33度12分43秒,東経129度35分31秒) ヘ 1と4を結ぶ直線上1から440メートルのとこ ろ (北緯33度12分32秒,東経129度35分23秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1031号	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 前島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市小佐々町楠泊北東標識 (北緯33度12分47秒,東経129度34分42秒) 2 同市同町楠泊前島東中鼻突端標識A (北緯33度12分41秒,東経129度34分46秒) 3 同市同町楠泊前島東中鼻突端標識B (北緯33度12分34秒,東経129度34分47秒)	イ 1から59度90メートルのところ (北緯33度12分49秒,東経129度34分45秒) ロ 1から59度150メートルのところ (北緯33度12分50秒,東経129度34分47秒) ハ 2から85度130メートルのところ (北緯33度12分42秒,東経129度34分51秒) ニ 3から85度180メートルのところ (北緯33度12分34秒,東経129度34分54秒) ホ 3から85度50メートルのところ (北緯33度12分34秒,東経129度34分49秒) ヘ 2から85度30メートルのところ (北緯33度12分41秒,東経129度34分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1032号	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 野島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町楠泊野島北端 (北緯33度13分4秒,東経129度33分57秒) 2 同市同町楠泊野島東岸標識 (北緯33度12分48秒,東経129度34分7秒)	イ 1から60度30メートルのところ (北緯33度13分4秒,東経129度33分58秒) ロ 2から65度150メートルのところ (北緯33度12分50秒,東経129度34分12秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1033号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 小名切 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳小名切平山鼻標識 A (北緯33度13分47秒,東経129度33分58秒) 2 同市同町矢岳小名切川石垣西端 (北緯33度13分41秒,東経129度33分58秒)	イ 1から270度100メートルのところ (北緯33度13分47秒,東経129度33分54秒) ロ 2から295度65メートルのところ (北緯33度13分42秒,東経129度33分56秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1034号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 神崎水の浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳神崎水の浦はかの 浦標識B (北緯33度13分32秒,東経129度33分32秒) 2 同市同町矢岳神崎水の浦はかの浦標識C (北緯33度13分30秒,東経129度33分25秒)	イ 1から0度30メートルのところ (北緯33度13分33秒,東経129度33分32秒) ロ 2から315度30メートルのところ (北緯33度13分31秒,東経129度33分24秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1035号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 トウ泊島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳トウ泊島竹山の鼻 南端標識 (北緯33度13分34秒,東経129度33分13秒) 2 同市同町矢岳トウ泊島トウ泊浦底標識 (北緯33度13分37秒,東経129度33分20秒)	イ 1から169度30分40メートルのところ (北緯33度13分33秒,東経129度33分14秒) ロ 1から169度30分120メートルのところ (北緯33度13分30秒,東経129度33分14秒) ハ 2から147度30分160メートルのところ (北緯33度13分32秒,東経129度33分23秒) ニ 2から147度30分80メートルのところ (北緯33度13分34秒,東経129度33分21秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1036号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 浅島 地先	次の1、イ、ロ、6の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線、4と5を結んだ 直線及び1から2、3から4、 5から6に至る各最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市小佐々町矢岳沖浅島新田鼻北端 標識 (北緯33度13分39秒,東経129度32分51秒) 2 同市同町矢岳沖浅島塚崎の鼻標識A (北緯33度13分38秒,東経129度32分52秒) 3 同市同町矢岳沖浅島塚崎浦標識B (北緯33度13分37秒,東経129度32分58秒) 4 同市同町矢岳沖浅島沖ノ浦鼻標識 (北緯33度13分30秒,東経129度32分58秒) 5 同市同町矢岳ヘタ浅島西岸標識 (北緯33度13分30秒,東経129度33分3秒) 6 同市同町矢岳ヘタ浅島北東端標識 (北緯33度13分30秒,東経129度33分10秒) 7 同市同町矢岳鵜泊島北西端標識 (北緯33度13分47秒,東経129度33分10秒)	イ 1と7を結ぶ直線上7から150メートルのところ (北緯33度13分44秒,東経129度33分4秒) ロ 6から67度20メートルのところ (北緯33度13分30秒,東経129度33分11秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1037号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 下島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳下島南端標識 (北緯33度13分45秒,東経129度32分57秒) 2 同市同町矢岳下島東端標識(1から北方海 岸沿いに150メートルのところ) (北緯33度13分49秒,東経129度32分55秒)	イ 1から98度60メートルのところ (北緯33度13分44秒,東経129度32分59秒) ロ 1から98度140メートルのところ (北緯33度13分44秒,東経129度33分2秒) ハ 2から78度180メートルのところ (北緯33度13分50秒,東経129度33分2秒) ニ 2から78度100メートルのところ (北緯33度13分50秒,東経129度32分59秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1038号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 丸島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市小佐々町矢岳丸島東岸標識 (北緯33度14分11秒,東経129度33分26秒) 2 同市同町矢岳丸島南端標識 (北緯33度14分5秒,東経129度33分27秒)	イ 1から90度150メートルのところ (北緯33度14分11秒,東経129度33分31秒) ロ 1から90度450メートルのところ (北緯33度14分10秒,東経129度33分43秒) ハ 1から108度450メートルのところ (北緯33度14分6秒,東経129度33分42秒) ニ 1から105度650メートルのところ (北緯33度14分5秒,東経129度33分50秒) ホ 2から100度570メートルのところ (北緯33度14分2秒,東経129度33分49秒) ヘ 2から100度70メートルのところ (北緯33度14分4秒,東経129度33分30秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1039号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 水場鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市鹿町町長串水場浦標識(排水口の ところ) (北緯33度14分28秒,東経129度33分50秒) 2 同市同町長串水場鼻コンクリート護岸東角 標識 (北緯33度14分24秒,東経129度33分47秒) 3 同市同町長串褥崎はえ先標識 (北緯33度14分25秒,東経129度33分40秒)	イ 1から101度10メートルのところ (北緯33度14分28秒,東経129度33分50秒) ロ 1から101度130メートルのところ (北緯33度14分27秒,東経129度33分55秒) ハ 2から127度150メートルのところ (北緯33度14分21秒,東経129度33分52秒) ニ 3から127度250メートルのところ (北緯33度14分20秒,東経129度33分48秒) ホ 3から127度130メートルのところ (北緯33度14分22秒,東経129度33分44秒) ヘ 2から127度30メートルのところ (北緯33度14分23秒,東経129度33分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1040号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 三年ヶ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町長串南防波堤標識A(防波 堤付根から120メートルのところ) (北緯33度14分56秒,東経129度33分42秒) 2 同市同町長串南防波堤標識B(防波堤付根 から70メートルのところ) (北緯33度14分53秒,東経129度33分42秒)	イ 1から279度30メートルのところ (北緯33度14分56秒,東経129度33分41秒) ロ 1から279度230メートルのところ (北緯33度14分57秒,東経129度33分33秒) ハ 2から279度230メートルのところ (北緯33度14分55秒,東経129度33分33秒) ニ 2から279度30メートルのところ (北緯33度14分54秒,東経129度33分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1041号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 与力島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の 各点を順次結んで1に至る 各直線によって囲まれた区 域	1 佐世保市鹿町町九十九島戌島北端標識 (北緯33度15分16秒,東経129度33分25秒) 2 同市同町九十九島与力島東端標識 (北緯33度15分18秒,東経129度33分16秒) 3 同市同町九十九島与力島西端標識 (北緯33度15分19秒,東経129度33分13秒)	イ 1から8度30分200メートルのところ (北緯33度15分23秒,東経129度33分26秒) ロ 3から8度30分180メートルのところ (北緯33度15分25秒,東経129度33分14秒) ハ 3から8度30分30メートルのところ (北緯33度15分20秒,東経129度33分13秒) ニ 2から8度30分50メートルのところ (北緯33度15分20秒,東経129度33分16秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1043号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 柿ノ木谷 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線、4と5を 結んだ直線及び1から5、4 から3に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 佐世保市鹿町町長串朝地露標識 (北緯33度15分33秒,東経129度33分59秒) 2 同市同町九十九島大島犬岩鼻南端 (北緯33度15分42秒,東経129度33分55秒) 3 同市同町長串朝地露長瀬鼻西端標識 (北緯33度15分28秒,東経129度33分48秒) 4 同市同町長串朝地露長瀬内鼻標識 (北緯33度15分26秒,東経129度33分53秒) 5 同市同町長串朝地露柿ノ木谷梅田一松石 垣標識 (北緯33度15分29秒,東経129度34分0秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度15分34秒,東経129度33分58秒) ロ 3から335度50メートルのところ (北緯33度15分29秒,東経129度33分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1044号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 朝地露 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町長串朝地露護岸標識A (北緯33度15分33秒,東経129度34分7秒) 2 同市同町長串朝地露護岸標識B(1から北 方海岸沿いに73メートルのところ) (北緯33度15分36秒,東経129度34分7秒)	イ 1から288度90メートルのところ (北緯33度15分34秒,東経129度34分4秒) ロ 1から288度230メートルのところ (北緯33度15分36秒,東経129度33分58秒) ハ 2から288度210メートルのところ (北緯33度15分38秒,東経129度33分60秒) ニ 2から288度70メートルのところ (北緯33度15分36秒,東経129度34分5秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1045号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 藤葛根島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島大えご 東鼻南端 （北緯33度15分36秒,東経129度33分50秒） 2 同市同町九十九島藤葛根島獅子鼻南西端 （北緯33度15分34秒,東経129度33分32秒）	イ 1から167度95メートルのところ （北緯33度15分33秒,東経129度33分51秒） ロ 2から192度220メートルのところ （北緯33度15分27秒,東経129度33分30秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. イ、ロ、イとロの中間点に夜間標識灯を設置しなけ ればならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1046号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 藤葛根島 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島秀助鼻 南西端標識 （北緯33度15分40秒,東経129度33分32秒） 2 同市同町九十九島藤葛根島芳明鼻北西端 標識 （北緯33度15分36秒,東経129度33分32秒）	イ 2から270度20メートルのところ （北緯33度15分36秒,東経129度33分31秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1047号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 ねたぎ東島 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島ねたぎ東島東端 (北緯33度15分35秒,東経129度33分25秒)	イ 1から180度150メートルのところ (北緯33度15分30秒,東経129度33分25秒) ロ 1から167度160メートルのところ (北緯33度15分30秒,東経129度33分27秒) ハ 1から90度40メートルのところ (北緯33度15分35秒,東経129度33分27秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
北区計第 1048号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 水小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島水小島西島北端 標識 (北緯33度15分38秒,東経129度33分14秒) 2 同市同町九十九島水小島東島北端標識 (北緯33度15分36秒,東経129度33分25秒)	イ 1から35度20メートルのところ (北緯33度15分39秒,東経129度33分14秒) ロ 1から35度80メートルのところ (北緯33度15分40秒,東経129度33分16秒) ハ 2から35度100メートルのところ (北緯33度15分38秒,東経129度33分27秒) ニ 2から35度40メートルのところ (北緯33度15分37秒,東経129度33分25秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1049号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 人頭島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島人頭島北東海岸 標識 (北緯33度15分47秒,東経129度33分29秒) 2 同市同町九十九島人頭島南端標識 (北緯33度15分42秒,東経129度33分24秒) 3 同市同町九十九島藤葛根島芳明鼻北西端 標識 (北緯33度15分36秒,東経129度33分32秒)	イ 1から126度50メートルのところ (北緯33度15分46秒,東経129度33分31秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から110メートルのとこ ろ (北緯33度15分40秒,東経129度33分27秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1050号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 藤葛根島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島北端標 識 (北緯33度15分48秒,東経129度33分43秒) 2 同市同町九十九島藤葛根島北西端標識 (北緯33度15分47秒,東経129度33分35秒)	イ 1から349度30メートルのところ (北緯33度15分49秒,東経129度33分42秒) ロ 2から349度70メートルのところ (北緯33度15分50秒,東経129度33分34秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1051号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	次の2、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで2に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島西鼻標識 (北緯33度15分52秒,東経129度33分34秒) 2 同市同町九十九島大島瀬戸中の西鼻南端 標識 (北緯33度15分51秒,東経129度33分41秒)	イ 1から176度20メートルのところ (北緯33度15分51秒,東経129度33分35秒) ロ 1から176度50メートルのところ (北緯33度15分50秒,東経129度33分35秒) ハ 2から151度30分46メートルのところ (北緯33度15分50秒,東経129度33分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1052号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 八木島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島八木島南標識 (北緯33度17分2秒,東経129度34分4秒) 2 同市同町九十九島八木島北標識 (北緯33度17分8秒,東経129度34分7秒)	イ 1から109度100メートルのところ (北緯33度17分0秒,東経129度34分8秒) ロ 1から109度210メートルのところ (北緯33度16分59秒,東経129度34分12秒) ハ 2から109度160メートルのところ (北緯33度17分6秒,東経129度34分13秒) ニ 2から109度50メートルのところ (北緯33度17分7秒,東経129度34分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1053号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 小タゴ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島小タゴ島標識 (北緯33度17分11秒,東経129度34分13秒)	イ 1から90度70メートルのところ (北緯33度17分11秒,東経129度34分15秒) ロ 1から90度160メートルのところ (北緯33度17分11秒,東経129度34分19秒) ハ 1から170度200メートルのところ (北緯33度17分4秒,東経129度34分14秒) ニ 1から170度90メートルのところ (北緯33度17分8秒,東経129度34分13秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1054号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 後山松瀬 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦魚見鼻電柱標識 (北緯33度16分39秒,東経129度35分14秒) 2 同市同町下歌ヶ浦防波堤先端標識 (北緯33度16分22秒,東経129度35分18秒) 3 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎小の浦標識 (北緯33度16分34秒,東経129度34分39秒) 4 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎北側大岩標識 (北緯33度16分40秒,東経129度34分45秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯33度16分39秒,東経129度35分6秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から170メートルのとこ ろ (北緯33度16分24秒,東経129度35分12秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から420メートルのとこ ろ (北緯33度16分30秒,東経129度34分54秒) ニ 1と4を結ぶ直線上4から300メートルのとこ ろ (北緯33度16分40秒,東経129度34分56秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1055号	長崎県 佐世保市 鹿町町 大屋 請元鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町大屋字請元海岸標識(2か ら北東方海岸沿いに170メートルのところ) (北緯33度17分10秒,東経129度35分14秒) 2 同市同町大屋字磯恵美須祠階段南西角 (北緯33度17分6秒,東経129度35分8秒)	イ 1から141度30分50メートルのところ (北緯33度17分9秒,東経129度35分15秒) ロ 2から141度30分50メートルのところ (北緯33度17分5秒,東経129度35分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1056号	長崎県 平戸市 田平町 大久保免 美山海岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町大久保免美山海岸旧防波堤 付根標識 (北緯33度22分52秒,東経129度35分52秒) 2 同市同町同免美山海岸標識 (北緯33度22分43秒,東経129度35分47秒)	イ 1から100度40メートルのところ (北緯33度22分51秒,東経129度35分54秒) ロ 1から100度220メートルのところ (北緯33度22分50秒,東経129度36分1秒) ハ 2から100度240メートルのところ (北緯33度22分41秒,東経129度35分55秒) ニ 2から100度60メートルのところ (北緯33度22分43秒,東経129度35分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1057号	長崎県 平戸市 田平町 横島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町横島石垣標識 (北緯33度22分51秒,東経129度36分13秒) 2 同市同町横島くぼみの大岩標識 (北緯33度22分54秒,東経129度36分3秒)	イ 2から200度40メートルのところ (北緯33度22分52秒,東経129度36分2秒) ロ 2から200度310メートルのところ (北緯33度22分44秒,東経129度35分58秒) ハ 1から200度310メートルのところ (北緯33度22分41秒,東経129度36分9秒) ニ 3から200度40メートルのところ (北緯33度22分49秒,東経129度36分12秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2035号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 菅下し鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳矢岳漁港上矢岳地 区南防波堤標識A(南防波堤付根より堤防沿 い西方76メートルのところ) (北緯33度14分10秒,東経129度33分60秒) 2 同市同町矢岳矢岳漁港上矢岳地区南防波 堤標識B(1から堤防沿い西方25メートルのとこ ろ) (北緯33度14分10秒,東経129度33分59秒)	イ 1から194度30分40メートルのところ (北緯33度14分8秒,東経129度33分59秒) ロ 1から194度30分120メートルのところ (北緯33度14分6秒,東経129度33分58秒) ハ 2から194度30分120メートルのところ (北緯33度14分6秒,東経129度33分58秒) ニ 2から194度30分40メートルのところ (北緯33度14分9秒,東経129度33分58秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2036号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 前島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳前島はえ泊標識 (北緯33度13分49秒,東経129度33分44秒) 2 同市同町矢岳前島下山標識(1より海岸沿 い北西100メートルのところ) (北緯33度13分52秒,東経129度33分42秒)	イ 1から67度90メートルのところ (北緯33度13分50秒,東経129度33分47秒) ロ 1から67度120メートルのところ (北緯33度13分51秒,東経129度33分48秒) ハ 2から67度140メートルのところ (北緯33度13分54秒,東経129度33分47秒) ニ 2から67度110メートルのところ (北緯33度13分53秒,東経129度33分46秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 小佐々町		継続	
北区計第 2037号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上忠六島 地先	次の1、イ、4の各点を順次 結んだ各直線、2と3を結ん だ直線及び1から2、3から4 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島上忠六島標識A (北緯33度15分44秒,東経129度33分19秒) 2 同市同町九十九島上忠六島標識B (北緯33度15分46秒,東経129度33分13秒) 3 同市同町九十九島上忠六島標識C (北緯33度15分45秒,東経129度33分12秒) 4 同市同町九十九島上忠六島標識D (北緯33度15分42秒,東経129度33分14秒)	イ 1から210度130メートルのところ (北緯33度15分41秒,東経129度33分17秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2038号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上忠六島 地先	次の1と2、1と4、2と3を結 んだ各直線と3から4に至る 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島上忠六島北東端 (北緯33度15分54秒,東経129度33分25秒) 2 同市同町九十九島上忠六島標識A (北緯33度15分47秒,東経129度33分21秒) 3 同市同町九十九島人頭島標識B (北緯33度15分46秒,東経129度33分23秒) 4 同市同町九十九島人頭島北端 (北緯33度15分52秒,東経129度33分28秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	
北区計第 2039号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	次の1、イ、ロ、2を順次結 んで1に至る各直線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島瀬戸中の西 鼻南端 (北緯33度15分51秒,東経129度33分41秒) 2 同市同町九十九島大島瀬戸中エゴの鼻南 端標識 (北緯33度15分51秒,東経129度33分44秒)	イ 1から151度30分60メートルのところ (北緯33度15分49秒,東経129度33分42秒) ロ 2から151度30分60メートルのところ (北緯33度15分49秒,東経129度33分45秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4003号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免小島南西端標識 (北緯33度18分14秒,東経129度34分43秒)	イ 1から292度150メートルのところ (北緯33度18分16秒,東経129度34分38秒) ロ 1から292度220メートルのところ (北緯33度18分17秒,東経129度34分35秒) ハ 1から249度240メートルのところ (北緯33度18分11秒,東経129度34分34秒) ニ 1から249度160メートルのところ (北緯33度18分12秒,東経129度34分37秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4004号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 以善浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 平戸市田平町深月免蛭子崎西護岸西排水 穴標識 (北緯33度18分17秒,東経129度35分16秒) 2 同市同町以善免長瀬南端標識 (北緯33度18分18秒,東経129度35分14秒) 3 同市同町同免以善浦赤岩南端標識 (北緯33度18分23秒,東経129度35分4秒) 4 同市同町同免小島北の鼻突端 (北緯33度18分21秒,東経129度34分56秒) 5 佐世保市鹿町町口ノ里免下黒崎西端 (北緯33度17分38秒,東経129度35分9秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から170メートルのところ (北緯33度18分12秒,東経129度35分15秒) ロ 2から225度180メートルのところ (北緯33度18分14秒,東経129度35分9秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から100メートルのとこ ろ (北緯33度18分22秒,東経129度35分0秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4005号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 以善浦 地先	次の1、4、3、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免以善浦東岸林道出口標識 (北緯33度18分33秒,東経129度35分1秒) 2 同市同町同免以善浦砥石山丸山作業所石垣付根標識 (北緯33度18分31秒,東経129度35分1秒) 3 同市同町同免葦蛙島北端 (北緯33度18分26秒,東経129度34分54秒) 4 同市同町同免以善浦枯松の鼻の南鼻先端標識 (北緯33度18分32秒,東経129度34分51秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4006号	長崎県 平戸市 田平町 下寺免 中網代 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町下寺免中網代防波堤標識(同防波堤付根から東方防波堤沿いに4メートルのところ) (北緯33度19分53秒,東経129度34分14秒) 2 同市同町同免中網代護岸標識(1から西方海岸沿いに97メートルのところ) (北緯33度19分53秒,東経129度34分9秒)	イ 1から19度50メートルのところ (北緯33度19分54秒,東経129度34分14秒) ロ 1から19度130メートルのところ (北緯33度19分57秒,東経129度34分15秒) ハ 2から19度145メートルのところ (北緯33度19分58秒,東経129度34分10秒) ニ 2から19度65メートルのところ (北緯33度19分55秒,東経129度34分10秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4007号	長崎県 平戸市 田平町 下寺免 大平 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 平戸市田平町生向漁港防波堤標識(同防波 堤付根から北東方防波堤沿いに27メートルの ところ) (北緯33度19分52秒,東経129度34分22秒) 2 同市同町生向漁港防波堤突端(同防波堤付 根から北東方防波堤沿いに77メートルのとこ ろ) (北緯33度19分53秒,東経129度34分22秒)	イ 1から301度30メートルのところ (北緯33度19分53秒,東経129度34分21秒) ロ 1から301度100メートルのところ (北緯33度19分54秒,東経129度34分18秒) ハ 1から293度150メートルのところ (北緯33度19分54秒,東経129度34分16秒) ニ 2から293度150メートルのところ (北緯33度19分55秒,東経129度34分17秒) ホ 2から301度100メートルのところ (北緯33度19分55秒,東経129度34分19秒) ヘ 2から301度30メートルのところ (北緯33度19分54秒,東経129度34分21秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 田平町	1. ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1501号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 藤葛根南東 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根南東標識 (北緯33度15分42秒,東経129度33分50秒) 2 同市同町九十九島藤葛根南東端標識 (北緯33度15分38秒,東経129度33分53秒)	イ 1から35度70メートルのところ (北緯33度15分44秒,東経129度33分52秒) ロ 2から62度80メートルのところ (北緯33度15分40秒,東経129度33分55秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1502号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 島頭島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島瀬尻島湾奥標識 (北緯33度17分22秒,東経129度33分59秒) 2 同市同町九十九島瀬尻島東端標識 (北緯33度17分18秒,東経129度34分5秒)	イ 1から54度30分30メートルのところ (北緯33度17分23秒,東経129度33分60秒) ロ 1から54度30分90メートルのところ (北緯33度17分24秒,東経129度34分2秒) ハ 2から64度30分100メートルのところ (北緯33度17分19秒,東経129度34分9秒) ニ 2から115度30分30メートルのところ (北緯33度17分18秒,東経129度34分6秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		新規	
北区計第 1503号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 島頭島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市鹿町町九十九島島頭島北東端標 識 (北緯33度17分34秒,東経129度34分11秒) 2 同市同町九十九島島頭島東端標識 (北緯33度17分25秒,東経129度34分12秒) 3 同市同町九十九島島頭島東端中央標識(2 から西方海岸沿いに60メートルのところ) (北緯33度17分26秒,東経129度34分10秒) 4 同市同町九十九島島頭島中央標識 (北緯33度17分30秒,東経129度34分10秒)	イ 1から96度30メートルのところ (北緯33度17分34秒,東経129度34分13秒) ロ 1から96度90メートルのところ (北緯33度17分34秒,東経129度34分15秒) ハ 4から90度110メートルのところ (北緯33度17分30秒,東経129度34分14秒) ニ 2から19度15メートルのところ (北緯33度17分26秒,東経129度34分12秒) ホ 3から19度20メートルのところ (北緯33度17分27秒,東経129度34分10秒) ヘ 4から90度50メートルのところ (北緯33度17分30秒,東経129度34分12秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2501号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島南西 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島南西大小エ ゴ中央標識 (北緯33度15分47秒,東経129度33分48秒) 2 同市同町九十九島南西小エゴ入口標識 (北緯33度15分45秒,東経129度33分52秒)	イ 1から237度30分30メートルのところ (北緯33度15分46秒,東経129度33分47秒) ロ 2から217度30メートルのところ (北緯33度15分44秒,東経129度33分52秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	佐世保市 鹿町町		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 100号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 鎌の鼻 地先	次の1と2を結んだ直線、3 と4を結んだ直線、5と6を結 んだ直線及び1から6、2か ら3、4から5に至る各最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦野母鼻西端 (北緯33度16分14秒,東経129度34分12秒) 2 同市同町九十九島上蛭子島北東端 (北緯33度16分11秒,東経129度34分10秒) 3 同市同町九十九島上蛭子島西端 (北緯33度16分10秒,東経129度34分8秒) 4 同市同町九十九島中蛭子島北東端 (北緯33度16分7秒,東経129度34分6秒) 5 同市同町九十九島中蛭子島南東端 (北緯33度16分5秒,東経129度34分10秒) 6 同市同町長串鎌の鼻北西端 (北緯33度16分7秒,東経129度34分7秒)		第2種 魚類網仕切式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1042号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 小赤島 地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4、5と6を結んだ各直線及び2から3、4から5、6から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町長串長潮鼻北端 (北緯33度15分29秒,東経129度33分49秒) 2 同市同町九十九島小赤島北西側標識 (北緯33度15分16秒,東経129度33分34秒) 3 同市同町九十九島小赤島東側標識 (北緯33度15分13秒,東経129度33分39秒) 4 同市同町九十九島赤島西側標識 (北緯33度15分12秒,東経129度33分43秒) 5 同市同町九十九島赤島橋南側付根 (北緯33度15分15秒,東経129度33分52秒) 6 同市同町長串赤島橋北側付根 (北緯33度15分17秒,東経129度33分53秒)	イ 2から25度30分210メートルのところ (北緯33度15分22秒,東経129度33分38秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3019号	長崎県 佐世保市 小佐々町 臼ノ浦 高崎山 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町臼ノ浦高崎護岸標識A (北緯33度12分19秒,東経129度36分41秒) 2 同市同町臼ノ浦高崎海岸標識B(1から南方海岸沿いに40メートルのところ) (北緯33度12分18秒,東経129度36分42秒)	イ 1から251度30メートルのところ (北緯33度12分19秒,東経129度36分40秒) ロ 1から251度70メートルのところ (北緯33度12分19秒,東経129度36分39秒) ハ 2から251度85メートルのところ (北緯33度12分17秒,東経129度36分39秒) ニ 2から251度45メートルのところ (北緯33度12分18秒,東経129度36分41秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3031号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内永の島黒ハエ浦 鼻突端標識 (北緯33度12分7秒,東経129度36分2秒) 2 同市同町西川内永の島南東鼻突端標識 (北緯33度12分10秒,東経129度36分11秒) 3 同市浅子町上榎木島北端標識 (北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒) 4 同市同町トコイ島北端標識 (北緯33度11分59秒,東経129度36分0秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯33度12分5秒,東経129度36分2秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯33度12分8秒,東経129度36分12秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3032号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島南エゴ 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 佐世保市小佐々町西川内永の島南東標識 (北緯33度12分7秒,東経129度36分2秒) 2 同市同町西川内永の島南エゴ南西鼻標識 (北緯33度12分6秒,東経129度35分54秒)	イ 1から191度40メートルのところ (北緯33度12分6秒,東経129度36分2秒) ロ 2から166度60メートルのところ (北緯33度12分5秒,東経129度35分55秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3033号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島西エゴ 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 佐世保市小佐々町西川内永の島西エゴ南 西鼻標識 (北緯33度12分9秒,東経129度35分47秒) 2 同市同町西川内永の島南エゴ北西鼻標識 (北緯33度12分16秒,東経129度35分47秒)	イ 1から270度50メートルのところ (北緯33度12分9秒,東経129度35分45秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3034号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 千島島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内千島島北端 (北緯33度11分60秒,東経129度35分25秒)	イ 1から73度200メートルのところ (北緯33度12分2秒,東経129度35分32秒) ロ 1から78度350メートルのところ (北緯33度12分2秒,東経129度35分38秒) ハ 1から96度350メートルのところ (北緯33度11分59秒,東経129度35分38秒) ニ 1から104度200メートルのところ (北緯33度11分58秒,東経129度35分32秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3035号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 焼島 地先	次の1、イ、ロ、5の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内焼島南西突端標 識 (北緯33度12分10秒,東経129度34分59秒) 2 同市同町西川内焼島南端 (北緯33度12分3秒,東経129度35分21秒) 3 同市同町西川内新三小島北端 (北緯33度12分0秒,東経129度35分25秒) 4 同市同町西川内焼島南東端 (北緯33度12分10秒,東経129度35分38秒) 5 同市同町西川内焼島東端標識A号 (北緯33度12分17秒,東経129度35分42秒)	イ 2と3を結ぶ直線の中央点 (北緯33度12分2秒,東経129度35分23秒) ロ 4から135度200メートルのところ (北緯33度12分5秒,東経129度35分43秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3036号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 三日月崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内三日月西浦標識 A (北緯33度12分44秒,東経129度35分60秒) 2 同市同町西川内三日月西浦標識B (北緯33度12分43秒,東経129度35分58秒) 3 同市同町西川内三日月西浦標識C (北緯33度12分40秒,東経129度35分49秒)	イ 1から137度100メートルのところ (北緯33度12分42秒,東経129度36分2秒) ロ 3から154度190メートルのところ (北緯33度12分34秒,東経129度35分53秒) ハ 3から154度80メートルのところ (北緯33度12分37秒,東経129度35分51秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3037号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 ガキ島 東岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内ガキ島東岸中央標識 (北緯33度11分59秒,東経129度35分8秒) 2 同市同町西川内ガキ島南端 (北緯33度11分53秒,東経129度35分6秒) 3 同市同町西川内千鳥島北端 (北緯33度11分52秒,東経129度35分6秒) 4 同市同町西川内千鳥島南西端標識 (北緯33度11分49秒,東経129度35分4秒)	イ 1から55度50メートルのところ (北緯33度12分0秒,東経129度35分9秒) ロ 1から127度30分390メートルのところ (北緯33度11分52秒,東経129度35分20秒) ハ 4から180度100メートルのところ (北緯33度11分45秒,東経129度35分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3038号	長崎県 佐世保市 小佐々町 笹島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町笹島前のエゴ南端標識 (北緯33度11分47秒,東経129度34分50秒) 2 同市同町笹島北東端標識 (北緯33度11分55秒,東経129度34分48秒)	イ 1から90度45メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度34分52秒) ロ 1から90度100メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度34分54秒) ハ 2から90度100メートルのところ (北緯33度11分55秒,東経129度34分52秒) ニ 2から90度45メートルのところ (北緯33度11分55秒,東経129度34分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3039号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 ガキ島 西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内ガキ島下ノエゴ鼻 北東端標識 (北緯33度11分57秒,東経129度35分2秒) 2 同市同町西川内ガキ島西中鼻標識 (北緯33度12分0秒,東経129度34分59秒)	イ 1から263度30分60メートルのところ (北緯33度11分56秒,東経129度34分59秒) ロ 1から263度30分130メートルのところ (北緯33度11分56秒,東経129度34分57秒) ハ 2から263度30分140メートルのところ (北緯33度11分60秒,東経129度34分54秒) ニ 2から263度30分70メートルのところ (北緯33度11分60秒,東経129度34分56秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3040号	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 はん崎 地先	次の1、イ、4の各点を順次 結んだ各直線、3と2を結ん だ直線及び1から2、3から4 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町楠泊西の浦標識A号 (北緯33度12分58秒,東経129度34分33秒) 2 同市同町楠泊はん崎突端標識 (北緯33度12分52秒,東経129度34分33秒) 3 同市同町楠泊はん崎小島北端 (北緯33度12分51秒,東経129度34分33秒) 4 同市同町楠泊はん崎小島南端 (北緯33度12分49秒,東経129度34分34秒)	イ 4から80度30メートルのところ (北緯33度12分50秒,東経129度34分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3041号	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 前島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町矢岳前島東岸標識A (北緯33度13分46秒,東経129度33分45秒) 2 同市同町矢岳前島東岸標識B(1より海岸沿 い北方60メートルのところ) (北緯33度13分48秒,東経129度33分45秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯33度13分46秒,東経129度33分47秒) ロ 1から90度80メートルのところ (北緯33度13分46秒,東経129度33分48秒) ハ 2から83度80メートルのところ (北緯33度13分49秒,東経129度33分48秒) ニ 2から83度50メートルのところ (北緯33度13分48秒,東経129度33分47秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3042号	長崎県 佐世保市 鹿町町 褥崎 割石鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町褥崎割石中鼻標識 (北緯33度14分28秒,東経129度33分23秒) 2 同市同町褥崎はえ崎標識 (北緯33度14分25秒,東経129度33分40秒) 3 同市小佐々町矢岳丸島北端 (北緯33度14分12秒,東経129度33分21秒) 4 同市同町矢岳前島北東端 (北緯33度13分60秒,東経129度33分41秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から145メートルのところ (北緯33度14分23秒,東経129度33分22秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から140メートルのとこ ろ (北緯33度14分19秒,東経129度33分40秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3043号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 戌島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 6の各点を順次結んだ各直 線、4と5を結んだ直線及び 1から4、5から6に至る各最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島戌島北端標識 (北緯33度15分16秒,東経129度33分25秒) 2 同市同町九十九島戌島上の鼻標識 (北緯33度15分15秒,東経129度33分27秒) 3 同市同町九十九島戌島東端標識 (北緯33度15分12秒,東経129度33分28秒) 4 同市同町九十九島戌島南西端標識 (北緯33度15分9秒,東経129度33分20秒) 5 同市同町九十九島戌島南の小島北西端標 識 (北緯33度15分8秒,東経129度33分24秒) 6 同市同町九十九島戌島南の小島北東端標 識 (北緯33度15分7秒,東経129度33分25秒) 7 同市同町九十九島赤島長鼻西端標識 (北緯33度15分5秒,東経129度33分34秒) 8 同市同町九十九島小赤島南西端標識 (北緯33度15分13秒,東経129度33分32秒) 9 同市同町九十九島人頭島東端 (北緯33度15分48秒,東経129度33分30秒) 10 同市同町九十九島小赤島びくに瀬標識 (北緯33度15分16秒,東経129度33分34秒)	イ 1と9を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯33度15分20秒,東経129度33分25秒) ロ 2と9を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯33度15分19秒,東経129度33分28秒) ハ 2と10を結ぶ直線上2から20メートルのとこ ろ (北緯33度15分15秒,東経129度33分29秒) ニ 3と8を結ぶ直線上3から10メートルのところ (北緯33度15分12秒,東経129度33分29秒) ホ 6と7を結ぶ直線上 vi から20メートルのとこ ろ (北緯33度15分7秒,東経129度33分26秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3044号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 水小島 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線、3と2を 結んだ直線及び1から2に 至る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域。	1 佐世保市鹿町町九十九島水小島南端標識 (北緯33度15分28秒,東経129度33分16秒) 2 同市同町九十九島水小島北端標識 (北緯33度15分34秒,東経129度33分21秒) 3 同市同町九十九島ねたぎ東島南端標識 (北緯33度15分34秒,東経129度33分23秒) 4 同市同町九十九島小赤島びくに瀬標識 (北緯33度15分15秒,東経129度33分34秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から75メートルのところ (北緯33度15分27秒,東経129度33分18秒) ロ 3から174度230メートルのところ (北緯33度15分27秒,東経129度33分24秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3045号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上忠六島 地先	次の1と2、3と4、5から7の 各点を順次結んだ各直線 と、2から3、4から5、7から1 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島上忠六島中の鼻 北端標識 (北緯33度15分51秒,東経129度33分11秒) 2 同市同町九十九島金九郎島南端標識 (北緯33度15分53秒,東経129度33分12秒) 3 同市同町九十九島金九郎島北端標識 (北緯33度15分54秒,東経129度33分12秒) 4 同市同町九十九島半道島南端標識 (北緯33度15分59秒,東経129度33分11秒) 5 同市同町九十九島半道島東端標識 (北緯33度16分0秒,東経129度33分13秒) 6 同市同町九十九島半道島離小島南端標識 (北緯33度16分5秒,東経129度33分15秒) 7 同市同町九十九島上忠六島北端標識 (北緯33度15分56秒,東経129度33分20秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3046号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島西端 (北緯33度15分54秒,東経129度33分31秒) 2 同市同町九十九島大島上の鼻標識(上の鼻 西端から南方海岸沿いに10メートルのところ) (北緯33度16分1秒,東経129度33分37秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3047号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島北西岸小岩 標識 (北緯33度16分1秒,東経129度33分40秒) 2 同市同町九十九島大島なめら小松標識 (北緯33度16分8秒,東経129度33分46秒) 3 同市同町九十九島中キナギ島南東岸中の 入り江立岩標識 (北緯33度16分9秒,東経129度33分29秒) 4 同市同町九十九島上キナギ島南端 (北緯33度16分17秒,東経129度33分36秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯33度16分3秒,東経129度33分38秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度16分4秒,東経129度33分37秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯33度16分10秒,東経129度33分44秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度16分9秒,東経129度33分45秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3048号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 キナギ島 地先	次の2、ロ、イ、5の各点を 順次結んだ各直線、3と4を 結んだ直線及び2から3、4 から5に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島北端 (北緯33度16分10秒,東経129度33分48秒) 2 同市同町九十九島下キナギ島東端 (北緯33度16分1秒,東経129度33分27秒) 3 同市同町九十九島下キナギ島北東端 (北緯33度16分4秒,東経129度33分26秒) 4 同市同町九十九島中キナギ島南端 (北緯33度16分8秒,東経129度33分27秒) 5 同市同町九十九島中キナギ島北東端 (北緯33度16分15秒,東経129度33分32秒)	イ 5と1を結ぶ直線上5から180メートルのところ (北緯33度16分13秒,東経129度33分38秒) ロ 2から90度95メートルのところ (北緯33度16分1秒,東経129度33分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3049号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上キナギ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島中キナギ島北東 端 (北緯33度16分15秒,東経129度33分32秒) 2 同市同町九十九島上キナギ島東岸標識(同 島北東端から南方海岸沿いに50メートルのとこ ろ) (北緯33度16分20秒,東経129度33分40秒) 3 同市同町九十九島大島北端 (北緯33度16分10秒,東経129度33分48秒) 4 同市同町九十九島大蛭子島頂上 (北緯33度16分7秒,東経129度34分6秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯33度16分14秒,東経129度33分36秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から180メートルのとこ ろ (北緯33度16分13秒,東経129度33分38秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯33度16分19秒,東経129度33分42秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から10メートルのところ (北緯33度16分20秒,東経129度33分40秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3050号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 長串浦 地先	次の1と2、1と3を結んだ各 直線及び最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町長串長串の宮東端標識 (北緯33度15分50秒,東経129度34分29秒) 2 同市同町長串浦東の鼻標識 (北緯33度15分45秒,東経129度34分21秒) 3 同市同町神林川河口西端 (北緯33度15分38秒,東経129度34分25秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3051号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 長串浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町長串長串浦東の鼻標識 (北緯33度15分45秒,東経129度34分21秒) 2 同市同町長串長串浦潮はやし標識A (北緯33度15分48秒,東経129度34分5秒) 3 同市同町長串長串鼻突端標識 (北緯33度15分60秒,東経129度34分7秒) 4 同市同町長串字鯨辺田杵木山林大岩標識 (北緯33度15分53秒,東経129度34分22秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯33度15分48秒,東経129度34分21秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのとこ ろ (北緯33度15分53秒,東経129度34分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3052号	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 長串浦 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町長串長串鼻突端標識 (北緯33度15分59秒,東経129度34分8秒) 2 同市同町長串長串浦潮はやし標識A (北緯33度15分48秒,東経129度34分5秒) 3 同市同町長串字鯨辺田標識 (北緯33度15分53秒,東経129度34分21秒) 4 同市同町長串長串浦東の鼻標識 (北緯33度15分47秒,東経129度34分18秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から130メートルのところ (北緯33度15分55秒,東経129度34分7秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのとこ ろ (北緯33度15分49秒,東経129度34分19秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3053号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 蛭子島 地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3、ロ、ハ、6の各点を順次結んだ各直線及び1から6、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島中蛭子島北西端 (北緯33度16分7秒,東経129度34分6秒) 2 同市同町九十九島下蛭子島北端 (北緯33度16分4秒,東経129度34分2秒) 3 同市同町九十九島下蛭子島南西端 (北緯33度16分3秒,東経129度34分3秒) 4 同市同町長串長串鼻突端標識 (北緯33度15分59秒,東経129度34分8秒) 5 同市同町長串鎌の鼻北西端 (北緯33度16分5秒,東経129度34分10秒) 6 同市同町九十九島中蛭子島南東端 (北緯33度16分7秒,東経129度34分7秒)	イ 1から299度20メートルのところ (北緯33度16分7秒,東経129度34分5秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から80メートルのところ (北緯33度16分1秒,東経129度34分6秒) ハ 5と6を結ぶ直線上5から50メートルのところ (北緯33度16分6秒,東経129度34分8秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3054号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 丑ヶ島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3と4を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島北鼻西端 (北緯33度16分31秒,東経129度33分58秒) 2 同市同町九十九島丑ヶ島南鼻西端 (北緯33度16分23秒,東経129度33分54秒) 3 同市同町九十九島丑ヶ島南鼻東端 (北緯33度16分24秒,東経129度33分57秒) 4 同市同町九十九島丑ヶ島中鼻北西端 (北緯33度16分26秒,東経129度33分60秒)	イ 1から300度30メートルのところ (北緯33度16分29秒,東経129度33分58秒) ロ 2から300度30メートルのところ (北緯33度16分24秒,東経129度33分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3055号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 丑ヶ島 地先	次の1、2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島北受鼻北 東端 （北緯33度16分35秒,東経129度34分10秒） 2 同市同町九十九島丑ヶ島かわうそ鼻北東端 （北緯33度16分33秒,東経129度34分17秒）		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3056号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 瀬尻島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と、2か ら1に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島瀬尻島エゴ入口 標識 （北緯33度17分18秒,東経129度33分58秒） 2 同市同町九十九島瀬尻島大石標識 （北緯33度17分18秒,東経129度33分59秒） 3 同市同町九十九島上キナギ島東端標識 （北緯33度16分20秒,東経129度33分40秒） 4 同市同町九十九島大島西北端標識 （北緯33度16分2秒,東経129度33分37秒）	イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ （北緯33度17分15秒,東経129度33分57秒） ロ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ （北緯33度17分15秒,東経129度33分58秒）	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3057号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 九頭島 地先	次の1、イ、4の各点を順次 結んだ各直線、2、3を結ん だ直線及び1から2、3から4 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島九頭島南端 (北緯33度17分15秒,東経129度34分26秒) 2 同市同町九十九島九頭島石割松標識 (北緯33度17分21秒,東経129度34分26秒) 3 同市同町九十九島九頭島はなれ坊主西端 (北緯33度17分21秒,東経129度34分30秒) 4 同市同町九十九島九頭島はなれ坊主南岸 標識 (北緯33度17分18秒,東経129度34分30秒) 5 同市同町九十九島出網代島北端 (北緯33度16分47秒,東経129度34分26秒) 6 同市同町大屋請元鼻下り松標識 (北緯33度17分7秒,東経129度35分6秒)	イ 1と6を結ぶ直線と4と5を結ぶ直線との交点 (北緯33度17分14秒,東経129度34分30秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3058号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 九頭小島 地先	次の1、イ、ロ、5の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市鹿町町九十九島九頭島小島南端 標識 (北緯33度17分17秒,東経129度34分31秒) 2 同市同町九十九島九頭島小島南東標識 (北緯33度17分18秒,東経129度34分32秒) 3 同市同町九十九島九頭島南東標識 (北緯33度17分21秒,東経129度34分35秒) 4 同市同町九十九島九頭島東島西端標識 (北緯33度17分23秒,東経129度34分42秒) 5 同市同町九十九島九頭島東島南端標識 (北緯33度17分19秒,東経129度34分47秒)	イ 1から186度170メートルのところ (北緯33度17分12秒,東経129度34分30秒) ロ 5から175度70メートルのところ (北緯33度17分17秒,東経129度34分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3059号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦出網代中鼻突端 （北緯33度16分42秒,東経129度34分32秒） 2 同市同町下歌ヶ浦小島崎長瀬鼻北西端 （北緯33度16分49秒,東経129度34分43秒）	イ 1から320度50メートルのところ （北緯33度16分44秒,東経129度34分31秒）	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3060号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次の1、ロ、イ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦小島崎北東端 （北緯33度16分50秒,東経129度34分45秒） 2 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎標識C号 （北緯33度16分48秒,東経129度34分51秒） 3 同市同町大屋大屋港南側防波堤突端 （北緯33度17分2秒,東経129度35分11秒）	イ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ （北緯33度16分50秒,東経129度34分54秒） ロ 1から0度20メートルのところ （北緯33度16分50秒,東経129度34分45秒）	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3061号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎東端 (北緯33度16分47秒,東経129度34分51秒) 2 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎標識 (北緯33度16分39秒,東経129度34分43秒) 3 同市同町下歌ヶ浦防波堤先端標識 (北緯33度16分19秒,東経129度35分22秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯33度16分47秒,東経129度34分53秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯33度16分38秒,東経129度34分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3062号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎小の浦 標識 (北緯33度16分34秒,東経129度34分39秒) 2 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎中石標識 (北緯33度16分33秒,東経129度34分39秒) 3 同市同町下歌ヶ浦防波堤A標識 (北緯33度16分20秒,東経129度35分16秒) 4 同市同町下歌ヶ浦防波堤B標識(3から防波 堤南方沿いに45メートルのところ) (北緯33度16分19秒,東経129度35分15秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯33度16分34秒,東経129度34分39秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのとこ ろ (北緯33度16分33秒,東経129度34分43秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯33度16分32秒,東経129度34分43秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3063号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎東エゴ入 口標識 (北緯33度16分25秒,東経129度34分39秒) 2 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎中鼻標識 (北緯33度16分15秒,東経129度34分38秒)	イ 1から90度90メートルのところ (北緯33度16分25秒,東経129度34分42秒) ロ 2から107度30分100メートルのところ (北緯33度16分14秒,東経129度34分41秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3064号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 後山 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦後山標識B号 (北緯33度16分14秒,東経129度34分52秒) 2 同市同町下歌ヶ浦後山標識A号(1から南方 海岸沿いに70メートルのところ) (北緯33度16分12秒,東経129度34分52秒)	イ 1から270度80メートルのところ (北緯33度16分14秒,東経129度34分49秒) ロ 1から270度10メートルのところ (北緯33度16分14秒,東経129度34分52秒) ハ 2から270度10メートルのところ (北緯33度16分12秒,東経129度34分51秒) ニ 2から270度80メートルのところ (北緯33度16分12秒,東経129度34分49秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3065号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 針の耳鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦針の耳鼻一本松 標識 (北緯33度16分32秒,東経129度35分25秒) 2 同市同町下歌ヶ浦針の耳鼻コンクリート護 岸西角 (北緯33度16分31秒,東経129度35分23秒) 3 同市同町下歌ヶ浦針の耳鼻中鼻標識 (北緯33度16分30秒,東経129度35分22秒)	イ 1から345度70メートルのところ (北緯33度16分34秒,東経129度35分24秒) ロ 3から345度100メートルのところ (北緯33度16分33秒,東経129度35分21秒) ハ 3から345度50メートルのところ (北緯33度16分32秒,東経129度35分21秒) ニ 2から345度20メートルのところ (北緯33度16分32秒,東経129度35分23秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3066号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 本ヶ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦魚見鼻西標識A (北緯33度16分38秒,東経129度35分17秒) 2 同市同町下歌ヶ浦魚見鼻西標識B(1から西 方海岸沿いに49メートルのところ) (北緯33度16分38秒,東経129度35分18秒)	イ 1から197度20メートルのところ (北緯33度16分37秒,東経129度35分16秒) ロ 1から197度70メートルのところ (北緯33度16分36秒,東経129度35分16秒) ハ 2から197度70メートルのところ (北緯33度16分35秒,東経129度35分18秒) ニ 2から197度20メートルのところ (北緯33度16分37秒,東経129度35分18秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3067号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 本ヶ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と、2か ら1に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦松山鼻西端 (北緯33度16分47秒,東経129度35分12秒) 2 同市同町下歌ヶ浦伊藤石垣標識 (北緯33度16分46秒,東経129度35分16秒) 3 同市同町下歌ヶ浦ニまた大鼻西端 (北緯33度16分41秒,東経129度35分14秒) 4 同市同町下歌ヶ浦エゴ標識 (北緯33度16分42秒,東経129度35分16秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度16分44秒,東経129度35分13秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯33度16分43秒,東経129度35分16秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3068号	長崎県 佐世保市 鹿町町 大屋 向後の浦 地先	次の1、3、イ、2の各点を順 次結んだ各直線と2から1に 至る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町大屋向後の浦標識A (北緯33度17分25秒,東経129度35分16秒) 2 同市同町大屋向後の浦標識B(1から南方 海岸沿いに85メートルのところ) (北緯33度17分21秒,東経129度35分15秒) 3 同市同町大屋向後の浦標識C (北緯33度17分28秒,東経129度35分13秒)	イ 2から282度70メートルのところ (北緯33度17分22秒,東経129度35分12秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3069号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 以善浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 平戸市田平町以善免ツラレ島北端 (北緯33度18分8秒,東経129度34分49秒) 2 同市同町同免ツラレ島南端 (北緯33度18分5秒,東経129度34分48秒)	イ 1から90度270メートルのところ (北緯33度18分8秒,東経129度34分59秒) ロ 2から90度200メートルのところ (北緯33度18分5秒,東経129度34分56秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3070号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 以善浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、8の各点 を順次結んだ直線、2、3、4 の各点を順次結んだ直 線、5と6を結んだ直線及 び、1から2に至る最高高潮 時海岸線6から7を経て8に 至る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免以善浦赤岩先端 (北緯33度18分23秒,東経129度35分4秒) 2 同市同町同免以善浦砥石山丸山作業所石 垣付根 (北緯33度18分31秒,東経129度35分1秒) 3 同市同町同免墓蛙島北端 (北緯33度18分26秒,東経129度34分54秒) 4 同市同町同免以善浦枯松の鼻の南鼻先端 (北緯33度18分32秒,東経129度34分51秒) 5 同市同町同免四ツガケ奥端 (北緯33度18分27秒,東経129度34分41秒) 6 同市同町同免小島西の鼻奥端 (北緯33度18分23秒,東経129度34分45秒) 7 同市同町同免小島北の鼻奥端 (北緯33度18分21秒,東経129度34分56秒) 8 同市同町同免小島南端 (北緯33度18分9秒,東経129度34分48秒)	イ 1と7を結ぶ直線上7から50メートルのところ (北緯33度18分22秒,東経129度34分58秒) ロ 8から76度30分360メートルのところ (北緯33度18分12秒,東経129度35分1秒) ハ 8から90度300メートルのところ (北緯33度18分10秒,東経129度34分59秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3071号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 小島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 平戸市田平町以善免小島西の鼻突端 (北緯33度18分23秒,東経129度34分44秒) 2 同市同町同免小島南西端標識A (北緯33度18分14秒,東経129度34分43秒)	イ 1から270度100メートルのところ (北緯33度18分23秒,東経129度34分41秒) ロ 2から270度100メートルのところ (北緯33度18分14秒,東経129度34分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3072号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免小島西の鼻突端標識 (北緯33度18分23秒,東経129度34分44秒) 2 同市同町同免小島西側海岸標識 (北緯33度18分19秒,東経129度34分46秒)	イ 1から261度150メートルのところ (北緯33度18分22秒,東経129度34分39秒) ロ 1から261度225メートルのところ (北緯33度18分22秒,東経129度34分36秒) ハ 2から255度265メートルのところ (北緯33度18分17秒,東経129度34分36秒) ニ 2から255度190メートルのところ (北緯33度18分18秒,東経129度34分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3073号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 高串山 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免高串山南西岸標識 (北緯33度18分30秒,東経129度34分33秒) 2 同市同町同免高串山南岸標識(1から東方 海岸沿いに165メートルのところ) (北緯33度18分27秒,東経129度34分39秒)	イ 1から218度100メートルのところ (北緯33度18分27秒,東経129度34分31秒) ロ 1から218度200メートルのところ (北緯33度18分25秒,東経129度34分28秒) ハ 2から218度300メートルのところ (北緯33度18分20秒,東経129度34分32秒) ニ 2から218度200メートルのところ (北緯33度18分22秒,東経129度34分34秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3074号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 大塔 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免白馬海岸公衆施設下 標識 (北緯33度18分46秒,東経129度34分37秒) 2 同市同町同免以善浦鼻南西標識 (北緯33度18分32秒,東経129度34分31秒)	イ 1から233度430メートルのところ (北緯33度18分38秒,東経129度34分24秒) ロ 1から233度530メートルのところ (北緯33度18分36秒,東経129度34分21秒) ハ 2から218度180メートルのところ (北緯33度18分27秒,東経129度34分27秒) ニ 2から218度80メートルのところ (北緯33度18分30秒,東経129度34分29秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3075号	長崎県 平戸市 田平町 以善免 大塔 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 平戸市田平町以善免大塔海岸護岸標識 (北緯33度19分0秒,東経129度34分13秒) 2 同市同町同免白馬鼻標識 (北緯33度18分51秒,東経129度34分22秒) 3 同市同町同免白馬地先標識 (北緯33度18分50秒,東経129度34分27秒)	イ 1から233度150メートルのところ (北緯33度18分57秒,東経129度34分8秒) ロ 1から233度250メートルのところ (北緯33度18分55秒,東経129度34分5秒) ハ 2から233度300メートルのところ (北緯33度18分45秒,東経129度34分13秒) ニ 3から233度430メートルのところ (北緯33度18分41秒,東経129度34分14秒) ホ 3から233度330メートルのところ (北緯33度18分43秒,東経129度34分17秒) ヘ 2から233度200メートルのところ (北緯33度18分47秒,東経129度34分16秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならぬ	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4001号	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 がめ瀬 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町楠泊がめ瀬の浦標識A (北緯33度13分2秒,東経129度34分7秒) 2 同市同町楠泊むくろじ下の鼻突端標識 (北緯33度13分0秒,東経129度34分15秒) 3 同市同町楠泊がめの瀬の鼻突端標識 (北緯33度12分59秒,東経129度34分7秒) 4 同市同町楠泊野島南端 (北緯33度12分42秒,東経129度34分10秒)	イ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度12分59秒,東経129度34分15秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのと ころ (北緯33度12分57秒,東経129度34分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4002号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 歌ヶ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦五智網代標識A (北緯33度16分28秒,東経129度34分21秒) 2 同市同町下歌ヶ浦中の瀬標識B (北緯33度16分34秒,東経129度34分28秒)	イ 1から309度30メートルのところ (北緯33度16分29秒,東経129度34分20秒) ロ 2から309度30メートルのところ (北緯33度16分34秒,東経129度34分27秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3503号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と1から 3に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内永の島コーカデ の浦北鼻西端 (北緯33度12分17秒,東経129度35分45秒) 2 同市同町西川内永の島ふかんやの鼻標識 B号 (北緯33度12分26秒,東経129度35分48秒) 3 同市同町西川内永の島北端 (北緯33度12分31秒,東経129度35分57秒)	イ 1から330度85メートルのところ (北緯33度12分20秒,東経129度35分43秒) ロ 2から300度80メートルのところ (北緯33度12分27秒,東経129度35分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3504号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 ガキ島西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内ガキ島下のエゴ 鼻標識 (北緯33度11分55秒,東経129度35分1秒) 2 同市同町西川内千島ヶ島南端標識 (北緯33度11分54秒,東経129度34分49秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯33度11分55秒,東経129度34分57秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から160メートルのとこ ろ (北緯33度11分55秒,東経129度34分55秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から160メートルのとこ ろ (北緯33度11分48秒,東経129度34分57秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から90メートルのところ (北緯33度11分49秒,東経129度34分60秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3505号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下忠六 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島下忠六南端標識 (北緯33度15分39秒,東経129度33分6秒) 2 同市同町九十九島水小島標識 (北緯33度15分38秒,東経129度33分13秒)	イ 1から199度30分200メートルのところ (北緯33度15分33秒,東経129度33分3秒) ロ 2から199度30分200メートルのところ (北緯33度15分32秒,東経129度33分11秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3506号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦野々浦鼻西端 (北緯33度16分15秒,東経129度34分14秒) 2 同市同町下歌ヶ浦野々浦鼻勇小鼻標識 (北緯33度16分9秒,東経129度34分22秒)	イ 1から19度130メートルのところ (北緯33度16分19秒,東経129度34分15秒) ロ 2から24度90メートルのところ (北緯33度16分11秒,東経129度34分24秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3507号	長崎県 佐世保市 鹿町町 下歌ヶ浦 曾辺ヶ崎 地先	次の1、2、3、4の各点を順 次結んだ各直線と4から2に 至る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎水の浦 鼻西端 (北緯33度16分22秒,東経129度34分19秒) 2 同市同町九十九島小池島頂上 (北緯33度16分21秒,東経129度34分15秒) 3 同市同町九十九島ポー島東端 (北緯33度16分17秒,東経129度34分23秒) 4 同市同町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎湾北鼻紫檀 (北緯33度16分17秒,東経129度34分27秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3508号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 丑ヶ島東 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線、3、4の各点 を順次結んだ直線、2から 3、3から1に至る各最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島カワウソ鼻 標識 (北緯33度16分33秒,東経129度34分17秒) 2 同市同町九十九島へいた島東端 (北緯33度16分18秒,東経129度34分11秒) 3 同市同町九十九島へいた島北西端松の木 (北緯33度16分20秒,東経129度34分8秒) 4 同市同町丑ヶ島南東岸中鼻突端標識 (北緯33度16分21秒,東経129度34分7秒)	イ 1から74度70メートルのところ (北緯33度16分33秒,東経129度34分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3509号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 へいた島 地先	次のイ、3、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町丑ヶ島南東岸中鼻突端標 識 (北緯33度16分21秒,東経129度34分7秒) 2 同市同町九十九島へいた島北西端松の木 (北緯33度16分20秒,東経129度34分7秒) 3 同市同町九十九島へいた島南端 (北緯33度16分18秒,東経129度34分10秒) 4 同市同町九十九島丑ヶ島南標識 (北緯33度16分19秒,東経129度34分4秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から5メートルのところ (北緯33度16分20秒,東経129度34分7秒) ロ 4から168度100メートルのところ (北緯33度16分16秒,東経129度34分5秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3510号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 丑ヶ島南 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島南端標識 (北緯33度16分15秒,東経129度33分59秒) 2 同市同町九十九島丑ヶ島南東鼻標識 (北緯33度16分16秒,東経129度34分2秒)	イ 1から197度30分95メートルのところ (北緯33度16分12秒,東経129度33分58秒) ロ 2から167度30分100メートルのところ (北緯33度16分12秒,東経129度34分3秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
北区計第 3511号	長崎県 佐世保市 鹿町町 丑ヶ島南西 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島西端標識 (北緯33度16分21秒,東経129度33分53秒) 2 同市同町九十九島丑ヶ島南西標識 (北緯33度16分18秒,東経129度33分53秒) 3 同市同町九十九島丑ヶ島南南西標識 (北緯33度16分16秒,東経129度33分55秒)	イ 1から273度30分80メートルのところ (北緯33度16分21秒,東経129度33分49秒) ロ 2から218度100メートルのところ (北緯33度16分15秒,東経129度33分50秒) ハ 3から210度100メートルのところ (北緯33度16分13秒,東経129度33分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3512号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島北端 (北緯33度16分10秒,東経129度33分48秒) 2 同市同町九十九島大島標識 (北緯33度15分53秒,東経129度33分54秒)	イ 1から69度90メートルのところ (北緯33度16分11秒,東経129度33分51秒) ロ 2から69度100メートルのところ (北緯33度15分54秒,東経129度33分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
北区計第 3513号	長崎県 平戸市 田平町 下寺免 中網代 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 平戸市田平町下寺免中網代石垣標識 (北緯33度19分53秒,東経129度34分3秒) 2 同市同町同免中網代角階段標識 (北緯33度19分53秒,東経129度34分9秒)	イ 1から19度50メートルのところ (北緯33度19分55秒,東経129度34分3秒) ロ 1から19度130メートルのところ (北緯33度19分57秒,東経129度34分4秒) ハ 2から19度130メートルのところ (北緯33度19分57秒,東経129度34分10秒) ニ 2から19度50メートルのところ (北緯33度19分55秒,東経129度34分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3514号	平戸市 田平町 下寺免 生向 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 平戸市田平町下寺免生向奥ケンチブロック 標識 (北緯33度19分58秒,東経129度34分33秒) 2 同市同町同免生向鎌倉神社北西端大岩標 識 (北緯33度20分9秒,東経129度34分22秒) 3 同市同町同免ニツ石南端標識 (北緯33度20分11秒,東経129度34分20秒)	イ 1から240度70メートルのところ (北緯33度19分57秒,東経129度34分31秒) ロ 1から240度170メートルのところ (北緯33度19分56秒,東経129度34分28秒) ハ 2から240度130メートルのところ (北緯33度20分7秒,東経129度34分18秒) ニ 3から270度80メートルのところ (北緯33度20分11秒,東経129度34分17秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4504号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 佐世保市小佐々町西川内永の島東南鼻突 端 (北緯33度12分10秒,東経129度36分11秒) 2 同市同町臼の浦長崎深浦鼻石垣標識 (北緯33度12分13秒,東経129度36分15秒) 3 同市同町西川内永の島東岸標識A号 (北緯33度12分23秒,東経129度36分2秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度12分11秒,東経129度36分13秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 509号	長崎県 松浦市 今福町 飛島免 小飛島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 松浦市今福町飛島免小飛島ろくぶの鼻北端 (北緯33度23分35秒,東経129度46分23秒) 2 同市同町同免小飛島龍宮崎北端 (北緯33度23分33秒,東経129度46分36秒) 3 同市同町同免飛島東防波堤付根 (北緯33度23分46秒,東経129度46分35秒) 4 同市同町同免西防波堤標識(防波堤突端か ら25メートルのところ) (北緯33度23分48秒,東経129度46分28秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯33度23分38秒,東経129度46分24秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯33度23分35秒,東経129度46分36秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 今福町 志佐町 調川町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 510号	長崎県 松浦市 鷹島町 阿翁免 釜蓋 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 松浦市鷹島町阿翁免釜蓋北標識 (北緯33度27分32秒,東経129度46分12秒) 2 同市同町同免釜蓋南標識 (北緯33度27分25秒,東経129度46分13秒)		第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免 黒島免		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 511号	長崎県 松浦市 鷹島町 阿翁浦免 字カキ瀬 地先	次の1、2、3、4、5、6の各点 を順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町阿翁浦免障子岩地先千立岩 (北緯33度27分37秒,東経129度45分5秒) 2 同市同町同免小カキ瀬南端 (北緯33度27分40秒,東経129度44分47秒) 3 同市同町同免小カキ瀬離れ瀬北東端 (北緯33度27分45秒,東経129度44分53秒) 4 同市同町同免クジラ瀬 (北緯33度27分49秒,東経129度44分56秒) 5 同市同町同免タジリ西端 (北緯33度27分49秒,東経129度45分2秒) 6 同市同町同免野島西端 (北緯33度27分47秒,東経129度45分1秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 512号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 伊豆島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免伊豆島標識A(墓石か ら東方海岸沿いに7メートルのところ) (北緯33度25分47秒,東経129度41分38秒) 2 同市同町同免伊豆島東端標識 (北緯33度25分48秒,東経129度41分42秒)	イ 1から153度30分180メートルのところ (北緯33度25分41秒,東経129度41分41秒) ロ 1から153度30分240メートルのところ (北緯33度25分40秒,東経129度41分43秒) ハ 2から147度230メートルのところ (北緯33度25分42秒,東経129度41分47秒) ニ 2から147度170メートルのところ (北緯33度25分44秒,東経129度41分46秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1058号	長崎県 松浦市 星鹿町 岳崎免 フクノ瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町岳崎免川原辺田防波堤付根 標識 (北緯33度23分1秒,東経129度40分33秒) 2 同市同町北久保免星鹿漁港森ノ浦港南防 波堤標識(防波堤付根より東方防波堤沿いに 55メートルのところ) (北緯33度22分22秒,東経129度40分29秒)	イ 1から103度30分618メートルのところ (北緯33度22分56秒,東経129度40分56秒) ロ 1から103度30分713メートルのところ (北緯33度22分56秒,東経129度40分60秒) ハ 2から103度403メートルのところ (北緯33度22分19秒,東経129度40分44秒) ニ 2から103度308メートルのところ (北緯33度22分20秒,東経129度40分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1059号	長崎県 松浦市 星鹿町 岳崎免 城山 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 松浦市星鹿町岳崎免大網代大石標識 (北緯33度23分10秒,東経129度41分9秒)	イ 1から27度320メートルのところ (北緯33度23分19秒,東経129度41分14秒) ロ 1から17度30分600メートルのところ (北緯33度23分28秒,東経129度41分15秒) ハ 1から61度800メートルのところ (北緯33度23分22秒,東経129度41分36秒) ニ 1から152度660メートルのところ (北緯33度22分51秒,東経129度41分20秒) ホ 1から181度500メートルのところ (北緯33度22分54秒,東経129度41分8秒) ヘ 1から44度420メートルのところ (北緯33度23分20秒,東経129度41分20秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1060号	長崎県 松浦市 星鹿町 岳崎免 逃ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町岳崎免山ノ崎東端 (北緯33度23分35秒,東経129度40分39秒) 2 同市同町同免逃ノ浦護岸標識(逃ノ浦南防 波堤付根から南東方海岸沿いに100メートルの ところ) (北緯33度23分24秒,東経129度40分43秒)	イ 1から64度200メートルのところ (北緯33度23分38秒,東経129度40分46秒) ロ 1から64度250メートルのところ (北緯33度23分39秒,東経129度40分48秒) ハ 2から64度440メートルのところ (北緯33度23分30秒,東経129度40分58秒) ニ 2から64度390メートルのところ (北緯33度23分30秒,東経129度40分57秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1061号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 小留 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免青島南西端標識 (北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒)	イ 1から156度30分120メートルのところ (北緯33度24分21秒,東経129度40分59秒) ロ 1から149度30分180メートルのところ (北緯33度24分20秒,東経129度41分1秒) ハ 1から185度30分280メートルのところ (北緯33度24分16秒,東経129度40分56秒) ニ 1から193度30分250メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度40分55秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1062号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 モサク鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免南市神社鳥居中央前 護岸標識 (北緯33度24分26秒,東経129度41分17秒) 2 同市同町同免青島南西端標識 (北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒)	イ 1から142度90メートルのところ (北緯33度24分23秒,東経129度41分19秒) ロ 1から153度300メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度41分22秒) ハ 2から165度30分480メートルのところ (北緯33度24分10秒,東経129度41分2秒) ニ 2から171度30分280メートルのところ (北緯33度24分16秒,東経129度40分59秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	
北区計第 1063号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 羽島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免羽島東端 (北緯33度24分29秒,東経129度41分38秒) 2 同市同町同免羽島西端 (北緯33度24分29秒,東経129度41分36秒)	イ 1から160度50メートルのところ (北緯33度24分27秒,東経129度41分39秒) ロ 1から177度30分280メートルのところ (北緯33度24分19秒,東経129度41分39秒) ハ 2から200度30分300メートルのところ (北緯33度24分20秒,東経129度41分32秒) ニ 2から245度100メートルのところ (北緯33度24分28秒,東経129度41分33秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1064号	長崎県 松浦市 鷹島町 船唐津免 湯ノ下 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、トの各点を順次結んで イに至る各直線によって囲 まれた区域	1 松浦市鷹島町船唐津免湯ノ下鼻岸壁標識 (北緯33度24分36秒,東経129度43分35秒) 2 同市同町同免仏の下鼻突端標識 (北緯33度24分27秒,東経129度43分50秒) 3 同市同町三里免床浪港冲防波堤標識 (北緯33度24分22秒,東経129度44分17秒)	イ 1から249度200メートルのところ (北緯33度24分34秒,東経129度43分28秒) ロ 1から249度450メートルのところ (北緯33度24分31秒,東経129度43分19秒) ハ 2から249度650メートルのところ (北緯33度24分20秒,東経129度43分26秒) ニ 2から244度730メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度43分24秒) ホ 3から212度850メートルのところ (北緯33度23分58秒,東経129度43分60秒) ヘ 3から212度550メートルのところ (北緯33度24分6秒,東経129度44分6秒) ト 2から249度400メートルのところ (北緯33度24分23秒,東経129度43分35秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設 置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1065号	長崎県 松浦市 鷹島町 船唐津免 小浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町船唐津免小浦護岸標識(小浦 西波止付根から西方護岸沿いに100メートル のところ) (北緯33度24分37秒,東経129度43分41秒) 2 同市同町同免カトウ鼻突端標識 (北緯33度24分23秒,東経129度43分52秒)	イ 1から227度100メートルのところ (北緯33度24分34秒,東経129度43分38秒) ロ 1から227度300メートルのところ (北緯33度24分30秒,東経129度43分33秒) ハ 2から227度230メートルのところ (北緯33度24分18秒,東経129度43分46秒) ニ 2から227度30メートルのところ (北緯33度24分22秒,東経129度43分52秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1066号	長崎県 松浦市 今福町 浦免 字海老田 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、トの各点を順次結んで イに至る各直線によって囲 まれた区域	1 松浦市今福町浦免松崎海岸標識 (北緯33度21分52秒,東経129度45分24秒) 2 同市同町同免海老田海岸標識 (北緯33度21分46秒,東経129度45分29秒) 3 同市同町同免赤岩護岸標識 (北緯33度21分42秒,東経129度45分33秒)	イ 1から46度145メートルのところ (北緯33度21分55秒,東経129度45分28秒) ロ 1から46度245メートルのところ (北緯33度21分58秒,東経129度45分31秒) ハ 2から46度270メートルのところ (北緯33度21分52秒,東経129度45分37秒) ニ 3から64度220メートルのところ (北緯33度21分45秒,東経129度45分41秒) ホ 3から64度170メートルのところ (北緯33度21分44秒,東経129度45分39秒) ヘ 2から46度220メートルのところ (北緯33度21分51秒,東経129度45分36秒) ト 2から46度170メートルのところ (北緯33度21分50秒,東経129度45分34秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 今福町 志佐町 調川町	1. ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1067号	長崎県 松浦市 今福町 飛島免 小飛島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 松浦市今福町飛島免小飛島ろくぶの鼻北端 (北緯33度23分35秒,東経129度46分23秒) 2 同市同町同免小飛島龍宮崎北端 (北緯33度23分33秒,東経129度46分36秒) 3 同市同町同免飛島東防波堤付根 (北緯33度23分46秒,東経129度46分35秒) 4 同市同町同免西防波堤標識(防波堤突端か ら25メートルのところ) (北緯33度23分48秒,東経129度46分28秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯33度23分41秒,東経129度46分25秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯33度23分36秒,東経129度46分36秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 今福町 志佐町 調川町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1068号	長崎県 松浦市 今福町 飛島免 楠手崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市今福町飛島免楠手崎護岸標識A(楠 手崎波止付根から北東方海岸沿いに30メー トルのところ) (北緯33度23分35秒,東経129度46分50秒) 2 同市同町同免楠手崎護岸標識B(1から北 東方海岸沿いに168メートルのところ) (北緯33度23分39秒,東経129度46分55秒)	イ 1から144度100メートルのところ (北緯33度23分33秒,東経129度46分52秒) ロ 1から144度200メートルのところ (北緯33度23分30秒,東経129度46分55秒) ハ 2から144度180メートルのところ (北緯33度23分34秒,東経129度46分59秒) ニ 2から144度80メートルのところ (北緯33度23分37秒,東経129度46分57秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 今福町 志佐町 調川町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1069号	長崎県 松浦市 今福町 飛島免 字磯豆 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市今福町飛島免飛島炭坑跡護岸標識 (北緯33度23分44秒,東経129度47分1秒)	イ 1から59度30分271メートルのところ (北緯33度23分49秒,東経129度47分10秒) ロ 1から73度50分311メートルのところ (北緯33度23分47秒,東経129度47分13秒) ハ 1から127度185メートルのところ (北緯33度23分41秒,東経129度47分7秒) ニ 1から127度105メートルのところ (北緯33度23分42秒,東経129度47分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 今福町 志佐町 調川町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1070号	長崎県 松浦市 鷹島町 三里免 山島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町三里免山島東端標識 (北緯33度24分24秒,東経129度46分23秒)	イ 1から354度30分140メートルのところ (北緯33度24分29秒,東経129度46分23秒) ロ 1から22度270メートルのところ (北緯33度24分33秒,東経129度46分27秒) ハ 1から99度30分370メートルのところ (北緯33度24分22秒,東経129度46分37秒) ニ 1から123度30分290メートルのところ (北緯33度24分19秒,東経129度46分33秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 三里免 原免 中通免 神崎免 里免 阿翁免 福島町 志佐町 調川町 今福町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1071号	長崎県 松浦市 福島町 鍋串免 北浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市福島町鍋串免字北浦西防波堤標識 (西防波堤付根から北方護岸沿いに20メートル のところ) (北緯33度24分45秒,東経129度48分3秒) 2 同市同町同免字小網代標識 (北緯33度24分43秒,東経129度48分19秒)	イ 1から10度200メートルのところ (北緯33度24分51秒,東経129度48分4秒) ロ 1から10度300メートルのところ (北緯33度24分55秒,東経129度48分5秒) ハ 2から10度300メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度48分21秒) ニ 2から10度200メートルのところ (北緯33度24分49秒,東経129度48分20秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 福島町 調川町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1072号	長崎県 松浦市 鷹島町 阿翁免 釜蓋 地先	次の1、2、3、4、5、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町阿翁免釜蓋A標識 (北緯33度27分37秒,東経129度46分17秒) 2 同市同町同免釜蓋北防波堤西端 (北緯33度27分38秒,東経129度46分19秒) 3 同市同町同免釜蓋北防波堤東端 (北緯33度27分38秒,東経129度46分23秒) 4 同市同町同免釜蓋南防波堤西端 (北緯33度27分30秒,東経129度46分23秒) 5 同市同町同免釜蓋南防波堤東端 (北緯33度27分27秒,東経129度46分31秒) 6 同市同町同免釜蓋B標識 (北緯33度27分13秒,東経129度46分26秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免 黒島免		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1073号	長崎県 松浦市 鷹島町 阿翁浦免 小浦 地先	次のイ、ロ、ハ、5、4、3、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町阿翁浦免小浦標識A (北緯33度27分2秒,東経129度46分12秒) 2 同市同町同免小浦標識B (北緯33度26分52秒,東経129度46分10秒) 3 同市同町同免小浦南鼻北東端標識 (北緯33度26分47秒,東経129度46分15秒) 4 同市同町同免日比漁港北防波堤標識 (北緯33度26分39秒,東経129度46分16秒) 5 同市同町同免日比漁港北防波堤東端標識 (北緯33度26分38秒,東経129度46分18秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯33度27分2秒,東経129度46分14秒) ロ 1から72度30分500メートルのところ (北緯33度27分7秒,東経129度46分30秒) ハ 5から66度360メートルのところ (北緯33度26分43秒,東経129度46分31秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1074号	長崎県 松浦市 鷹島町 神崎免 へゴ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町神崎免郷道鼻北端標識 (北緯33度26分31秒,東経129度46分28秒) 2 同市同町同免抜田鼻南岸標識 (北緯33度26分13秒,東経129度46分42秒)	イ 1から40度100メートルのところ (北緯33度26分34秒,東経129度46分30秒) ロ 1から40度200メートルのところ (北緯33度26分36秒,東経129度46分33秒) ハ 2から40度300メートルのところ (北緯33度26分21秒,東経129度46分49秒) ニ 2から40度200メートルのところ (北緯33度26分18秒,東経129度46分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1075号	長崎県 松浦市 鷹島町 神崎免 竹ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町神崎免竹ノ浦奥鼻突端標識 (北緯33度25分45秒,東経129度47分24秒) 2 同市同町同免鵜の鼻標識 (北緯33度25分35秒,東経129度47分25秒)	イ 1から97度30分110メートルのところ (北緯33度25分45秒,東経129度47分28秒) ロ 1から97度30分287メートルのところ (北緯33度25分44秒,東経129度47分35秒) ハ 2から97度30分207メートルのところ (北緯33度25分34秒,東経129度47分33秒) ニ 2から97度30分30メートルのところ (北緯33度25分35秒,東経129度47分26秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1076号	長崎県 松浦市 鷹島町 中通免 黒津浦 地先	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 松浦市鷹島町神崎免真米鼻大岩標識 (北緯33度25分48秒,東経129度46分3秒) 2 同市同町同免下谷標識 (北緯33度25分51秒,東経129度45分59秒) 3 同市同町同免釜崎金子産業(株)敷地護岸標 識 (北緯33度25分56秒,東経129度45分52秒) 4 同市同町中通免黒津浦黒津代無白岩標識 (北緯33度25分52秒,東経129度45分38秒) 5 同市同町同免吉野崎浦標識 (北緯33度25分45秒,東経129度45分51秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯33度25分48秒,東経129度46分1秒) ロ 1と5を結ぶ直線上1から280メートルのとこ ろ (北緯33度25分46秒,東経129度45分52秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのとこ ろ (北緯33度25分55秒,東経129度45分46秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1077号	長崎県 松浦市 鷹島町 原免 於手石鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町原免於手石鼻北岸標識 (北緯33度24分60秒,東経129度45分32秒) 2 同市同町同免於手石鼻南岸標識 (北緯33度24分55秒,東経129度45分28秒)	イ 1から52度295メートルのところ (北緯33度25分5秒,東経129度45分41秒) ロ 1から52度770メートルのところ (北緯33度25分15秒,東経129度45分55秒) ハ 2から73度950メートルのところ (北緯33度25分4秒,東経129度46分3秒) ニ 2から73度455メートルのところ (北緯33度24分59秒,東経129度45分45秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1078号	長崎県 松浦市 鷹島町 原免 枯崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町原免枯崎東標識 (北緯33度24分55秒,東経129度45分4秒) 2 同市同町同免枯崎海岸標識 (北緯33度24分30秒,東経129度44分44秒)	イ 1から128度570メートルのところ (北緯33度24分44秒,東経129度45分22秒) ロ 1から128度780メートルのところ (北緯33度24分39秒,東経129度45分28秒) ハ 2から136度30分560メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度44分58秒) ニ 2から136度30分360メートルのところ (北緯33度24分21秒,東経129度44分53秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1079号	長崎県 松浦市 鷹島町 原免 鰺岬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町原免枯崎白岩海岸標識 (北緯33度24分46秒,東経129度45分2秒) 2 同市同町同免枯崎東標識 (北緯33度24分55秒,東経129度45分4秒)	イ 1から136度30分400メートルのところ (北緯33度24分37秒,東経129度45分13秒) ロ 1から136度30分200メートルのところ (北緯33度24分42秒,東経129度45分8秒) ハ 2から128度360メートルのところ (北緯33度24分48秒,東経129度45分15秒) ニ 2から128度570メートルのところ (北緯33度24分44秒,東経129度45分22秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1080号	長崎県 松浦市 鷹島町 原免 枯崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町原免枯崎白岩海岸標識 (北緯33度24分46秒,東経129度45分2秒) 2 同市同町同免枯崎海岸標識 (北緯33度24分30秒,東経129度44分44秒)	イ 1から136度30分200メートルのところ (北緯33度24分42秒,東経129度45分8秒) ロ 1から136度30分400メートルのところ (北緯33度24分37秒,東経129度45分13秒) ハ 2から136度30分360メートルのところ (北緯33度24分21秒,東経129度44分53秒) ニ 2から136度30分160メートルのところ (北緯33度24分26秒,東経129度44分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1081号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 魚固ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免魚固ノ島南端標識 (北緯33度25分11秒,東経129度42分40秒)	イ 1から180度120メートルのところ (北緯33度25分7秒,東経129度42分40秒) ロ 1から180度380メートルのところ (北緯33度24分58秒,東経129度42分40秒) ハ 1から206度30分440メートルのところ (北緯33度24分58秒,東経129度42分32秒) ニ 1から200度620メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度42分32秒) ホ 1から214度30分700メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度42分25秒) ヘ 1から281度30分400メートルのところ (北緯33度25分13秒,東経129度42分25秒) ト 1から288度250メートルのところ (北緯33度25分13秒,東経129度42分31秒) チ 1から243度30分270メートルのところ (北緯33度25分7秒,東経129度42分31秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設置し なければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1082号	長崎県 松浦市 鷹島町 里免 広浦 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町里免永光寺山鼻北西端標識 (北緯33度27分1秒,東経129度44分58秒) 2 同市同町阿翁浦免弁財天南端標識 (北緯33度27分15秒,東経129度44分48秒) 3 同市同町同免大小島南西端標識 (北緯33度27分9秒,東経129度44分33秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ (北緯33度27分5秒,東経129度44分55秒) ロ 3から135度30分420メートルのところ (北緯33度26分59秒,東経129度44分44秒) ハ 3から135度30分565メートルのところ (北緯33度26分56秒,東経129度44分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1083号	長崎県 松浦市 鷹島町 阿翁浦免 沖ノ島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町阿翁浦免大小島南端標識 (北緯33度27分9秒,東経129度44分33秒) 2 同市同町同免弁財天南端標識 (北緯33度27分15秒,東経129度44分48秒) 3 同市同町同免字沖ノ島赤瀬東端標識 (北緯33度27分20秒,東経129度44分56秒) 4 同市同町里免遠泉北西端標識 (北緯33度27分9秒,東経129度45分9秒) 5 同市同町同免平原鼻北端 (北緯33度26分38秒,東経129度44分40秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から230メートルのところ (北緯33度27分2秒,東経129度44分35秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から230メートルのとこ ろ (北緯33度27分14秒,東経129度45分2秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ (北緯33度27分18秒,東経129度44分58秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1303号	長崎県 松浦市 星鹿町 岳崎免 城山 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 松浦市星鹿町岳崎免大網代大石標識 (北緯33度23分10秒,東経129度41分9秒)	イ 1から27度320メートルのところ (北緯33度23分19秒,東経129度41分14秒) ロ 1から17度30分600メートルのところ (北緯33度23分28秒,東経129度41分15秒) ハ 1から61度800メートルのところ (北緯33度23分22秒,東経129度41分36秒) ニ 1から152度660メートルのところ (北緯33度22分51秒,東経129度41分20秒) ホ 1から181度500メートルのところ (北緯33度22分54秒,東経129度41分8秒) ヘ 1から44度420メートルのところ (北緯33度23分20秒,東経129度41分20秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀8台、直径15メートルの円形生簀6台の規模を超え てはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の 総面積が3,574平方メートルを超えない範囲内で、生 簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えな い。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、783 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1304号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 モサク鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免南市神社鳥居中央前 護岸標識 (北緯33度24分26秒,東経129度41分17秒) 2 同市同町同免青島南西端標識 (北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒)	イ 1から142度90メートルのところ (北緯33度24分23秒,東経129度41分19秒) ロ 1から153度300メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度41分22秒) ハ 2から165度30分480メートルのところ (北緯33度24分10秒,東経129度41分2秒) ニ 2から171度30分280メートルのところ (北緯33度24分16秒,東経129度40分59秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径15メートルの円形生 簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が531平方メートルを超え ない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、620 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1305号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 羽島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免羽島東端 (北緯33度24分29秒,東経129度41分38秒) 2 同市同町同免羽島西端 (北緯33度24分29秒,東経129度41分36秒)	イ 1から160度50メートルのところ (北緯33度24分27秒,東経129度41分39秒) ロ 1から177度30分280メートルのところ (北緯33度24分19秒,東経129度41分39秒) ハ 2から200度30分300メートルのところ (北緯33度24分20秒,東経129度41分32秒) ニ 2から245度100メートルのところ (北緯33度24分28秒,東経129度41分33秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径15メートルの円形生 簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が177平方メートルを超え ない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んでではない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1306号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 魚固ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免魚固ノ島南端標識 (北緯33度25分11秒,東経129度42分40秒)	イ 1から180度120メートルのところ (北緯33度25分7秒,東経129度42分40秒) ロ 1から180度380メートルのところ (北緯33度24分58秒,東経129度42分40秒) ハ 1から206度30分440メートルのところ (北緯33度24分58秒,東経129度42分32秒) ニ 1から200度620メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度42分32秒) ホ 1から214度30分700メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度42分25秒) ヘ 1から281度30分400メートルのところ (北緯33度25分13秒,東経129度42分25秒) ト 1から288度250メートルのところ (北緯33度25分13秒,東経129度42分31秒) チ 1から243度30分270メートルのところ (北緯33度25分7秒,東経129度42分31秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、477 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設置し なければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1307号	長崎県 松浦市 鷹島町 里免 百尋 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 松浦市鷹島町原免垣ノ内標識B (北緯33度25分42秒,東経129度44分17秒) 2 同市同町中通免平原海岸標識 (北緯33度26分21秒,東経129度44分30秒) 3 同市同町里免秋丸標識 (北緯33度26分33秒,東経129度44分48秒)	イ 1から332度1409メートルのところ (北緯33度26分23秒,東経129度43分51秒) ロ 1から332度1870メートルのところ (北緯33度26分36秒,東経129度43分43秒) ハ 2から327度960メートルのところ (北緯33度26分48秒,東経129度44分10秒) ニ 2から327度840メートルのところ (北緯33度26分44秒,東経129度44分13秒) ホ 3から332度700メートルのところ (北緯33度26分54秒,東経129度44分35秒) ヘ 3から332度360メートルのところ (北緯33度26分45秒,東経129度44分41秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別 し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしな ければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直 径40メートルの円形生簀46台の規模を超えてはなら ない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が 57,776平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形 状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 14,288尾を超えてはならない。 5. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設 置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2040号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 小留 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免青島南西端標識 (北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒)	イ 1から156度30分120メートルのところ (北緯33度24分21秒,東経129度40分59秒) ロ 1から149度30分180メートルのところ (北緯33度24分20秒,東経129度41分1秒) ハ 1から185度30分280メートルのところ (北緯33度24分16秒,東経129度40分56秒) ニ 1から193度30分250メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度40分55秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2041号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 モサク鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免南市神社鳥居中央前 護岸標識 (北緯33度24分26秒,東経129度41分17秒) 2 同市同町同免青島南西端標識 (北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒)	イ 1から142度90メートルのところ (北緯33度24分23秒,東経129度41分19秒) ロ 1から153度300メートルのところ (北緯33度24分17秒,東経129度41分22秒) ハ 2から165度30分480メートルのところ (北緯33度24分10秒,東経129度41分2秒) ニ 2から171度30分280メートルのところ (北緯33度24分16秒,東経129度40分59秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	
北区計第 2042号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 羽島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免羽島東端 (北緯33度24分29秒,東経129度41分38秒) 2 同市同町同免羽島西端 (北緯33度24分29秒,東経129度41分36秒)	イ 1から160度50メートルのところ (北緯33度24分27秒,東経129度41分39秒) ロ 1から177度30分280メートルのところ (北緯33度24分19秒,東経129度41分39秒) ハ 2から200度30分300メートルのところ (北緯33度24分20秒,東経129度41分32秒) ニ 2から245度100メートルのところ (北緯33度24分28秒,東経129度41分33秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2043号	長崎県 松浦市 鷹島町 原免浦下 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市鷹島町原免浦下護岸標識A (北緯33度25分8秒,東経129度44分51秒) 2 同市同町同免浦下護岸標識B (北緯33度24分58秒,東経129度44分58秒)	イ 1から60度100メートルのところ (北緯33度25分9秒,東経129度44分54秒) ロ 1から60度200メートルのところ (北緯33度25分11秒,東経129度44分57秒) ハ 2から60度230メートルのところ (北緯33度25分2秒,東経129度45分6秒) ニ 2から60度130メートルのところ (北緯33度25分1秒,東経129度45分2秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2044号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 魚固ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免魚固ノ島南端標識 (北緯33度25分11秒,東経129度42分40秒)	イ 1から180度120メートルのところ (北緯33度25分7秒,東経129度42分40秒) ロ 1から180度380メートルのところ (北緯33度24分58秒,東経129度42分40秒) ハ 1から206度30分440メートルのところ (北緯33度24分58秒,東経129度42分32秒) ニ 1から200度620メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度42分32秒) ホ 1から214度30分700メートルのところ (北緯33度24分52秒,東経129度42分25秒) ヘ 1から281度30分400メートルのところ (北緯33度25分13秒,東経129度42分25秒) ト 1から288度250メートルのところ (北緯33度25分13秒,東経129度42分31秒) チ 1から243度30分270メートルのところ (北緯33度25分7秒,東経129度42分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2045号	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 伊豆島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 松浦市星鹿町青島免伊豆島標識B(伊豆島 東端から西方海岸沿いに183メートルのところ) (北緯33度25分45秒,東経129度41分36秒) 2 同市同町同免伊豆島標識C(1から東方海 岸沿いに60メートルのところ) (北緯33度25分46秒,東経129度41分38秒)	イ 1から153度30分160メートルのところ (北緯33度25分40秒,東経129度41分39秒) ロ 1から153度30分220メートルのところ (北緯33度25分38秒,東経129度41分40秒) ハ 2から153度30分230メートルのところ (北緯33度25分40秒,東経129度41分42秒) ニ 2から153度30分170メートルのところ (北緯33度25分41秒,東経129度41分41秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1308号	長崎県 松浦市 鷹島町 阿翁浦免 沖ノ島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮海岸線によって囲ま れた区域	1 松浦市鷹島町阿翁浦免大小島南端標識 (北緯33度27分9秒,東経129度44分33秒) 2 同市同町同免大小島南側標識 (北緯33度27分11秒,東経129度44分38秒)	イ 1から169度230メートルのところ (北緯33度27分2秒,東経129度44分35秒) ロ 2から169度230メートルのところ (北緯33度27分3秒,東経129度44分40秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	10月1日 から 4月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	松浦市 鷹島町 阿翁浦免	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生 簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んで서는ならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 110号	長崎県 松浦市 福島町 端免 小島 地先	次の1、2、3、4、5の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 松浦市福島町端免小島A締切護岸東端 (北緯33度21分55秒,東経129度50分26秒) 2 同市同町同免小島A締切護岸南西端 (北緯33度21分51秒,東経129度50分20秒) 3 同市同町同免小島A締切護岸西端 (北緯33度21分54秒,東経129度50分18秒) 4 同市同町同免小島A締切護岸北西端 (北緯33度21分57秒,東経129度50分18秒) 5 同市同町同免小島A締切護岸北端 (北緯33度21分58秒,東経129度50分23秒)		第2種 介類築堤式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 111号	長崎県 松浦市 福島町 端免 應付岩 地先	次の1、2、3、4、5、6の各点を 順次結んで1に至る各直 線線によって囲まれた区域	1 松浦市福島町端免應付岩A締切護岸南西 端 (北緯33度21分48秒,東経129度50分13秒) 2 同市同町同免小島A締切護岸南西端 (北緯33度21分51秒,東経129度50分20秒) 3 同市同町同免小島A締切護岸西端 (北緯33度21分54秒,東経129度50分18秒) 4 同市同町同免應付岩A締切護岸北端 (北緯33度21分54秒,東経129度50分13秒) 5 同市同町同免應付岩A締切護岸北西端 (北緯33度21分52秒,東経129度50分10秒) 6 同市同町同免應付岩A締切護岸西端 (北緯33度21分49秒,東経129度50分9秒)		第2種 介類築堤式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 513号	長崎県 平戸市 大島村 大根坂 和歌ノ浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 平戸市大島村大根坂和歌ノ浦北岸標識 (北緯33度29分33秒,東経129度34分1秒) 2 同市同村大根坂和歌ノ浦東岸標識 (北緯33度29分30秒,東経129度34分3秒)	イ 1から180度70メートルのところ (北緯33度29分30秒,東経129度34分1秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村		継続	
北区計第 514号	長崎県 平戸市 大島村 前平 大浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村前平大浦護岸標識A (北緯33度28分33秒,東経129度32分33秒) 2 同市同村前平大浦護岸標識B(1から東方 護岸沿いに50メートルのところ) (北緯33度28分34秒,東経129度32分35秒)	イ 1から159度30分40メートルのところ (北緯33度28分32秒,東経129度32分34秒) ロ 1から159度30分140メートルのところ (北緯33度28分29秒,東経129度32分35秒) ハ 2から159度30分147メートルのところ (北緯33度28分29秒,東経129度32分37秒) ニ 2から159度30分47メートルのところ (北緯33度28分32秒,東経129度32分35秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 515号	長崎県 平戸市 大島村 的山川内 的山外港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村的山川内的山外港防波堤標 識A(的山外港防波堤付根から西方護岸沿い に48メートルのところ) (北緯33度28分55秒,東経129度31分49秒) 2 同市同村的山川内的山外港防波堤標識B (1から西方護岸沿いに110メートルのところ) (北緯33度28分53秒,東経129度31分45秒)	イ 1から150度60メートルのところ (北緯33度28分54秒,東経129度31分50秒) ロ 1から150度180メートルのところ (北緯33度28分50秒,東経129度31分52秒) ハ 2から140度180メートルのところ (北緯33度28分49秒,東経129度31分50秒) ニ 2から140度60メートルのところ (北緯33度28分52秒,東経129度31分47秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1084号	長崎県 平戸市 大島村 大根坂西宇土 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 平戸市大島村大根坂龍王崎和歌ノ浦波止 突端 (北緯33度29分32秒,東経129度33分58秒) 2 同市同村大根坂小島南端 (北緯33度29分29秒,東経129度33分26秒) 3 同市同村大根坂漁港防波堤標識 (北緯33度29分39秒,東経129度33分20秒) 4 同市同村大根坂節竹鼻護岸北角標識 (北緯33度29分48秒,東経129度33分22秒) 5 同市同村大根坂馬込竹山下標識 (北緯33度29分52秒,東経129度34分2秒) 6 同市同村大根坂龍王崎外鼻西端 (北緯33度29分40秒,東経129度33分54秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ (北緯33度29分31秒,東経129度33分53秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から350メートルのとこ ろ (北緯33度29分31秒,東経129度33分45秒) ハ 3と6を結ぶ直線上6から250メートルのとこ ろ (北緯33度29分40秒,東経129度33分44秒) ニ 3と6を結ぶ直線上6から370メートルのとこ ろ (北緯33度29分40秒,東経129度33分39秒) ホ 4と5を結ぶ直線上5から620メートルのとこ ろ (北緯33度29分50秒,東経129度33分38秒) ヘ 4と5を結ぶ直線上5から400メートルのとこ ろ (北緯33度29分51秒,東経129度33分47秒) ト 3と6を結ぶ直線上6から150メートルのところ (北緯33度29分40秒,東経129度33分48秒) チ 3と6を結ぶ直線上6から50メートルのところ (北緯33度29分40秒,東経129度33分52秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村	1. イ、ロ、ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1085号	長崎県 平戸市 大島村 的山曲崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村的山曲鼻東端 (北緯33度28分21秒,東経129度31分19秒) 2 同市同村的山漁協支所裏防波堤標識(旧防 波堤先端) (北緯33度29分2秒,東経129度31分43秒) 3 同市同村的山板浦流王鼻標識 (北緯33度28分31秒,東経129度31分7秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯33度28分27秒,東経129度31分22秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から925メートルのとこ ろ (北緯33度28分48秒,東経129度31分35秒) ハ 3から25度760メートルのところ (北緯33度28分54秒,東経129度31分20秒) ニ 3から25度35メートルのところ (北緯33度28分32秒,東経129度31分8秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1086号	長崎県 平戸市 大島村 的山板浦水垂 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村的山板浦水尺標識 (北緯33度28分38秒,東経129度30分57秒) 2 同市同村的山板浦流王標識(1から南東方 海岸沿いに240メートルのところ) (北緯33度28分33秒,東経129度31分3秒)	イ 1から36度40メートルのところ (北緯33度28分39秒,東経129度30分58秒) ロ 1から36度150メートルのところ (北緯33度28分42秒,東経129度31分0秒) ハ 2から36度150メートルのところ (北緯33度28分37秒,東経129度31分6秒) ニ 2から36度40メートルのところ (北緯33度28分34秒,東経129度31分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2046号	長崎県 平戸市 大島村 前平 大浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村前平大浦護岸標識A (北緯33度28分33秒,東経129度32分33秒) 2 同市同村前平大浦護岸標識B(1から東方 護岸沿いに50メートルのところ) (北緯33度28分34秒,東経129度32分35秒)	イ 1から159度30分40メートルのところ (北緯33度28分32秒,東経129度32分34秒) ロ 1から159度30分140メートルのところ (北緯33度28分29秒,東経129度32分35秒) ハ 2から159度30分147メートルのところ (北緯33度28分29秒,東経129度32分37秒) ニ 2から159度30分47メートルのところ (北緯33度28分32秒,東経129度32分35秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2047号	長崎県 平戸市 大島村 的山川内 的山外港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大島村的山川内的山外港防波堤標 識A(的山外港防波堤付根から西方護岸沿い に48メートルのところ) (北緯33度28分55秒,東経129度31分49秒) 2 同市同村的山川内的山外港防波堤標識B (1から西方護岸沿いに110メートルのところ) (北緯33度28分53秒,東経129度31分45秒)	イ 1から150度60メートルのところ (北緯33度28分54秒,東経129度31分50秒) ロ 1から150度180メートルのところ (北緯33度28分50秒,東経129度31分52秒) ハ 2から140度180メートルのところ (北緯33度28分49秒,東経129度31分50秒) ニ 2から140度60メートルのところ (北緯33度28分52秒,東経129度31分47秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 大島村	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 516号	長崎県 平戸市 度島町 崎瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市度島町崎瀬神田石標識(崎瀬部落神 田船だまり沖の防波堤付根から東方海岸沿い に20メートルのところ) (北緯33度26分31秒,東経129度32分21秒)	イ 1から207度50メートルのところ (北緯33度26分30秒,東経129度32分20秒) ロ 1から207度130メートルのところ (北緯33度26分28秒,東経129度32分19秒) ハ 1から167度156メートルのところ (北緯33度26分27秒,東経129度32分23秒) ニ 1から141度100メートルのところ (北緯33度26分29秒,東経129度32分24秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 度島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
北区計第 1087号	長崎県 平戸市 度島町 崎瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市度島町崎瀬神田石標識(崎瀬部落神 田船だまり沖の防波堤付根から東方海岸沿い に20メートルのところ) (北緯33度26分31秒,東経129度32分21秒) 2 同市同町崎瀬源太郎崎標識 (北緯33度26分30秒,東経129度32分28秒) 3 同市同町横島南東端 (北緯33度25分17秒,東経129度32分7秒)	イ 1から141度100メートルのところ (北緯33度26分29秒,東経129度32分24秒) ロ 1から167度156メートルのところ (北緯33度26分27秒,東経129度32分23秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのとこ ろ (北緯33度26分25秒,東経129度32分26秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯33度26分27秒,東経129度32分27秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 度島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1088号	長崎県 平戸市 田助町 四軒屋 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市田助町36番地桶屋前護岸標識（護 岸排水口より東方護岸沿い）に3メートルのとこ ろ） （北緯33度23分23秒,東経129度33分15秒） 2 同市同町1番地東標識（穴口埋立東側角か ら西方海岸沿い）に83メートルのところ） （北緯33度23分20秒,東経129度33分21秒）	イ 1から64度55メートルのところ （北緯33度23分23秒,東経129度33分17秒） ロ 1から64度75メートルのところ （北緯33度23分24秒,東経129度33分18秒） ハ 2から51度80メートルのところ （北緯33度23分22秒,東経129度33分23秒） ニ 2から51度60メートルのところ （北緯33度23分21秒,東経129度33分23秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 新町 職人町 大久保町 （小川・大久保・中 ノ原・幸ノ浦・田助 在・油水・田ノ浦） 大野町 明ノ川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮ノ町 魚の棚町 紺屋町 木引田町 築地町 木引町 鏡川町 （西の久保） 岩ノ上町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1089号	長崎県 平戸市 大久保町 小曲 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大久保町小曲伍丸水産作業場標識 （北緯33度23分16秒,東経129度32分55秒） 2 同市同町小曲標識 （北緯33度23分15秒,東経129度32分49秒）	イ 1から138度44メートルのところ （北緯33度23分15秒,東経129度32分56秒） ロ 1から138度104メートルのところ （北緯33度23分14秒,東経129度32分58秒） ハ 2から138度165メートルのところ （北緯33度23分11秒,東経129度32分54秒） ニ 2から138度105メートルのところ （北緯33度23分12秒,東経129度32分52秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町 （御館を除く） 木引町 大久保町 （薄香湾にのぞむ 地区）	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1090号	長崎県 平戸市 大久保町 唐子島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大久保町唐子島北岸標識 (北緯33度22分57秒,東経129度32分30秒)	イ 1から39度45分289メートルのところ (北緯33度23分5秒,東経129度32分37秒) ロ 1から80度15分289メートルのところ (北緯33度22分59秒,東経129度32分41秒) ハ 1から133度105メートルのところ (北緯33度22分55秒,東経129度32分33秒) ニ 1から347度105メートルのところ (北緯33度23分1秒,東経129度32分29秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ 地区)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1091号	長崎県 平戸市 大久保町 唐子島北西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大久保町279番地護岸標識 (北緯33度23分19秒,東経129度32分23秒) 2 同市同町279－6番地荷揚西角標識 (北緯33度23分17秒,東経129度32分16秒) 3 同市同町唐子島西端 (北緯33度22分58秒,東経129度32分27秒) 4 同市鏡川町梅崎灯台 (北緯33度22分35秒,東経129度32分18秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から240メートルのところ (北緯33度23分10秒,東経129度32分25秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から470メートルのとこ ろ (北緯33度23分2秒,東経129度32分26秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から400メートルのとこ ろ (北緯33度23分3秒,東経129度32分16秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から170メートルのとこ ろ (北緯33度23分11秒,東経129度32分16秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ 地区)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1092号	長崎県 平戸市 大久保町 唐子島西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大久保町279番地護岸標識 (北緯33度23分19秒,東経129度32分23秒) 2 同市同町279―6番地荷揚西角標識 (北緯33度23分17秒,東経129度32分16秒) 3 同市鏡川町観音島防波堤付根 (北緯33度22分38秒,東経129度32分25秒) 4 同市同町梅崎灯台 (北緯33度22分35秒,東経129度32分18秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から580メートルのところ (北緯33度22分58秒,東経129度32分24秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から740メートルのとこ ろ (北緯33度22分52秒,東経129度32分24秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から710メートルのとこ ろ (北緯33度22分52秒,東経129度32分17秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から550メートルのとこ ろ (北緯33度22分58秒,東経129度32分17秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ 地区)	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1093号	長崎県 平戸市 鏡川町 観音島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 平戸市鏡川町観音島防波堤付根 (北緯33度22分38秒,東経129度32分25秒) 2 同市同町観音島根本崎石垣付根 (北緯33度22分35秒,東経129度32分30秒) 3 同市同町前突出中央標識(石垣西角から東 方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯33度22分35秒,東経129度32分40秒) 4 同市大久保町唐子島西端 (北緯33度22分58秒,東経129度32分27秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度22分41秒,東経129度32分25秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から130メートルのとこ ろ (北緯33度22分43秒,東経129度32分25秒) ハ 2から24度180メートルのところ (北緯33度22分40秒,東経129度32分33秒) ニ 3から0度140メートルのところ (北緯33度22分40秒,東経129度32分40秒) ホ 3から0度40メートルのところ (北緯33度22分36秒,東経129度32分40秒) ヘ 2から24度70メートルのところ (北緯33度22分37秒,東経129度32分31秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ 地区)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1094号	長崎県 平戸市 鏡川町 後平小ツラレ 鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と1か ら3に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 平戸市鏡川町後平ツラレ鼻北東端標識 (北緯33度22分44秒,東経129度31分44秒) 2 同市同町後平ジョウコ岩標識 (北緯33度22分37秒,東経129度31分48秒) 3 同市同町後平岩標識 (北緯33度22分34秒,東経129度31分48秒) 4 同市同町後平唐子島北西端 (北緯33度22分58秒,東経129度32分27秒) 5 同市同町後平五貫島北西端 (北緯33度22分46秒,東経129度31分53秒) 6 同市同町後平五貫島南端 (北緯33度22分44秒,東経129度31分55秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から180メートルのところ (北緯33度22分45秒,東経129度31分51秒) ロ 2と6を結ぶ直線上6から25メートルのところ (北緯33度22分43秒,東経129度31分55秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から430メートルのとこ ろ (北緯33度22分43秒,東経129度32分2秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町(御館を除く) 木引町 大久保町(薄香湾 にのぞむ地区)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2048号	長崎県 平戸市 度島町 崎瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市度島町崎瀬源太郎崎標識 (北緯33度26分30秒,東経129度32分28秒) 2 同市同町横島南東端 (北緯33度25分17秒,東経129度32分7秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯33度26分28秒,東経129度32分27秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのとこ ろ (北緯33度26分25秒,東経129度32分26秒) ハ 1から170度140メートルのところ (北緯33度26分25秒,東経129度32分29秒) ニ 1から170度60メートルのところ (北緯33度26分28秒,東経129度32分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 度島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2049号	長崎県 平戸市 大久保町 長崎山 かせの鼻 地先	次の1と2を結んだ直線及 び最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 平戸市大久保町かせの鼻南西端 (北緯33度23分12秒,東経129度31分26秒) 2 同市同町どうさき鼻南端 (北緯33度23分12秒,東経129度31分20秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 鏡川町(御館を除 く) 木引町 大久保町(薄香湾 をのぞむ地区)		継続	
北区計第 2050号	長崎県 平戸市 大野町 西目 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市明の川内町大野浦護岸標識 (北緯33度20分53秒,東経129度32分44秒) 2 同市大野町ナオキ防波堤基部標識 (北緯33度20分46秒,東経129度32分44秒)	イ 1から104度130メートルのところ (北緯33度20分52秒,東経129度32分49秒) ロ 1から104度280メートルのところ (北緯33度20分51秒,東経129度32分55秒) ハ 2から104度250メートルのところ (北緯33度20分44秒,東経129度32分53秒) ニ 2から104度100メートルのところ (北緯33度20分45秒,東経129度32分47秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 新町 職人町 大久保町 (小川・大久保・中 ノ原・幸ノ浦・田助 在・油水・田ノ浦) 大野町 明ノ川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮ノ町 魚の棚町 紺屋町 木引田町 築地町 木引町 鏡川町 (西の久保) 岩ノ上町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2052号	長崎県 平戸市 神船町 神船崎東岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 平戸市神船町神船崎東岸標識 (北緯33度14分19秒,東経129度25分25秒) 2 同市同町神船崎東岸白岩標識 (北緯33度14分11秒,東経129度25分30秒)	イ 1から81度80メートルのところ (北緯33度14分20秒,東経129度25分28秒) ロ 2から90度80メートルのところ (北緯33度14分11秒,東経129度25分33秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2053号	長崎県 平戸市 大佐志町 竹ノ子島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大佐志町竹ノ子島北東端標識 (北緯33度14分23秒,東経129度25分2秒) 2 同市同町竹ノ子島南東端標識 (北緯33度14分18秒,東経129度24分59秒)	イ 1から134度30分20メートルのところ (北緯33度14分22秒,東経129度25分2秒) ロ 1から134度30分100メートルのところ (北緯33度14分20秒,東経129度25分4秒) ハ 2から134度30分150メートルのところ (北緯33度14分14秒,東経129度25分3秒) ニ 2から134度30分70メートルのところ (北緯33度14分16秒,東経129度25分1秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 無代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2051号	長崎県 平戸市 猪渡谷町 若宮鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 平戸市猪渡谷町若宮若宮海岸標識A (北緯33度14分19秒,東経129度25分37秒) 2 同市同町若宮若宮海岸標識C (北緯33度14分14秒,東経129度25分38秒)	イ 1から231度140メートルのところ (北緯33度14分16秒,東経129度25分33秒) ロ 2から262度100メートルのところ (北緯33度14分14秒,東経129度25分34秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
北区計第 3076号	長崎県 平戸市 大久保町 神崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 平戸市大久保町西泊鼻東端 (北緯33度23分12秒,東経129度31分31秒) 2 同市同町どうとく西鼻標識 (北緯33度23分18秒,東経129度32分6秒)	イ 1から180度65メートルのところ (北緯33度23分10秒,東経129度31分31秒) ロ 2から180度205メートルのところ (北緯33度23分11秒,東経129度32分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3077号	長崎県 平戸市 大久保町 長崎鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大久保町長崎鼻橋の下標識A (北緯33度23分25秒,東経129度30分59秒) 2 同市同町カゴの浦標識A (北緯33度23分21秒,東経129度31分11秒) 3 同市同町長崎鼻橋の下標識B (北緯33度23分27秒,東経129度31分3秒) 4 同市同町カゴの浦標識B (北緯33度23分24秒,東経129度31分11秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯33度23分25秒,東経129度30分59秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのこ ろ (北緯33度23分23秒,東経129度31分6秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から10メートルのところ (北緯33度23分24秒,東経129度31分10秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から10メートルのところ (北緯33度23分27秒,東経129度31分3秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3078号	長崎県 平戸市 鏡川町 後平 小ツラレ鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市鏡川町後平小ツラレ鼻標識 (北緯33度22分47秒,東経129度31分34秒) 2 同市同町後平ツラレ鼻西標識 (北緯33度22分44秒,東経129度31分40秒)	イ 1から48度30分50メートルのところ (北緯33度22分48秒,東経129度31分36秒) ロ 1から48度30分100メートルのところ (北緯33度22分50秒,東経129度31分37秒) ハ 2から26度100メートルのところ (北緯33度22分47秒,東経129度31分41秒) ニ 2から26度50メートルのところ (北緯33度22分46秒,東経129度31分41秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1095号	長崎県 平戸市 木場町 沖ノ島東 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木場町ヌゲの下護岸西標識 (北緯33度16分58秒,東経129度29分38秒) 2 同市同町ヌゲの下護岸東標識 (北緯33度16分58秒,東経129度29分44秒)	イ 1から180度130メートルのところ (北緯33度16分54秒,東経129度29分38秒) ロ 1から180度200メートルのところ (北緯33度16分52秒,東経129度29分38秒) ハ 2から180度200メートルのところ (北緯33度16分51秒,東経129度29分44秒) ニ 2から180度130メートルのところ (北緯33度16分53秒,東経129度29分44秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1096号	長崎県 平戸市 木ヶ津町 松崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町松崎海岸護岸標識B (北緯33度16分44秒,東経129度29分32秒) 2 同市同町松崎海岸護岸標識D (北緯33度16分45秒,東経129度29分35秒)	イ 1から346度45メートルのところ (北緯33度16分45秒,東経129度29分31秒) ロ 1から346度75メートルのところ (北緯33度16分46秒,東経129度29分31秒) ハ 2から346度55メートルのところ (北緯33度16分46秒,東経129度29分35秒) ニ 2から346度25メートルのところ (北緯33度16分46秒,東経129度29分35秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1097号	長崎県 平戸市 木ヶ津町 高崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各 点を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町高崎鼻北西端標識 (北緯33度16分41秒,東経129度29分50秒) 2 同市同町松崎海岸標識A(1から西方海岸 沿いに150メートルのところ) (北緯33度16分42秒,東経129度29分44秒) 3 同市同町松崎海岸標識B(松崎海岸護岸東 端から東方海岸沿いに42メートルのところ) (北緯33度16分44秒,東経129度29分39秒)	イ 1から18度40メートルのところ (北緯33度16分42秒,東経129度29分51秒) ロ 2から18度60メートルのところ (北緯33度16分44秒,東経129度29分45秒) ハ 3から16度90メートルのところ (北緯33度16分46秒,東経129度29分40秒) ニ 3から16度130メートルのところ (北緯33度16分48秒,東経129度29分41秒) ホ 1から18度120メートルのところ (北緯33度16分45秒,東経129度29分52秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	
北区計第 1098号	長崎県 平戸市 木ヶ津町 わらすぐり 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町わらすぐりかみの鼻標識 (北緯33度16分37秒,東経129度29分53秒) 2 同市同町白戸内海岸標識(白戸内海岸護岸 東端から南東方海岸沿いに98メートルのとこ ろ) (北緯33度16分23秒,東経129度30分4秒)	イ 1から54度90メートルのところ (北緯33度16分38秒,東経129度29分56秒) ロ 1から54度250メートルのところ (北緯33度16分41秒,東経129度30分1秒) ハ 2から54度320メートルのところ (北緯33度16分29秒,東経129度30分14秒) ニ 2から54度160メートルのところ (北緯33度16分26秒,東経129度30分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1099号	長崎県 平戸市 野子町 諸崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市野子町野子崎鼻飛瀬頂上 (北緯33度11分24秒,東経129度22分26秒)	イ 1から146度140メートルのところ (北緯33度11分20秒,東経129度22分29秒) ロ 1から152度190メートルのところ (北緯33度11分18秒,東経129度22分29秒) ハ 1から185度200メートルのところ (北緯33度11分17秒,東経129度22分25秒) ニ 1から192度160メートルのところ (北緯33度11分19秒,東経129度22分24秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町		継続	
北区計第 1100号	長崎県 平戸市 志々伎町 字網場 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市志々伎町字網場護岸標識A(護岸第 2階段から東方護岸沿い)に57メートルのところ) (北緯33度11分57秒,東経129度24分4秒) 2 同市同町字網場護岸標識B(護岸第4階段 から東方護岸沿い)に54メートルのところ) (北緯33度11分56秒,東経129度23分54秒)	イ 1から180度30分200メートルのところ (北緯33度11分51秒,東経129度24分4秒) ロ 1から180度30分320メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度24分4秒) ハ 2から162度260メートルのところ (北緯33度11分48秒,東経129度23分57秒) ニ 2から162度140メートルのところ (北緯33度11分52秒,東経129度23分55秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2054号	長崎県 平戸市 宝亀町 小松 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市宝亀町崎田護岸西側標識 (北緯33度18分12秒,東経129度30分51秒) 2 同市同町崎田護岸中央標識 (北緯33度18分15秒,東経129度31分1秒)	イ 1から153度320メートルのところ (北緯33度18分2秒,東経129度30分56秒) ロ 1から153度500メートルのところ (北緯33度17分57秒,東経129度30分60秒) ハ 2から153度500メートルのところ (北緯33度18分0秒,東経129度31分10秒) ニ 2から153度320メートルのところ (北緯33度18分6秒,東経129度31分7秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2055号	長崎県 平戸市 宝亀町 前島 地先	次の3、ニ、イ、ロ、ハ、2の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 平戸市宝亀町前島北端 (北緯33度18分2秒,東経129度30分28秒) 2 同市同町前島南西端 (北緯33度17分53秒,東経129度30分26秒) 3 同市同町前島西端 (北緯33度17分57秒,東経129度30分25秒)	イ 1から270度80メートルのところ (北緯33度18分2秒,東経129度30分25秒) ロ 1から270度140メートルのところ (北緯33度18分2秒,東経129度30分23秒) ハ 2から309度190メートルのところ (北緯33度17分57秒,東経129度30分21秒) ニ 3から266度40メートルのところ (北緯33度17分57秒,東経129度30分24秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2056号	長崎県 平戸市 木場町 黒島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木場町黒島西端 (北緯33度17分27秒,東経129度30分49秒) 2 同市同町黒島北岸中央標識 (北緯33度17分30秒,東経129度30分58秒)	イ 1から343度140メートルのところ (北緯33度17分31秒,東経129度30分48秒) ロ 1から343度330メートルのところ (北緯33度17分37秒,東経129度30分46秒) ハ 2から343度290メートルのところ (北緯33度17分39秒,東経129度30分54秒) ニ 2から343度100メートルのところ (北緯33度17分34秒,東経129度30分56秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2057号	長崎県 平戸市 木ヶ津町 沖ノ島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町沖ノ島若宮神社鳥居標識 (北緯33度16分55秒,東経129度29分32秒) 2 同市同町北ピラ石垣標識B (北緯33度17分8秒,東経129度29分13秒) 3 同市同町身投岩 (北緯33度17分12秒,東経129度29分18秒) 4 同市同町沖ノ島北西端 (北緯33度16分58秒,東経129度29分31秒)	イ 1から247度115メートルのところ (北緯33度16分54秒,東経129度29分27秒) ロ 2から142度250メートルのところ (北緯33度17分2秒,東経129度29分19秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から260メートルのとこ ろ (北緯33度17分4秒,東経129度29分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2058号	長崎県 平戸市 木ヶ津町 松崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 平戸市木ヶ津町松崎海岸護岸標識A (北緯33度16分44秒,東経129度29分30秒) 2 同市同町松崎海岸護岸標識B (北緯33度16分44秒,東経129度29分32秒) 3 同市同町松崎海岸護岸標識C (北緯33度16分45秒,東経129度29分33秒)	イ 1から346度50メートルのところ (北緯33度16分45秒,東経129度29分30秒) ロ 1から346度110メートルのところ (北緯33度16分47秒,東経129度29分29秒) ハ 3から346度90メートルのところ (北緯33度16分48秒,東経129度29分32秒) ニ 3から346度60メートルのところ (北緯33度16分46秒,東経129度29分33秒) ホ 2から346度75メートルのところ (北緯33度16分46秒,東経129度29分31秒) ヘ 2から346度45メートルのところ (北緯33度16分45秒,東経129度29分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2300号	長崎県 平戸市 志々伎町 字網場 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市志々伎町字網場護岸標識A(護岸第 2階段から東方護岸沿いに57メートルのところ) (北緯33度11分57秒,東経129度24分4秒) 2 同市同町字網場護岸標識B(護岸第4階段 から東方護岸沿いに54メートルのところ) (北緯33度11分56秒,東経129度23分54秒)	イ 1から180度30分200メートルのところ (北緯33度11分51秒,東経129度24分4秒) ロ 1から180度30分320メートルのところ (北緯33度11分47秒,東経129度24分4秒) ハ 2から162度260メートルのところ (北緯33度11分48秒,東経129度23分57秒) ニ 2から162度140メートルのところ (北緯33度11分52秒,東経129度23分55秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4008号	長崎県 平戸市 宝亀町 小松 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市宝亀町崎田護岸中央標識 (北緯33度18分15秒,東経129度31分1秒) 2 同市同町崎田護岸東側標識 (北緯33度18分15秒,東経129度31分4秒)	イ 1から153度320メートルのところ (北緯33度18分6秒,東経129度31分7秒) ロ 1から153度500メートルのところ (北緯33度18分0秒,東経129度31分10秒) ハ 2から153度500メートルのところ (北緯33度18分1秒,東経129度31分13秒) ニ 2から153度320メートルのところ (北緯33度18分6秒,東経129度31分9秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3079号	長崎県 平戸市 木場町 黒島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木場町黒島南海岸東標識 (北緯33度17分26秒,東経129度31分2秒) 2 同市同町黒島南海岸西標識 (北緯33度17分25秒,東経129度30分56秒)	イ 1から156度110メートルのところ (北緯33度17分23秒,東経129度31分4秒) ロ 1から156度250メートルのところ (北緯33度17分19秒,東経129度31分6秒) ハ 2から156度275メートルのところ (北緯33度17分17秒,東経129度30分60秒) ニ 2から156度135メートルのところ (北緯33度17分21秒,東経129度30分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3515号	長崎県 平戸市 宝亀町 平小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市宝亀町平小島海岸標識A (北緯33度17分51秒,東経129度30分46秒) 2 同市同町平小島海岸標識B (北緯33度17分51秒,東経129度30分51秒)	イ 1から354度50メートルのところ (北緯33度17分53秒,東経129度30分45秒) ロ 1から354度160メートルのところ (北緯33度17分57秒,東経129度30分45秒) ハ 2から354度190メートルのところ (北緯33度17分58秒,東経129度30分50秒) ニ 2から354度80メートルのところ (北緯33度17分54秒,東経129度30分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3516号	長崎県 平戸市 木場町 神島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木場町神島海岸石垣標識A (北緯33度17分39秒,東経129度30分20秒) 2 同市同町神島海岸石垣標識B (北緯33度17分35秒,東経129度30分22秒)	イ 1から61度40メートルのところ (北緯33度17分39秒,東経129度30分22秒) ロ 1から61度170メートルのところ (北緯33度17分42秒,東経129度30分26秒) ハ 2から61度190メートルのところ (北緯33度17分38秒,東経129度30分28秒) ニ 2から61度60メートルのところ (北緯33度17分36秒,東経129度30分24秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	—		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3518号	長崎県 平戸市 宝亀町 平子島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市宝亀町平子島海岸標識B (北緯33度17分51秒,東経129度30分51秒) 2 同市同町平子島海岸標識C (北緯33度17分49秒,東経129度30分51秒)	イ 1から66度50メートルのところ (北緯33度17分52秒,東経129度30分52秒) ロ 1から66度180メートルのところ (北緯33度17分54秒,東経129度30分57秒) ハ 2から70度210メートルのところ (北緯33度17分51秒,東経129度30分59秒) ニ 2から80度80メートルのところ (北緯33度17分49秒,東経129度30分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	新規	
北区計第 3519号	長崎県 平戸市 木ヶ津町 身投岩 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町身投岩 (北緯33度17分12秒,東経129度29分18秒) 2 同市同町北ビラ護岸標識 (北緯33度17分6秒,東経129度29分10秒)	イ 1から180度80メートルのところ (北緯33度17分10秒,東経129度29分18秒) ロ 1から153度200メートルのところ (北緯33度17分7秒,東経129度29分22秒) ハ 2から120度200メートルのところ (北緯33度17分3秒,東経129度29分17秒) ニ 2から90度80メートルのところ (北緯33度17分6秒,東経129度29分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1101号	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市古江町大瀬オランダ瀬東端 (北緯33度22分48秒,東経129度31分10秒)	イ 1から166度45メートルのところ (北緯33度22分47秒,東経129度31分11秒) ロ 1から166度85メートルのところ (北緯33度22分45秒,東経129度31分11秒) ハ 1から218度112メートルのところ (北緯33度22分45秒,東経129度31分8秒) ニ 1から238度90メートルのところ (北緯33度22分46秒,東経129度31分8秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1102号	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、 への各点を順次結んでイ に至る各直線によって囲ま れた区域	1 平戸市古江町魚見崎北標識 (北緯33度22分9秒,東経129度31分5秒) 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 (北緯33度22分23秒,東経129度31分5秒) 3 同市同町大瀬護岸北角標識 (北緯33度22分27秒,東経129度31分6秒) 4 同市同町大瀬海岸標識A (北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒)	イ 1から90度130メートルのところ (北緯33度22分9秒,東経129度31分10秒) ロ 2から90度140メートルのところ (北緯33度22分23秒,東経129度31分10秒) ハ 2から90度60メートルのところ (北緯33度22分23秒,東経129度31分7秒) ニ 4から183度20メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒) ホ 4から135度250メートルのところ (北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒) ヘ 1から90度290メートルのところ (北緯33度22分9秒,東経129度31分17秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. ホ、への各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1309号	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線並びに1から2、 3から4に至る各最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 平戸市古江町大瀬中の鼻南東端標識 (北緯33度22分43秒,東経129度31分13秒) 2 同市同町大瀬中の鼻標識B(1から西方海 岸沿いに85メートルのところ) (北緯33度22分41秒,東経129度31分10秒) 3 同市同町大瀬鵜のくそ鼻標識B (北緯33度22分38秒,東経129度31分12秒) 4 同市同町大瀬鵜のくそ鼻北端標識 (北緯33度22分39秒,東経129度31分15秒)	イ 1から68度70メートルのところ (北緯33度22分44秒,東経129度31分15秒) ロ 4から68度70メートルのところ (北緯33度22分40秒,東経129度31分18秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んではならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1310号	長崎県 平戸市 古江町 灰ヶ浦鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市古江町大瀬海岸標識A (北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒) 2 同市同町大瀬海岸標識B (北緯33度22分30秒,東経129度31分17秒)	イ 1から183度20メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒) ロ 2から141度30分20メートルのところ (北緯33度22分29秒,東経129度31分18秒) ハ 2から141度30分100メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分20秒) ニ 1から135度250メートルのところ (北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、690 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1800号	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、 への各点を順次結んでイ に至る各直線によって囲ま れた区域	1 平戸市古江町魚見崎北標識 (北緯33度22分9秒,東経129度31分5秒) 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 (北緯33度22分23秒,東経129度31分5秒) 3 同市同町大瀬護岸北角標識 (北緯33度22分27秒,東経129度31分6秒) 4 同市同町大瀬海岸標識A (北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒)	イ 1から90度130メートルのところ (北緯33度22分9秒,東経129度31分10秒) ロ 2から90度140メートルのところ (北緯33度22分23秒,東経129度31分10秒) ハ 2から90度60メートルのところ (北緯33度22分23秒,東経129度31分7秒) ニ 4から183度20メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒) ホ 4から135度250メートルのところ (北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒) ヘ 1から90度290メートルのところ (北緯33度22分9秒,東経129度31分17秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該 区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含 め、天然種苗を活け込んではならない。ただし、当該 漁業を営む者が行使する免許番号の異なる別の区画 漁業権漁場から移送する天然種苗について、経営に 支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によっ て人工種苗と明確に区別ができると判断され、知事が 認めた場合はこの限りではない。なお、天然種苗の養 殖の用に供する生簀については直径20メートルの円 形生簀19台の規模を超えてはならない。 3. ホ、への各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2800号	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線並びに1から2、 3から4に至る各最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 平戸市古江町大瀬中の鼻南東端標識 (北緯33度22分43秒,東経129度31分13秒) 2 同市同町大瀬中の鼻標識B(1から西方海 岸沿いに85メートルのところ) (北緯33度22分41秒,東経129度31分10秒) 3 同市同町大瀬鵜のくそ鼻標識B (北緯33度22分38秒,東経129度31分12秒) 4 同市同町大瀬鵜のくそ鼻北端標識 (北緯33度22分39秒,東経129度31分15秒)	イ 1から68度70メートルのところ (北緯33度22分44秒,東経129度31分15秒) ロ 4から68度70メートルのところ (北緯33度22分40秒,東経129度31分18秒)	第1種 介類小割式養殖養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2801号	長崎県 平戸市 古江町 灰ヶ浦鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市古江町大瀬海岸標識A (北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒) 2 同市同町大瀬海岸標識B (北緯33度22分30秒,東経129度31分17秒)	イ 1から183度20メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒) ロ 2から141度30分20メートルのところ (北緯33度22分29秒,東経129度31分18秒) ハ 2から141度30分100メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分20秒) ニ 1から135度250メートルのところ (北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒)	第1種 介類小割式養殖養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2802号	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、 への各点を順次結んでイ に至る各直線によって囲ま れた区域	1 平戸市古江町魚見崎北標識 (北緯33度22分9秒,東経129度31分5秒) 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 (北緯33度22分23秒,東経129度31分5秒) 3 同市同町大瀬護岸北角標識 (北緯33度22分27秒,東経129度31分6秒) 4 同市同町大瀬海岸標識A (北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒)	イ 1から90度130メートルのところ (北緯33度22分9秒,東経129度31分10秒) ロ 2から90度140メートルのところ (北緯33度22分23秒,東経129度31分10秒) ハ 2から90度60メートルのところ (北緯33度22分23秒,東経129度31分7秒) ニ 4から183度20メートルのところ (北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒)	第1種 介類小割式養殖養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. ホ、への各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3080号	長崎県 平戸市 水垂町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市水垂町水垂海岸堤防南端標識 (北緯33度19分40秒,東経129度30分55秒) 2 同市同町水垂波止北側付根 (北緯33度19分24秒,東経129度31分2秒) 3 同市同町水垂海岸標識A(2から南方護岸 沿いに45メートルのところ) (北緯33度19分23秒,東経129度31分4秒) 4 同市同町水垂海岸標識B (北緯33度19分12秒,東経129度31分22秒) 5 同市同町水垂海岸標識C (北緯33度19分3秒,東経129度31分25秒)	イ 1から63度40メートルのところ (北緯33度19分40秒,東経129度30分56秒) ロ 1から63度140メートルのところ (北緯33度19分42秒,東経129度30分60秒) ハ 2から45度150メートルのところ (北緯33度19分28秒,東経129度31分6秒) ニ 4から45度190メートルのところ (北緯33度19分16秒,東経129度31分27秒) ホ 5から54度290メートルのところ (北緯33度19分8秒,東経129度31分34秒) ヘ 5から50度170メートルのところ (北緯33度19分6秒,東経129度31分30秒) ト 4から45度70メートルのところ (北緯33度19分14秒,東経129度31分24秒) チ 3から35度50メートルのところ (北緯33度19分25秒,東経129度31分5秒) リ 3から35度30メートルのところ (北緯33度19分24秒,東経129度31分5秒) ヌ 2から35度30メートルのところ (北緯33度19分25秒,東経129度31分3秒) ル 2から35度70メートルのところ (北緯33度19分26秒,東経129度31分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3081号	長崎県 平戸市 水垂町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市水垂町水垂海岸標識E (北緯33度18分55秒,東経129度31分29秒) 2 同市同町水垂海岸標識D (北緯33度18分60秒,東経129度31分26秒)	イ 1から58度200メートルのところ (北緯33度18分58秒,東経129度31分35秒) ロ 1から58度320メートルのところ (北緯33度19分0秒,東経129度31分39秒) ハ 2から56度207メートルのところ (北緯33度19分4秒,東経129度31分33秒) ニ 2から56度162メートルのところ (北緯33度19分3秒,東経129度31分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3082号	長崎県 平戸市 水垂町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 平戸市水垂町水垂海岸標識E (北緯33度18分55秒,東経129度31分29秒) 2 同市同町水垂海岸標識F (北緯33度18分49秒,東経129度31分41秒) 3 同市同町水垂海岸標識G (北緯33度18分48秒,東経129度31分46秒)	イ 1から58度200メートルのところ (北緯33度18分58秒,東経129度31分35秒) ロ 1から58度320メートルのところ (北緯33度19分0秒,東経129度31分39秒) ハ 2から28度246メートルのところ (北緯33度18分56秒,東経129度31分45秒) ニ 2から49度295メートルのところ (北緯33度18分55秒,東経129度31分49秒) ホ 3から30度232メートルのところ (北緯33度18分54秒,東経129度31分51秒) ヘ 3から19度132メートルのところ (北緯33度18分52秒,東経129度31分48秒) ト 2から49度190メートルのところ (北緯33度18分53秒,東経129度31分46秒) チ 2から9度154メートルのところ (北緯33度18分54秒,東経129度31分42秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4009号	長崎県 平戸市 水垂町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市水垂町水垂海岸堤防北側標識 (北緯33度19分45秒,東経129度30分53秒) 2 同市同町水垂海岸堤防南端標識 (北緯33度19分40秒,東経129度30分55秒)	イ 1から63度40メートルのところ (北緯33度19分45秒,東経129度30分55秒) ロ 1から63度140メートルのところ (北緯33度19分47秒,東経129度30分58秒) ハ 2から63度140メートルのところ (北緯33度19分42秒,東経129度30分60秒) ニ 2から63度40メートルのところ (北緯33度19分40秒,東経129度30分56秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3520号	長崎県 平戸市 大山町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市大山町古泊標識1 (北緯33度20分7秒,東経129度32分31秒) 2 同市同町古泊標識2 (北緯33度20分1秒,東経129度32分36秒)	イ 1から89度30分103メートルのところ (北緯33度20分7秒,東経129度32分35秒) ロ 1から79度30分220メートルのところ (北緯33度20分8秒,東経129度32分39秒) ハ 2から57度30分222メートルのところ (北緯33度20分5秒,東経129度32分43秒) ニ 2から59度30分81メートルのところ (北緯33度20分2秒,東経129度32分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和7年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	ニ	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	
北区計第 3521号	長崎県 平戸市 川内町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 平戸市川内町番屋崎標識1 (北緯33度19分40秒,東経129度31分25秒) 2 同市同町番屋崎標識2 (北緯33度19分37秒,東経129度31分21秒)	イ 1から129度30分195メートルのところ (北緯33度19分36秒,東経129度31分31秒) ロ 1から125度30分365メートルのところ (北緯33度19分33秒,東経129度31分37秒) ハ 2から125度30分411メートルのところ (北緯33度19分29秒,東経129度31分33秒) ニ 2から129度30分241メートルのところ (北緯33度19分32秒,東経129度31分28秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和7年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	ニ	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2059号	長崎県 平戸市 生月町 壱部浦 生月漁港 地先	次の1、2、ロ、イの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 平戸市生月町壱部浦生月漁港島防波堤標 識B(防波堤北端屈折部から南方防波堤沿い に313メートルのところ) (北緯33度23分7秒,東経129度26分3秒) 2 同市同町壱部浦生月漁港島防波堤標識C (1から南方防波堤沿いに50メートルのところ) (北緯33度23分5秒,東経129度26分2秒)	イ 1から291度30メートルのところ (北緯33度23分7秒,東経129度26分2秒) ロ 2から291度30メートルのところ (北緯33度23分6秒,東経129度26分1秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市 生月町 御崎 壱部 里免 壱部浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1103号	長崎県 平戸市 生月町 壱部浦 生月漁港 地先	次の1、2、ロ、イの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 平戸市生月町壱部浦生月漁港島防波堤標 識A(防波堤北端屈折部から南方防波堤沿い に13メートルのところ) (北緯33度23分16秒,東経129度26分7秒) 2 同市同町壱部浦生月漁港島防波堤標識B (1から南方防波堤沿いに300メートルのところ) (北緯33度23分7秒,東経129度26分3秒)	イ 1から291度60メートルのところ (北緯33度23分17秒,東経129度26分5秒) ロ 2から291度60メートルのところ (北緯33度23分8秒,東経129度26分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 521号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 柳郷 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町柳郷別当の鼻南東端標 識 (北緯33度13分1秒,東経129度3分30秒) 2 同郡同町同郷城ヶ崎北東端標識 (北緯33度12分42秒,東経129度3分24秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 522号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 浜津後目 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 北松浦郡小値賀町浜津後目濱崎鼻北東端 標識 (北緯33度12分40秒,東経129度2分24秒) 2 同郡同町浜津後目白岩標識 (北緯33度12分23秒,東経129度2分24秒)	イ 1から110度150メートルのところ (北緯33度12分38秒,東経129度2分29秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1104号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 前方郷 横平 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町前方郷横平標識 (北緯33度12分37秒,東経129度5分23秒) 2 同郡同町同郷龍神瀬標識 (北緯33度12分27秒,東経129度5分7秒)	イ 1から174度100メートルのところ (北緯33度12分34秒,東経129度5分24秒) ロ 1から174度600メートルのところ (北緯33度12分18秒,東経129度5分26秒) ハ 2から165度150メートルのところ (北緯33度12分23秒,東経129度5分9秒) ニ 2から70度125メートルのところ (北緯33度12分29秒,東経129度5分12秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1311号	長崎県 北松浦郡 小値賀町 前方郷 横平 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町前方郷横平標識 (北緯33度12分37秒,東経129度5分23秒) 2 同郡同町同郷龍神瀬標識 (北緯33度12分27秒,東経129度5分7秒)	イ 1から174度100メートルのところ (北緯33度12分34秒,東経129度5分24秒) ロ 1から174度600メートルのところ (北緯33度12分18秒,東経129度5分26秒) ハ 2から165度150メートルのところ (北緯33度12分23秒,東経129度5分9秒) ニ 2から70度125メートルのところ (北緯33度12分29秒,東経129度5分12秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	北松浦郡 小値賀町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、10メートル×10メートルの 方形生簀3台、一辺10メートルの正六角形の生簀6台 の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場 合は、生簀の総面積が1,860平方メートルを超えない 範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更すること は差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、355 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得 ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 525号	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 子持瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町瀬戸浦瀬戸新防波堤付根 (北緯33度48分32秒,東経129度45分34秒) 2 同市同町瀬戸浦瀬戸新防波堤突端 (北緯33度48分30秒,東経129度45分34秒) 3 同市同町瀬戸浦立神南端 (北緯33度48分38秒,東経129度45分53秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯33度48分34秒,東経129度45分41秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から300メートルのとこ ろ (北緯33度48分35秒,東経129度45分45秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から300メートルのとこ ろ (北緯33度48分34秒,東経129度45分44秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのとこ ろ (北緯33度48分33秒,東経129度45分41秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1107号	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 芦辺漁港外防 波堤 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町瀬戸浦芦辺漁港外防波堤標 識A(防波堤北端から南方防波堤沿いに50メー トルのところ) (北緯33度48分32秒,東経129度45分54秒) 2 同市同町瀬戸浦芦辺漁港外防波堤標識B (防波堤南端から北方防波堤沿いに50メートル のところ) (北緯33度48分29秒,東経129度45分55秒)	イ 1から250度25メートルのところ (北緯33度48分31秒,東経129度45分53秒) ロ 1から250度105メートルのところ (北緯33度48分30秒,東経129度45分50秒) ハ 2から250度110メートルのところ (北緯33度48分27秒,東経129度45分51秒) ニ 2から250度30メートルのところ (北緯33度48分28秒,東経129度45分54秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2060号	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 字竹ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町瀬戸浦字竹ノ浦護岸南側標 識 (北緯33度49分38秒,東経129度45分55秒) 2 同市同町同浦字竹ノ浦護岸北側標識(1か ら北方護岸沿いに90メートルのところ) (北緯33度49分41秒,東経129度45分55秒)	イ 1から90度10メートルのところ (北緯33度49分38秒,東経129度45分55秒) ロ 1から90度40メートルのところ (北緯33度49分38秒,東経129度45分56秒) ハ 2から90度40メートルのところ (北緯33度49分41秒,東経129度45分57秒) ニ 2から90度10メートルのところ (北緯33度49分41秒,東経129度45分55秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1105号	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 字竹ノ浦 地先	次の1、2、3、4の各点を順 次結んで1に至る各直線に よって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町瀬戸浦字竹ノ浦南消波堤北 端 (北緯33度49分38秒,東経129度46分0秒) 2 同市同町瀬戸浦字竹ノ浦南消波堤南端 (北緯33度49分30秒,東経129度46分3秒) 3 同市同町瀬戸浦字竹ノ浦オンダン東端標識 (北緯33度49分28秒,東経129度45分56秒) 4 同市同町瀬戸浦字竹ノ浦長瀬鼻東端標識 (北緯33度49分37秒,東経129度45分58秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1106号	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 子持瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町瀬戸浦瀬戸新防波堤付根 (北緯33度48分32秒,東経129度45分34秒) 2 同市同町瀬戸浦瀬戸新防波堤突端 (北緯33度48分30秒,東経129度45分34秒) 3 同市同町瀬戸浦立神南端 (北緯33度48分38秒,東経129度45分53秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度48分33秒,東経129度45分35秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から150メートルのとこ ろ (北緯33度48分34秒,東経129度45分39秒) ハ 2から70度150メートルのところ (北緯33度48分31秒,東経129度45分40秒) ニ 2から70度50メートルのところ (北緯33度48分30秒,東経129度45分36秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 528号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒) 2 同市同町同触深江目瀬頂上 (北緯33度46分32秒,東経129度47分1秒)	イ 1から208度150メートルのところ (北緯33度46分34秒,東経129度47分6秒) ロ 2から99度140メートルのところ (北緯33度46分31秒,東経129度47分6秒) ハ 2から99度190メートルのところ (北緯33度46分31秒,東経129度47分8秒) ニ 1から190度140メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度47分8秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 530号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 柏崎 地先	次のイ、ロ、ハ、3の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触箱島南端 (北緯33度47分3秒,東経129度46分33秒) 2 同市同町同触柏崎西防波堤付根標識 (北緯33度47分5秒,東経129度46分47秒) 3 同市同町同触新排水口中央 (北緯33度47分8秒,東経129度46分36秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度47分3秒,東経129度46分35秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのとこ ろ (北緯33度47分4秒,東経129度46分44秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から140メートルのとこ ろ (北緯33度47分6秒,東経129度46分42秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 531号	長崎県 壱岐市 芦辺町 深江鶴亀触 若宮 地先	次のイ、ロ、ハ、3の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町深江平触長手防潮堤北端標 識 (北緯33度46分15秒,東経129度45分51秒) 2 同市同町諸吉南触今里西側防波堤付根標 識 (北緯33度47分3秒,東経129度46分7秒) 3 同市同町深江鶴亀触立石海岸大岩標識 (北緯33度46分19秒,東経129度45分42秒) 4 同市同町諸吉二亦触本小島西側排水門溝 中央標識 (北緯33度46分52秒,東経129度45分46秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度46分16秒,東経129度45分52秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から250メートルのとこ ろ (北緯33度46分22秒,東経129度45分54秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から250メートルのとこ ろ (北緯33度46分27秒,東経129度45分43秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4010号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒)	イ 1から105度172メートルのところ (北緯33度46分34秒,東経129度47分14秒) ロ 1から147度228メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度47分24秒) ハ 1から121度447メートルのところ (北緯33度46分30秒,東経129度47分24秒) ニ 1から114度415メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度47分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4011号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 柏崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触柏崎防波堤旧突端 標識 (北緯33度47分4秒,東経129度46分53秒) 2 同市同町同触八幡小学校南西護岸南西端 標識 (北緯33度47分7秒,東経129度46分57秒) 3 同市同町諸吉本村触はらぼげ地藏付根南 標識 (北緯33度47分2秒,東経129度47分15秒) 4 同市同町同触八幡漁港西側護岸防風フェ ンス南端標識 (北緯33度46分57秒,東経129度47分15秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯33度47分3秒,東経129度46分57秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯33度47分7秒,東経129度47分0秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から310メートルのとこ ろ (北緯33度47分4秒,東経129度47分9秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から330メートルのとこ ろ (北緯33度47分0秒,東経129度47分5秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4012号	長崎県 杵岐市 芦辺町 諸吉南触 前小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市芦辺町諸吉南触今里新田水門中央 標識 (北緯33度47分4秒,東経129度46分4秒) 2 同市同町諸吉ニ亦触永田浜護岸標識 (北緯33度46分44秒,東経129度45分33秒) 3 同市同町と同市石田町との境界 (北緯33度46分2秒,東経129度45分57秒) 4 同市芦辺町諸吉南触青島新杵岐発電所揚 油栈橋11番橋梁 (北緯33度46分36秒,東経129度47分2秒) 5 同市同町同触今里西側防波堤付根標識 (北緯33度47分3秒,東経129度46分7秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から600メートルのところ (北緯33度46分44秒,東経129度46分2秒) ロ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 (北緯33度46分42秒,東経129度46分1秒) ハ 5から151度30分の直線と2と4を結ぶ直線と の交点 (北緯33度46分40秒,東経129度46分22秒) ニ 5から151度30分730メートルのところ (北緯33度46分42秒,東経129度46分21秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2062号	長崎県 杵岐市 芦辺町 諸吉南触 前小島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市芦辺町諸吉南触今里新田水門中央 標識 (北緯33度47分4秒,東経129度46分4秒) 2 同市芦辺町と同市石田町との境界 (北緯33度46分2秒,東経129度45分57秒) 3 同市石田町山崎触伊佐島北西端標識 (北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒) 4 同市芦辺町諸吉南触石垣東防波堤突端 (北緯33度47分2秒,東経129度46分25秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から710メートルのところ (北緯33度46分41秒,東経129度46分1秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から770メートルのとこ ろ (北緯33度46分39秒,東経129度46分1秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から800メートルのとこ ろ (北緯33度46分37秒,東経129度46分20秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から740メートルのとこ ろ (北緯33度46分39秒,東経129度46分21秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3083号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉本村触 青島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触コソネ方塊標識 (北緯33度46分51秒,東経129度47分18秒) 2 同市同町同触箱島居東端 (北緯33度47分3秒,東経129度46分33秒) 3 同市同町同触赤島平瀬頂上 (北緯33度46分39秒,東経129度46分56秒) 4 同市同町諸吉本村触高砂南端 (北緯33度47分5秒,東経129度47分15秒) 5 同市同町諸吉南触青島東海岸標識 (北緯33度46分50秒,東経129度46分49秒)	イ 1と2を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点 (北緯33度46分54秒,東経129度47分7秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から650メートルのとこ ろ (北緯33度46分58秒,東経129度46分54秒) ハ 5から110度30分71メートルのところ (北緯33度46分49秒,東経129度46分52秒) ニ 5から110度30分330メートルのところ (北緯33度46分48秒,東経129度47分2秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2502号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒)	イ 1から190度120メートルのところ (北緯33度46分34秒,東経129度47分8秒) ロ 1から186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度47分8秒) ハ 1から147度228メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度47分14秒) ニ 1から138度190メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度47分14秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2503号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒)	イ 1から186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度47分8秒) ロ 1から185度220メートルのところ (北緯33度46分31秒,東経129度47分8秒) ハ 1から126度476メートルのところ (北緯33度46分29秒,東経129度47分24秒) ニ 1から121度447メートルのところ (北緯33度46分30秒,東経129度47分24秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	
北区計第 2505号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 青島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各 点を順次結んで1に至る各 直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触青島南端 (北緯33度46分41秒,東経129度46分39秒) 2 同市同町同触赤島平瀬頂上 (北緯33度46分39秒,東経129度46分56秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度46分41秒,東経129度46分41秒) ロ 1から160度190メートルのところ (北緯33度46分35秒,東経129度46分41秒) ハ 1から246度275メートルのところ (北緯33度46分37秒,東経129度46分29秒) ニ 2と1を結ぶ直線の延長線上1から250メー トルのところ (北緯33度46分42秒,東経129度46分29秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2506号	長崎県 杵岐市 芦辺町 諸吉南触 青島 地先	次の1、2、イ、ロ、3を結ぶ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 杵岐市芦辺町諸吉南触青島大橋青島側付 根西端 (北緯33度46分54秒,東経129度46分34秒) 2 同市同町同触青島大橋三本目橋梁西端 (北緯33度46分57秒,東経129度46分33秒) 3 同市同町同触青島南端 (北緯33度46分41秒,東経129度46分39秒) 4 同市同町同触赤島平瀬頂上 (北緯33度46分39秒,東経129度46分56秒)	イ 2から261度30分150メートルのところ (北緯33度46分56秒,東経129度46分27秒) ロ 4と3を結ぶ直線の延長上3から250メートル のところ (北緯33度46分42秒,東経129度46分29秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2507号	長崎県 杵岐市 芦辺町 諸吉南触 柏崎 地先	次の1、2を結ぶ直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 杵岐市芦辺町諸吉南触柏崎港岸壁西端 (北緯33度47分5秒,東経129度46分46秒) 2 同市同町同触北側排水口標識 (北緯33度47分8秒,東経129度46分36秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 532号	長崎県 杵岐市 石田町 筒城 地先	次の1、2の各点を結んだ 直線及び1から2に至る最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 杵岐市石田町筒城東触七湊南防波堤標識 (防波堤基部から西方防波堤沿いに45メートル のところ) (北緯33度45分20秒,東経129度47分32秒) 2 同市同町同触七湊漁港下海防波堤標識 (北緯33度45分1秒,東経129度47分19秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 533号	長崎県 杵岐市 石田町 石田 地先	次の1、2の各点を結んだ 直線及び1から2に至る最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 杵岐市石田町乙島灯台南西突端標識 (北緯33度44分26秒,東経129度47分16秒) 2 同市同町南触錦浜百崎突端標識 (北緯33度44分26秒,東経129度46分48秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 534号	長崎県 杵岐市 石田町 南触 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町南触志々伎神社鳥居中央標 識 (北緯33度44分24秒,東経129度45分57秒) 2 同市同町同触赤滝西突端標識 (北緯33度44分24秒,東経129度46分14秒)	イ 1から173度30分95メートルのところ (北緯33度44分21秒,東経129度45分57秒) ロ 1から173度30分295メートルのところ (北緯33度44分14秒,東経129度45分58秒) ハ 2から173度30分220メートルのところ (北緯33度44分16秒,東経129度46分15秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 535号	長崎県 杵岐市 石田町 久喜田尻 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 杵岐市郷ノ浦町平人触田尻浜南鼻標識 (北緯33度43分53秒,東経129度44分2秒) 2 同市石田町久喜触田尻浜北鼻標識 (北緯33度44分7秒,東経129度43分59秒) 3 同市同町久喜触久喜漁港南防波堤標識(防 波堤付根から東方防波堤沿いに128メートルの ところ) (北緯33度44分17秒,東経129度44分4秒) 4 同市同町妻ヶ島南端 (北緯33度43分47秒,東経129度45分28秒)	イ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 (北緯33度44分6秒,東経129度44分3秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1108号	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 山崎漁港 地先	次の1、2、3、4を結んだ各直線及び1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町山崎触山崎漁港西防波堤突端 (北緯33度46分26秒,東経129度46分29秒) 2 同市同町同触山崎漁港沖防波堤西端 (北緯33度46分27秒,東経129度46分28秒) 3 同市同町同触山崎漁港沖防波堤東端 (北緯33度46分26秒,東経129度46分34秒) 4 同市同町同触乙宮神社東側防波堤付根標識 (北緯33度46分23秒,東経129度46分32秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1109号	長崎県 杵岐市 石田町 池田仲触 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町池田仲触長瀬西標識1号(平瀬久喜東防波堤付根から東方海岸沿いに270メートルのところ) (北緯33度44分19秒,東経129度44分29秒) 2 同市同町同触長瀬東標識(1から東方海岸沿いに430メートルのところ) (北緯33度44分22秒,東経129度44分46秒)	イ 1から180度150メートルのところ (北緯33度44分14秒,東経129度44分29秒) ロ 1から180度450メートルのところ (北緯33度44分4秒,東経129度44分29秒) ハ 2から180度450メートルのところ (北緯33度44分7秒,東経129度44分46秒) ニ 2から180度150メートルのところ (北緯33度44分17秒,東経129度44分46秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2063号	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町山崎触山崎漁港北防波堤先端標識 (北緯33度46分27秒,東経129度46分37秒)	イ 1から317度140メートルのところ (北緯33度46分30秒,東経129度46分33秒) ロ 1から323度115メートルのところ (北緯33度46分30秒,東経129度46分34秒) ハ 1から303度90メートルのところ (北緯33度46分28秒,東経129度46分34秒) ニ 1から293度30分115メートルのところ (北緯33度46分28秒,東経129度46分33秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 石田町		継続	
北区計第 3084号	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 伊佐島西 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町山崎触伊佐島北西端標識 (北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒)	イ 1から290度15分125メートルのところ (北緯33度46分29秒,東経129度46分14秒) ロ 1から277度115メートルのところ (北緯33度46分28秒,東経129度46分14秒) ハ 1から278度400メートルのところ (北緯33度46分29秒,東経129度46分3秒) ニ 1から280度404メートルのところ (北緯33度46分30秒,東経129度46分3秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3085号	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 伊佐島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町山崎触乙宮神社裏標識 (北緯33度46分24秒,東経129度46分28秒) 2 同市同町同触伊佐島北西端 (北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒)	イ 1から3度30分250メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度46分28秒) ロ 1から3度30分130メートルのところ (北緯33度46分28秒,東経129度46分28秒) ハ 2から287度30分90メートルのところ (北緯33度46分28秒,東経129度46分15秒) ニ 2から330度30分160メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度46分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4013号	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 伊佐島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市石田町山崎触伊佐島北西端標識 (北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒)	イ 1から328度45分210メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度46分14秒) ロ 1から296度30分130メートルのところ (北緯33度46分29秒,東経129度46分14秒) ハ 1から283度15分385メートルのところ (北緯33度46分30秒,東経129度46分4秒) ニ 1から301度10分410メートルのところ (北緯33度46分34秒,東経129度46分5秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 536号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 原島 鉾崎 地先	次の2、イ、ロ、3の各点を 順次結んで2に至る各直線 によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町原島外防波堤角標識 (北緯33度43分46秒,東経129度38分58秒) 2 同市同町原島鉾崎護岸標識A(原島外防波 堤付根角から南西方護岸沿いに25メートルの ところ) (北緯33度43分43秒,東経129度38分55秒) 3 同市同町原島鉾崎護岸標識B(2から南西 方護岸沿いに15メートルのところ) (北緯33度43分43秒,東経129度38分55秒)	イ 1から294度21メートルのところ (北緯33度43分46秒,東経129度38分58秒) ロ 1から294度34メートルのところ (北緯33度43分47秒,東経129度38分57秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 537号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 大島 サンゴ崎 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線、4と5を結ん だ直線及び1から5、3から4 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町大島サンゴ崎南端 (北緯33度43分55秒,東経129度37分53秒) 2 同市同町大島サンゴ大橋二本目橋梁南端 (北緯33度43分53秒,東経129度37分54秒) 3 同市同町大島前児島南端 (北緯33度43分59秒,東経129度38分29秒) 4 同市同町大島前児島北端 (北緯33度44分6秒,東経129度38分27秒) 5 同市同町大島鎌崎南端(大島外防波堤付 根) (北緯33度44分8秒,東経129度38分24秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 大島 長島		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 538号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 蛇島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 (北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒) 2 同市同町同触牛島東端 (北緯33度49分20秒,東経129度39分39秒)	イ 1から84度580メートルのところ (北緯33度48分57秒,東経129度40分0秒) ロ 1から80度730メートルのところ (北緯33度48分59秒,東経129度40分6秒) ハ 2から90度390メートルのところ (北緯33度49分20秒,東経129度39分54秒) ニ 2から90度210メートルのところ (北緯33度49分20秒,東経129度39分47秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1110号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 渡良浦神田 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 杵岐市郷ノ浦町渡良浦神田鼻南端標識 (北緯33度44分43秒,東経129度39分34秒) 2 同市同町渡良浦神田鼻東岸標識 (北緯33度44分48秒,東経129度39分34秒) 3 同市同町渡良浦寺崎西岸標識 (北緯33度44分49秒,東経129度39分39秒) 4 同市同町渡良浦寺崎南東端標識 (北緯33度44分48秒,東経129度39分44秒)	イ 1から97度30分280メートルのところ (北緯33度44分42秒,東経129度39分44秒) ロ 4から102度20メートルのところ (北緯33度44分48秒,東経129度39分45秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1111号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 渡良浦 烏帽子崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町渡良浦烏帽子崎南東端標識 (北緯33度44分17秒,東経129度39分27秒) 2 同市同町郷ノ浦港九州郵船フェリー旧発着場南端 (北緯33度44分32秒,東経129度41分11秒) 3 同市同町渡良浦七日灘標識 (北緯33度44分42秒,東経129度39分26秒) 4 同市同町渡良浦烏帽子崎南標識 (北緯33度44分36秒,東経129度39分28秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのところ (北緯33度44分18秒,東経129度39分37秒) ロ 3から98度30分550メートルのところ (北緯33度44分39秒,東経129度39分47秒) ハ 3から98度30分80メートルのところ (北緯33度44分41秒,東経129度39分29秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	1. イ、ロ、ハの各点及びイとロの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1112号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 大島 サンゴ崎 地先	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町大島サンゴ崎南端 (北緯33度43分55秒,東経129度37分53秒) 2 同市同町大島サンゴ大橋二本目橋梁南端 (北緯33度43分53秒,東経129度37分54秒) 3 同市同町大島前児島南端 (北緯33度43分59秒,東経129度38分29秒) 4 同市同町大島前児島北端 (北緯33度44分6秒,東経129度38分27秒) 5 同市同町大島鎌崎南端(大島外防波堤付根) (北緯33度44分8秒,東経129度38分24秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 大島 長島		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1113号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 唐船 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触唐船突端標識 (北緯33度48分50秒,東経129度39分32秒) 2 同市同町同触唐船湾係船場北西角 (北緯33度48分47秒,東経129度39分29秒) 3 同市同町同触唐船湾長瀬突端標識 (北緯33度48分46秒,東経129度39分35秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度48分48秒,東経129度39分33秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町(志原南 触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1114号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 唐船 地先	次の2、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触唐船突端標識 (北緯33度48分50秒,東経129度39分32秒) 2 同市同町同触唐船湾係船場北東角 (北緯33度48分47秒,東経129度39分29秒) 3 同市同町同触唐船湾長瀬突端標識 (北緯33度48分46秒,東経129度39分35秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度48分48秒,東経129度39分33秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1115号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 阿瀬ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 (北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒) 2 同市同町同触阿瀬ノ島東北鼻標識 (北緯33度48分60秒,東経129度39分35秒)	イ 1から116度60メートルのところ (北緯33度48分54秒,東経129度39分40秒) ロ 1から116度200メートルのところ (北緯33度48分52秒,東経129度39分45秒) ハ 2から90度280メートルのところ (北緯33度48分60秒,東経129度39分46秒) ニ 2から90度140メートルのところ (北緯33度48分60秒,東経129度39分40秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1116号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 阿瀬ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 (北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒) 2 同市同町同触阿瀬ノ島東北鼻標識 (北緯33度48分60秒,東経129度39分35秒)	イ 1から116度200メートルのところ (北緯33度48分52秒,東経129度39分45秒) ロ 1から86度500メートルのところ (北緯33度48分56秒,東経129度39分57秒) ハ 2から90度510メートルのところ (北緯33度48分60秒,東経129度39分55秒) ニ 2から90度280メートルのところ (北緯33度48分60秒,東経129度39分46秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 1312号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 渡良浦 烏帽子崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町渡良浦烏帽子崎南東端標 識 （北緯33度44分17秒,東経129度39分27秒） 2 同市同町郷ノ浦港九州郵船フェリー旧発着 場南端 （北緯33度44分32秒,東経129度41分11秒） 3 同市同町渡良浦七日灘標識 （北緯33度44分42秒,東経129度39分26秒） 4 同市同町渡良浦烏帽子崎南標識 （北緯33度44分36秒,東経129度39分28秒）	イ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのところ （北緯33度44分18秒,東経129度39分37秒） ロ 3から98度30分550メートルのところ （北緯33度44分39秒,東経129度39分47秒） ハ 3から98度30分80メートルのところ （北緯33度44分41秒,東経129度39分29秒）	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 （志原南触を除く）	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、25メートル×35メートルの 方形生簀3台、25メートル×55メートルの方形生簀3 台、50メートル×50メートルの方形生簀6台の規模を 超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生 簀の総面積が21,750平方メートルを超えない範囲内 で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し 支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込み尾数は、 8,742尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロ、ハの各点及びイとロの中間点に夜間標識 灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2064号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 初瀬漁港 地先	次のイ、ロ、ハ、二を順次 結んでイに至る各直線に よって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町初瀬漁港西側外防波堤標 識A（初瀬漁港西側外防波堤付根から東方防 波堤沿いに10メートルのところ） （北緯33度42分22秒,東経129度43分2秒） 2 同市同町初瀬漁港西側外防波堤標識B（初 瀬漁港西側外防波堤付根から東方防波堤沿 いに74メートルのところ） （北緯33度42分23秒,東経129度43分5秒）	イ 1から337度25メートルのところ （北緯33度42分22秒,東経129度43分2秒） ロ 1から337度75メートルのところ （北緯33度42分24秒,東経129度43分1秒） ハ 2から337度77メートルのところ （北緯33度42分25秒,東経129度43分4秒） 二 2から337度27メートルのところ （北緯33度42分23秒,東経129度43分5秒）	第1種 介類垂下式養殖業（あこや貝 を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 （志原南触を除く）		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2065号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニを順次 結んでイに至る各直線に よって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦港赤灯台冲防波堤標 識A(防波堤角から45メートルのところ) (北緯33度44分21秒,東経129度40分41秒) 2 同市同町郷ノ浦港赤灯台冲防波堤標識B (防波堤南東端から45メートルのところ) (北緯33度44分18秒,東経129度40分42秒)	イ 1から88度8メートルのところ (北緯33度44分21秒,東経129度40分42秒) ロ 1から88度25メートルのところ (北緯33度44分21秒,東経129度40分42秒) ハ 2から88度25メートルのところ (北緯33度44分18秒,東経129度40分43秒) ニ 2から88度8メートルのところ (北緯33度44分18秒,東経129度40分42秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2066号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニを順次 結んでイに至る各直線に よって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦港冲防波堤標識A (冲防波堤北西端から南東方向防波堤沿いに 355メートルのところ) (北緯33度44分33秒,東経129度40分22秒) 2 同市同町郷ノ浦港冲防波堤標識B(冲防波 堤南東端から北西方向防波堤沿いに160メー トルのところ) (北緯33度44分30秒,東経129度40分28秒)	イ 1から33度21メートルのところ (北緯33度44分34秒,東経129度40分22秒) ロ 1から33度61メートルのところ (北緯33度44分35秒,東経129度40分23秒) ハ 2から33度65メートルのところ (北緯33度44分31秒,東経129度40分29秒) ニ 2から33度25メートルのところ (北緯33度44分30秒,東経129度40分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2067号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦港沖防波堤標識1（沖 防波堤北西端から南東方向防波堤沿いに50 メートルのところ） （北緯33度44分39秒,東経129度40分11秒） 2 同市同町郷ノ浦港沖防波堤標識2（沖防波 堤南東端から北西方向防波堤沿いに160メー トルのところ） （北緯33度44分30秒,東経129度40分28秒）	イ 1から33度20メートルのところ （北緯33度44分39秒,東経129度40分12秒） ロ 1から33度90メートルのところ （北緯33度44分41秒,東経129度40分13秒） ハ 2から33度95メートルのところ （北緯33度44分32秒,東経129度40分30秒） ニ 2から33度25メートルのところ （北緯33度44分30秒,東経129度40分28秒）	第1種 介類垂下式養殖業（あこや貝 を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和7年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 （志原南触を除く）	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2068号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 大島 サンゴ崎 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線、4と5を結ん だ直線及び1から5、3から4 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町大島サンゴ崎南端 （北緯33度43分55秒,東経129度37分53秒） 2 同市同町大島サンゴ大橋二本目橋梁南端 （北緯33度43分53秒,東経129度37分54秒） 3 同市同町大島前児島南端 （北緯33度43分59秒,東経129度38分29秒） 4 同市同町大島前児島北端 （北緯33度44分6秒,東経129度38分27秒） 5 同市同町大島鎌崎南端（大島外防波堤付 根） （北緯33度44分8秒,東経129度38分24秒）		第1種 介類垂下式養殖業（あこや貝 を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 大島 長島		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2069号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 麦谷触 地先	次のイ、ロ、2、ハの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触中ノ浦1244番地石垣 角標識 (北緯33度45分38秒,東経129度40分48秒) 2 同市同町庄触久須浜西側突端標識 (北緯33度45分32秒,東経129度40分51秒) 3 同市同町半城本村触石垣突端標識 (北緯33度45分39秒,東経129度40分57秒) 4 同市同町半城本町触畑石垣標識 (北緯33度45分43秒,東経129度40分55秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯33度45分40秒,東経129度40分51秒) ロ 3と2を結ぶ直線上3から120メートルのとこ ろ (北緯33度45分36秒,東経129度40分54秒) ハ 1と3を結ぶ直線上1から10メートルのところ (北緯33度45分38秒,東経129度40分48秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2070号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 蛇島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 (北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒) 2 同市同町同触牛島東端 (北緯33度49分20秒,東経129度39分39秒)	イ 1から84度580メートルのところ (北緯33度48分57秒,東経129度40分0秒) ロ 1から80度730メートルのところ (北緯33度48分59秒,東経129度40分6秒) ハ 2から90度390メートルのところ (北緯33度49分20秒,東経129度39分54秒) ニ 2から90度210メートルのところ (北緯33度49分20秒,東経129度39分47秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2071号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 株郎瀬 地先	次の1と2を結ぶ直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触司郎登瀬南側標識 (北緯33度48分38秒,東経129度39分59秒) 2 同市同町同触株郎瀬西側標識 (北緯33度48分31秒,東経129度40分1秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 2072号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 里触 徳命 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町里触株郎瀬鼻東端 (北緯33度48分18秒,東経129度40分17秒) 2 同市同町同触エビス崎東端 (北緯33度47分59秒,東経129度40分19秒) 3 同市勝本町立石西触白岩西端 (北緯33度48分18秒,東経129度40分38秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度48分18秒,東経129度40分21秒) ロ 2から90度30メートルのところ (北緯33度47分59秒,東経129度40分20秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4021号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 蛇島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 (北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒) 2 同市同町同触牛島東端 (北緯33度49分20秒,東経129度39分39秒)	イ 1から84度580メートルのところ (北緯33度48分57秒,東経129度40分0秒) ロ 1から80度730メートルのところ (北緯33度48分59秒,東経129度40分6秒) ハ 2から90度390メートルのところ (北緯33度49分20秒,東経129度39分54秒) ニ 2から90度210メートルのところ (北緯33度49分20秒,東経129度39分47秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3086号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 梅津 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線、4と5を結ん だ直線及び3から4、1から5 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町初山西触大久保509番地西 突端標識 (北緯33度43分14秒,東経129度41分34秒) 2 同市同町坪触メ瀬突端 (北緯33度43分21秒,東経129度41分30秒) 3 同市同町同触字川之上2292番地南東石垣 角標識 (北緯33度43分26秒,東経129度41分35秒) 4 同市同町同触字川之上2309番地標識 (北緯33度43分29秒,東経129度41分42秒) 5 同市同町初山西触字小水521番地南石垣角 標識 (北緯33度43分33秒,東経129度41分50秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3087号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 初山 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 杵岐市郷ノ浦町坪触2122埋立地北側石垣 角標識A (北緯33度43分23秒,東経129度41分29秒) 2 同市同町同触坪の鼻南端標識B (北緯33度43分18秒,東経129度41分28秒)	イ 1から106度35メートルのところ (北緯33度43分22秒,東経129度41分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3088号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 坪触 細崎海岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町坪触細崎海岸標識A (北緯33度43分54秒,東経129度40分43秒) 2 同市同町同触細崎海岸標識B(1から南方 に206.5メートルのところ) (北緯33度43分48秒,東経129度40分40秒)	イ 1から276度32メートルのところ (北緯33度43分54秒,東経129度40分42秒) ロ 1から276度187メートルのところ (北緯33度43分55秒,東経129度40分36秒) ハ 2から272度187メートルのところ (北緯33度43分48秒,東経129度40分33秒) ニ 2から272度32メートルのところ (北緯33度43分48秒,東経129度40分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3089号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 庄触 地先	次の3、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線と5、1、 2の各点を順次結んだ各直 線及び4から5、2から3に至 る各最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町庄触野島崎西端 (北緯33度44分59秒,東経129度40分40秒) 2 同市同町同触長瀬北端 (北緯33度44分58秒,東経129度40分39秒) 3 同市同町同触長瀬南端 (北緯33度44分52秒,東経129度40分35秒) 4 同市同町同触サンドマキ鼻西端 (北緯33度45分5秒,東経129度40分32秒) 5 同市同町同触サンドマキ鼻南東端 (北緯33度45分2秒,東経129度40分36秒)	イ 3から207度30分30メートルのところ (北緯33度44分52秒,東経129度40分35秒) ロ 4から235度290メートルのところ (北緯33度44分59秒,東経129度40分23秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3090号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 庄触 サンドマキ鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町庄触サンドマキ鼻西端 (北緯33度45分5秒,東経129度40分32秒) 2 同市同町同触中ノ浜鼻南西端 (北緯33度45分12秒,東経129度40分31秒) 3 同市同町麦谷触東崎南端 (北緯33度45分11秒,東経129度40分19秒) 4 同市同町渡良浦小崎波止突端標識 (北緯33度45分2秒,東経129度39分54秒) 5 同市同町郷ノ浦港南防波堤赤灯台 (北緯33度44分24秒,東経129度40分38秒)	イ 1から235度290メートルのところ (北緯33度44分59秒,東経129度40分24秒) ロ 2と4を結ぶ直線上と3と5を結ぶ直線との交 点 (北緯33度45分9秒,東経129度40分20秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯33度45分11秒,東経129度40分30秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3091号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 渡良東触 地先	次の1、2、イ、ロ、5の各点 を順次結んだ各直線、6と7 を結んだ直線及び1から7、 5から6に至る各最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触美鹿崎西端 (北緯33度46分12秒,東経129度39分30秒) 2 同市同町渡良東触泉崎西端標識 (北緯33度46分17秒,東経129度39分33秒) 3 同市同町同触神瀬鼻北東端標識 (北緯33度46分18秒,東経129度39分22秒) 4 同市同町同触神瀬21番標識 (北緯33度46分10秒,東経129度39分18秒) 5 同市同町同触字会越19番標識 (北緯33度46分7秒,東経129度39分20秒) 6 同市同町麦谷触板浦畑1262番北西端 (北緯33度46分4秒,東経129度39分32秒) 7 同市同町同触板浦畑853番地北西端 (北緯33度46分5秒,東経129度39分34秒)	イ 2と3を結ぶ直線上3から130メートルのところ (北緯33度46分18秒,東経129度39分25秒) ロ 4と5を結ぶ直線上4から50メートルのところ (北緯33度46分8秒,東経129度39分19秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3092号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 麦谷触 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線、4と5 を結んだ直線及び1から5、 3から4に至る各最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触野島北西端 (北緯33度46分9秒,東経129度40分12秒) 2 同市同町渡良東触チョウカン鼻東端標識 (北緯33度46分7秒,東経129度39分52秒) 3 同市同町麦谷触岳ノ浦鼻北端 (北緯33度46分4秒,東経129度39分59秒) 4 同市同町同触品木鼻東側中央標識 (北緯33度46分2秒,東経129度40分6秒) 5 同市同町同触野島鼻西側中央突端標識 (北緯33度46分2秒,東経129度40分12秒)	イ 1から30度60メートルのところ (北緯33度46分11秒,東経129度40分13秒) ロ 2から30度295メートルのところ (北緯33度46分16秒,東経129度39分58秒) ハ 2から30度135メートルのところ (北緯33度46分11秒,東経129度39分55秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	－		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3093号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城本村触 地先	次の1、2、イ、ロ、5の各点 を順次結んだ各直線、6と 7、8と9を結んだ各直線及 び1から9、8から7、6から5 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町半城本村触飛鳥突端 (北緯33度46分4秒,東経129度40分41秒) 2 同市同町大浦触松崎の柱瀬頂上 (北緯33度46分9秒,東経129度40分34秒) 3 同市同町麦谷触谷崎突端 (北緯33度46分5秒,東経129度40分24秒) 4 同市同町同触田代鼻突端 (北緯33度45分44秒,東経129度40分48秒) 5 同市同町半城本村触大崎石垣西端 (北緯33度45分45秒,東経129度40分53秒) 6 同市同町同触島島崎突端 (北緯33度45分54秒,東経129度40分46秒) 7 同市同町同触平瀬突端 (北緯33度45分59秒,東経129度40分49秒) 8 同市同町同触平瀬海岸標識 (北緯33度46分2秒,東経129度40分55秒) 9 同市同町同触クヤリ新田北側付根 (北緯33度46分4秒,東経129度40分53秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から125メートルのところ (北緯33度46分7秒,東経129度40分29秒) ロ 4と5を結ぶ直線の中央点 (北緯33度45分44秒,東経129度40分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3094号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 有安触 地先	次の3、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、13の各点を 順次結んだ各直線、1と2、 8と9、10と11、11と12を結 ぶ各直線及び2から3、1か ら8、9から10、12から13に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町大浦触御津ノ浜標識(御津 ノ浜南側波止南側付根から56メートルのどこ ろ) (北緯33度46分34秒,東経129度40分39秒) 2 同市同町有安触御津ノ浜北側波止東側付 根 (北緯33度46分39秒,東経129度40分34秒) 3 同市同町同触字御手洗362番地標識 (北緯33度46分33秒,東経129度40分24秒) 4 同市同町同触字御手洗386番地標識 (北緯33度46分35秒,東経129度40分17秒) 5 同市同町同触字御手洗河口東端 (北緯33度46分35秒,東経129度40分4秒) 6 同市同町同触船石標識 (北緯33度46分36秒,東経129度39分52秒) 7 同市同町大浦触柳田道ノ浦テイ崎突端 (北緯33度46分25秒,東経129度40分26秒) 8 同市同町同触土肥崎188番地標識 (北緯33度46分20秒,東経129度40分37秒) 9 同市同町半城本村触倉置1387番地標識A (北緯33度46分17秒,東経129度40分41秒) 10 同市同町同触倉置1387番地標識B(9から 南方海岸沿いに27メートルのところ) (北緯33度46分14秒,東経129度40分42秒) 11 同市同町同触松崎伺鼻標識 (北緯33度46分9秒,東経129度40分41秒) 12 同市同町同触松崎東端標識 (北緯33度46分8秒,東経129度40分39秒) 13 同市同町同触松崎の柱瀬頂上 (北緯33度46分9秒,東経129度40分34秒) 14 同市同町麦谷触谷崎突端 (北緯33度46分5秒,東経129度40分24秒)	イ 3と7を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度40分24秒) ロ 4から180度50メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度40分17秒) ハ 5から180度60メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度40分4秒) ニ 5から180度100メートルのところ (北緯33度46分32秒,東経129度40分4秒) ホ 6から190度80メートルのところ (北緯33度46分33秒,東経129度39分51秒) ヘ 6から190度400メートルのところ (北緯33度46分23秒,東経129度39分49秒) ト 5から180度410メートルのところ (北緯33度46分22秒,東経129度40分4秒) チ 7から186度300メートルのところ (北緯33度46分15秒,東経129度40分25秒) リ 13と14を結ぶ直線上13から125メートルのど ころ (北緯33度46分7秒,東経129度40分29秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3095号	長崎県 壱岐市 勝本町 黒ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町本宮仲触黒ヶ島西端 (北緯33度48分56秒,東経129度40分11秒) 2 同市郷ノ浦町新田触タコ島北端 (北緯33度48分48秒,東経129度39分54秒) 3 同市勝本町本宮仲触黒ヶ島南端標識 (北緯33度48分54秒,東経129度40分16秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯33度48分54秒,東経129度40分8秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から240メートルのとこ ろ (北緯33度48分52秒,東経129度40分3秒) ハ 3から225度30分330メートルのところ (北緯33度48分46秒,東経129度40分7秒) ニ 3から211度30分200メートルのところ (北緯33度48分48秒,東経129度40分12秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3096号	長崎県 壱岐市 勝本町 黒ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町本宮仲触黒ヶ島南端標識 (北緯33度48分54秒,東経129度40分16秒)	イ 1から204度510メートルのところ (北緯33度48分39秒,東経129度40分9秒) ロ 1から188度710メートルのところ (北緯33度48分31秒,東経129度40分13秒) ハ 1から171度30分620メートルのところ (北緯33度48分34秒,東経129度40分21秒) ニ 1から184度370メートルのところ (北緯33度48分42秒,東経129度40分16秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3097号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 里触 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町里触カブロー瀬鼻北西端標 識 (北緯33度48分19秒,東経129度40分9秒) 2 同市勝本町本宮南触円山南端 (北緯33度48分39秒,東経129度40分53秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から230メートルのところ (北緯33度48分22秒,東経129度40分17秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から380メートルのとこ ろ (北緯33度48分25秒,東経129度40分22秒) ハ 1から31度450メートルのところ (北緯33度48分31秒,東経129度40分18秒) ニ 1から17度30分340メートルのところ (北緯33度48分29秒,東経129度40分13秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3098号	長崎県 杵岐市 勝本町 立石西触 片苗湾 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホの 各点を順次結んで1に至る 各直線によって囲まれた区 域	1 杵岐市勝本町立石西触片苗湾石路波止南 西端 (北緯33度47分59秒,東経129度40分23秒) 2 同市同町同触フリヤ崎標識A号 (北緯33度48分3秒,東経129度40分25秒) 3 同市同町同触フリヤ崎西端 (北緯33度48分4秒,東経129度40分25秒) 4 同市郷ノ浦町里触徳命波止南側付根 (北緯33度47分57秒,東経129度40分17秒) 5 同市同町同触エビス崎東端標識 (北緯33度47分59秒,東経129度40分19秒) 6 同市同町同触椎木崎突端標識 (北緯33度48分5秒,東経129度40分18秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯33度47分59秒,東経129度40分21秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯33度48分1秒,東経129度40分22秒) ハ 3と6を結ぶ直線上3から70メートルのところ (北緯33度48分4秒,東経129度40分22秒) ニ 3と6を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯33度48分4秒,東経129度40分24秒) ホ 2と5を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度48分2秒,東経129度40分23秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4014号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 片原触 細崎海岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町片原触川良瀬の鼻標識A (北緯33度43分58秒,東経129度40分46秒) 2 同市同町同触川良瀬の鼻標識B(1から南 方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯33度43分56秒,東経129度40分44秒)	イ 1から282度30分45メートルのところ (北緯33度43分58秒,東経129度40分44秒) ロ 1から282度30分207メートルのところ (北緯33度43分60秒,東経129度40分38秒) ハ 2から272度30分197メートルのところ (北緯33度43分56秒,東経129度40分37秒) ニ 2から272度30分35メートルのところ (北緯33度43分56秒,東経129度40分43秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4015号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 麦谷触 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触岳ノ浦鼻北端標識 (北緯33度46分4秒,東経129度39分58秒) 2 同市同町同触品木浦波止北側付根 (北緯33度45分57秒,東経129度39分51秒)	イ 1から336度130メートルのところ (北緯33度46分8秒,東経129度39分56秒) ロ 2から301度80メートルのところ (北緯33度45分59秒,東経129度39分49秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4016号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城湾神の木 地先	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と2か ら3に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触後山東防波堤付根 (北緯33度45分54秒,東経129度40分34秒) 2 同市同町同触田代鼻北端標識 (北緯33度45分45秒,東経129度40分46秒) 3 同市同町同触田代鼻東端標識 (北緯33度45分44秒,東経129度40分48秒)	イ 1から36度30分100メートルのところ (北緯33度45分57秒,東経129度40分36秒) ロ 1から36度30分135メートルのところ (北緯33度45分58秒,東経129度40分37秒) ハ 3から60度30メートルのところ (北緯33度45分44秒,東経129度40分49秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4017号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城湾神の木 地先	次の2、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで2に至る各直線 によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触田代鼻北端標識 (北緯33度45分45秒,東経129度40分46秒) 2 同市同町同触田代鼻西側標識(1から西方 海岸沿いに50メートルのところ) (北緯33度45分45秒,東経129度40分45秒)	イ 1から323度40メートルのところ (北緯33度45分46秒,東経129度40分45秒) ロ 1から323度210メートルのところ (北緯33度45分51秒,東経129度40分42秒) ハ 2から323度170メートルのところ (北緯33度45分49秒,東経129度40分41秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4018号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 庄触 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町庄触久須浜西側突端標識 (北緯33度45分32秒,東経129度40分51秒) 2 同市同町半城本村触石垣突端標識 (北緯33度45分39秒,東経129度40分57秒) 3 同市同町庄触葛ヶ浜地区突堤付根 (北緯33度45分30秒,東経129度40分53秒)	イ 1と2を結ぶ直線上2から120メートルのところ (北緯33度45分36秒,東経129度40分54秒) ロ 3から23度125メートルのところ (北緯33度45分34秒,東経129度40分55秒) ハ 3から23度50メートルのところ (北緯33度45分32秒,東経129度40分53秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4019号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城本村触 石畑 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町半城本村触大崎石垣西端 (北緯33度45分45秒,東経129度40分53秒) 2 同市同町同触石垣突端標識 (北緯33度45分39秒,東経129度40分57秒) 3 同市同町庄触久須浜西側突端標識 (北緯33度45分32秒,東経129度40分51秒) 4 同市同町麦谷触田代鼻東端 (北緯33度45分44秒,東経129度40分48秒)	イ 1と4を結ぶ直線の中央点 (北緯33度45分44秒,東経129度40分50秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯33度45分37秒,東経129度40分56秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4020号	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城本村触 地先	次の1と2、3と4を結んだ各 直線及び2から3、1から4に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 杵岐市郷ノ浦町大浦触土肥崎188番地標柱 (北緯33度46分20秒,東経129度40分37秒) 2 同市同町半城本村触倉置1387番地標柱A (北緯33度46分17秒,東経129度40分41秒) 3 同市同町大浦触遠見浦浜標柱 (北緯33度46分15秒,東経129度40分46秒) 4 同市同町同触遠見浦浜83番地西端石垣角 (北緯33度46分19秒,東経129度40分47秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 539号	長崎県 杵岐市 勝本町 辰ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 杵岐市勝本町辰ノ島南船着場突端標識 (北緯33度51分49秒,東経129度40分45秒)	イ 1から79度205メートルのところ (北緯33度51分50秒,東経129度40分52秒) ロ 1から79度60メートルのところ (北緯33度51分50秒,東経129度40分47秒) ハ 1から141度120メートルのところ (北緯33度51分46秒,東経129度40分48秒) ニ 1から106度30分230メートルのところ (北緯33度51分47秒,東経129度40分53秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	杵岐市 勝本町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 540号	長崎県 壱岐市 勝本町 勝本港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町名烏島係船場標識 (北緯33度51分56秒,東経129度41分42秒)	イ 1から158度300メートルのところ (北緯33度51分47秒,東経129度41分47秒) ロ 1から187度30分285メートルのところ (北緯33度51分47秒,東経129度41分41秒) ハ 1から185度385メートルのところ (北緯33度51分43秒,東経129度41分41秒) ニ 1から164度400メートルのところ (北緯33度51分43秒,東経129度41分46秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 勝本町		継続	
北区計第 2301号	長崎県 壱岐市 勝本町 勝本浦 うの瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町勝本東触勝本浦うの瀬防波 堤標識A(防波堤付根から南西方向防波堤沿 いに25メートルのところ) (北緯33度51分26秒,東経129度41分43秒) 2 同市同町勝本東触勝本浦うの瀬防波堤標 識B(1から南西方向防波堤沿いに30メートルの ところ) (北緯33度51分26秒,東経129度41分42秒)	イ 1から147度15メートルのところ (北緯33度51分26秒,東経129度41分44秒) ロ 1から147度30メートルのところ (北緯33度51分25秒,東経129度41分44秒) ハ 2から147度30メートルのところ (北緯33度51分25秒,東経129度41分43秒) ニ 2から147度15メートルのところ (北緯33度51分25秒,東経129度41分43秒)	第1種 介類小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 勝本町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4022号	長崎県 壱岐市 勝本町 立石西触 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町立石西触白岩鼻北端標識 (北緯33度48分21秒,東経129度40分42秒) 2 同市同町同触宇大園埋立地防波堤標識(北 西側防波堤護岸付根から31メートルのところ) (北緯33度48分20秒,東経129度40分51秒)	イ 1から348度30分300メートルのところ (北緯33度48分30秒,東経129度40分40秒) ロ 2から1度165メートルのところ (北緯33度48分26秒,東経129度40分51秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 勝本町		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 4023号	長崎県 壱岐市 勝本町 本宮仲触 浦海 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町本宮仲触浦海桶田階段根元 (北緯33度49分6秒,東経129度40分37秒) 2 同市同町同触黒石護岸標識 (北緯33度48分53秒,東経129度40分44秒) 3 同市同町同触平瀬標識 (北緯33度48分45秒,東経129度40分25秒) 4 同市同町同触黒ヶ島南東端標識 (北緯33度48分55秒,東経129度40分17秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から300メートルのところ (北緯33度49分1秒,東経129度40分27秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのとこ ろ (北緯33度48分51秒,東経129度40分39秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯33度48分51秒,東経129度40分41秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのとこ ろ (北緯33度49分5秒,東経129度40分34秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 勝本町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3099号	長崎県 壱岐市 勝本町 立石西触 片苗湾 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各 点を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町立石西触フリヤ崎北西端 (北緯33度48分4秒,東経129度40分25秒) 2 同市同町同触護岸西端標識 (北緯33度48分11秒,東経129度40分37秒) 3 同市同町同触白岩鼻南西端 (北緯33度48分18秒,東経129度40分38秒)	イ 3から277度210メートルのところ (北緯33度48分19秒,東経129度40分30秒) ロ 3から277度40メートルのところ (北緯33度48分18秒,東経129度40分36秒) ハ 2から274度20分30メートルのところ (北緯33度48分11秒,東経129度40分36秒) ニ 2から274度20分90メートルのところ (北緯33度48分11秒,東経129度40分34秒) ホ 1から16度120メートルのところ (北緯33度48分8秒,東経129度40分26秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3100号	長崎県 壱岐市 勝本町 本宮仲触 黒ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町本宮仲触黒ヶ島南端標識 (北緯33度48分54秒,東経129度40分17秒)	イ 1から135度470メートルのところ (北緯33度48分43秒,東経129度40分30秒) ロ 1から161度510メートルのところ (北緯33度48分38秒,東経129度40分24秒) ハ 1から151度790メートルのところ (北緯33度48分31秒,東経129度40分32秒) ニ 1から135度740メートルのところ (北緯33度48分37秒,東経129度40分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3101号	長崎県 壱岐市 勝本町 本宮仲触 黒ヶ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 壱岐市勝本町本宮仲触黒ヶ島南端標識 (北緯33度48分54秒,東経129度40分16秒)	イ 1から112度80メートルのところ (北緯33度48分53秒,東経129度40分20秒) ロ 1から204度190メートルのところ (北緯33度48分48秒,東経129度40分14秒) ハ 1から164度410メートルのところ (北緯33度48分41秒,東経129度40分22秒) ニ 1から157度390メートルのところ (北緯33度48分42秒,東経129度40分23秒) ホ 1から164度220メートルのところ (北緯33度48分47秒,東経129度40分20秒) ヘ 1から125度190メートルのところ (北緯33度48分50秒,東経129度40分24秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第 3517号	長崎県 壱岐市 勝本町 本宮南触 浦海 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 壱岐市勝本町本宮南触桶ヶ浜護岸角標識 (北緯33度48分48秒,東経129度40分49秒) 2 同市同町同触桶ヶ浜石垣角標識 (北緯33度48分42秒,東経129度40分53秒)	イ 1から240度70メートルのところ (北緯33度48分47秒,東経129度40分47秒) ロ 2から240度70メートルのところ (北緯33度48分41秒,東経129度40分50秒) ハ 2から240度160メートルのところ (北緯33度48分40秒,東経129度40分47秒) ニ 1から240度160メートルのところ (北緯33度48分45秒,東経129度40分44秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		新規	